

うるま市環境基本計画

“人と歴史が奏でる快適で自然豊かなまち、うるま市”



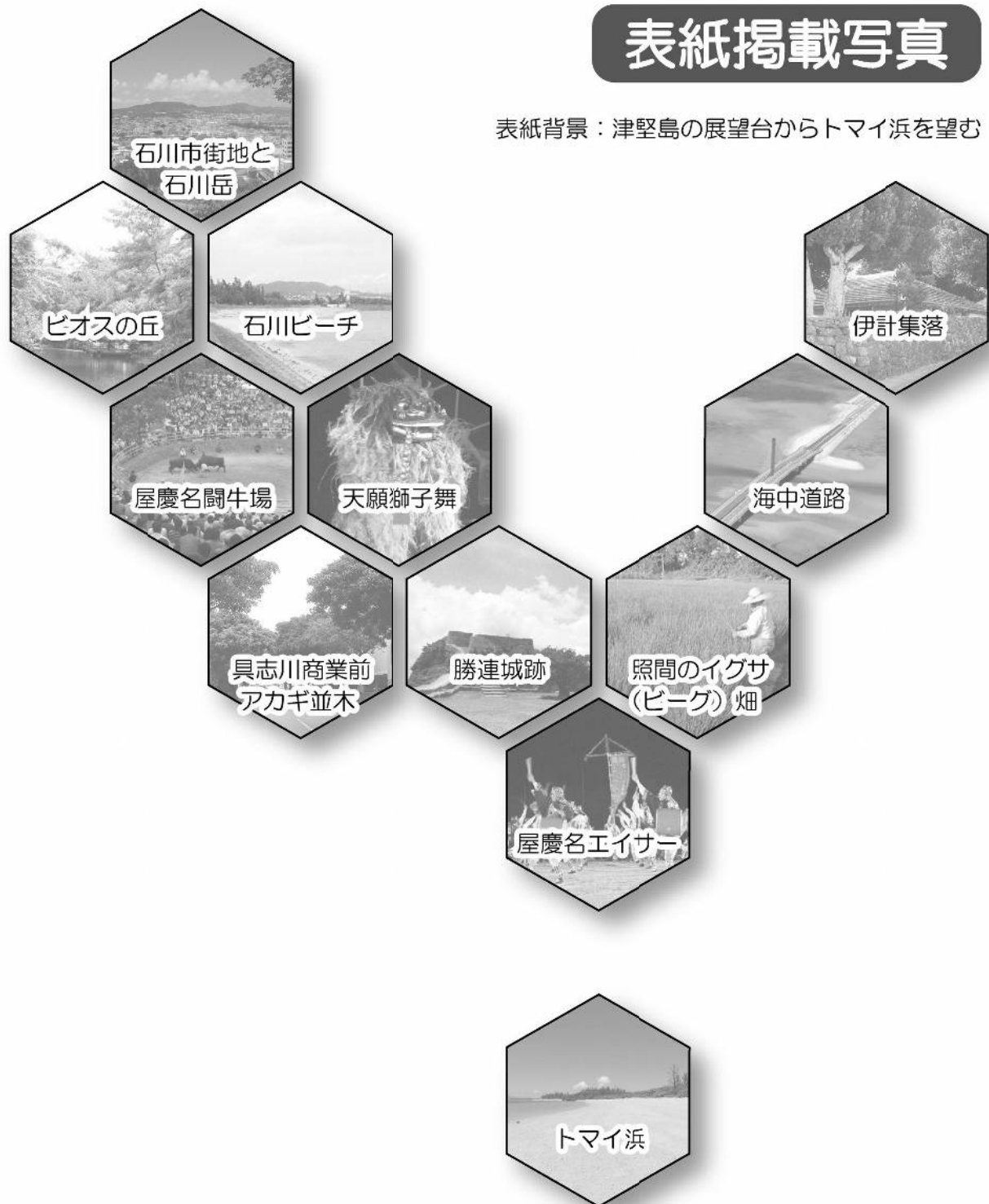
平成 27 年 3 月



うるま市

表紙掲載写真

表紙背景：津堅島の展望台からトマイ浜を望む



はじめに

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置し、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接しています。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいます。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋によって結ばれています。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”の意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有しています。また、本市は平成12年に首里城などと共に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録される勝連城跡をはじめ、国指定の史跡など多くの文化遺産を有しています。



このように、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境を次の世代へ受け継いでいくことが、現代を生きる我々市民一人ひとりの責務と強く感じています。

本市では、将来のうるま市のめざす環境像の実現を目的として、環境政策の総合的な施策の指針となる「うるま市環境基本計画」を策定しました。計画では、自然環境の保全・継承等について、市、事業者、市民等のそれぞれの役割と相互の連携・協働について示しています。なお、本計画の推進にあたっては、計画の主体者となる市、事業者、市民等の連携と協働が重要となることから、主体となるべき全ての方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり市民の皆様をはじめ、うるま市環境基本計画検討委員ならびにうるま市環境審議会の皆様から貴重なご意見とご提言を頂き、心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

うるま市長 島袋 俊夫

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 うるま市環境基本計画策定に至った背景	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画策定の根拠及び内容	2
1-4 計画の位置づけ	3
1-5 計画の期間・目標年度	4
1-6 計画が対象とする環境	4
1-7 計画の対象主体と役割	5

第 2 章 うるま市の概要

2-1 位置・行政区	6
2-2 人口・世帯数	8
2-3 産業	9
2-4 土地利用	13
2-5 道路網と交通量の状況	14

第 3 章 うるま市のめざす環境像

3-1 うるま市のめざす環境像	16
3-2 基本目標	16
3-3 うるま市環境基本計画の施策体系	17

第 4 章 具体的な取組

4-1 生活環境（身近な環境の保全について、一人ひとりが意識して取り組むまち） ..	19
4-2 快適環境（安心して暮らせる快適で住みよいまち）	30
4-3 自然環境（地域の豊かな自然環境と共生するまち）	40
4-4 歴史・文化環境（歴史・伝統文化の保存・継承を積極的に取り組むまち）	51
4-5 地球環境（身近な取り組みで地球環境保全に貢献するまち）	60

第5章 地域ごとの特性を活かした取組

5-1 主体別環境配慮指針	66
1 市	67
2 事業者	68
3 市民等	69
5-2 地域別環境配慮指針	73
1 具志川地域	74
2 石川地域	75
3 勝連地域	76
4 与那城地域	77

第6章 計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制	78
1 うるま市環境審議会	78
2 うるま市環境基本計画推進会議	78
6-2 進捗管理	79

資料編

● うるま市環境基本条例	資- 1
● 計画策定の経緯	資- 6
● うるま市環境審議会名簿	資- 7
● うるま市環境基本計画 検討委員会名簿	資- 8
● 環境基準一覧	資- 9
● 緑地確保目標水準の算定（抜粋資料）	資-13
● アンケート調査結果概要	資-16
● 用語解説	資-46

第 1 章 計画の基本的事項



第 1 章 計画の基本的事項

1-1 うるま市環境基本計画策定に至った背景

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、日常生活が環境にさまざまな負荷を与え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の問題を引き起こしています。

特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境または地球環境の持つ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させて、環境問題として影響を生じてきています。

このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っています。

私たちは、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境を、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者及び市民等（市民、市民団体及び来訪者）がそれぞれの役割を果たし、うるま市のめざすべき環境像の実現に向けて協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この計画を策定します。

1-2 計画の目的

本計画は、本市の環境行政の基本的な指針となるものであり、市、事業者及び市民等の各主体及び各主体間の連携・協働による環境保全や市民等の参加による本計画の推進により本市の望ましい環境の実現をめざすことを目的としています。

1-3 計画策定の根拠及び内容

本計画の策定の根拠となります「うるま市環境基本条例」の条文からその基本理念と環境基本計画について以下に内容を示します。

うるま市環境基本条例（抜粋）

平成 25 年 12 月 24 日 条例第 45 号

（基本理念）

第 3 条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。
- (2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

（環境基本計画）

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

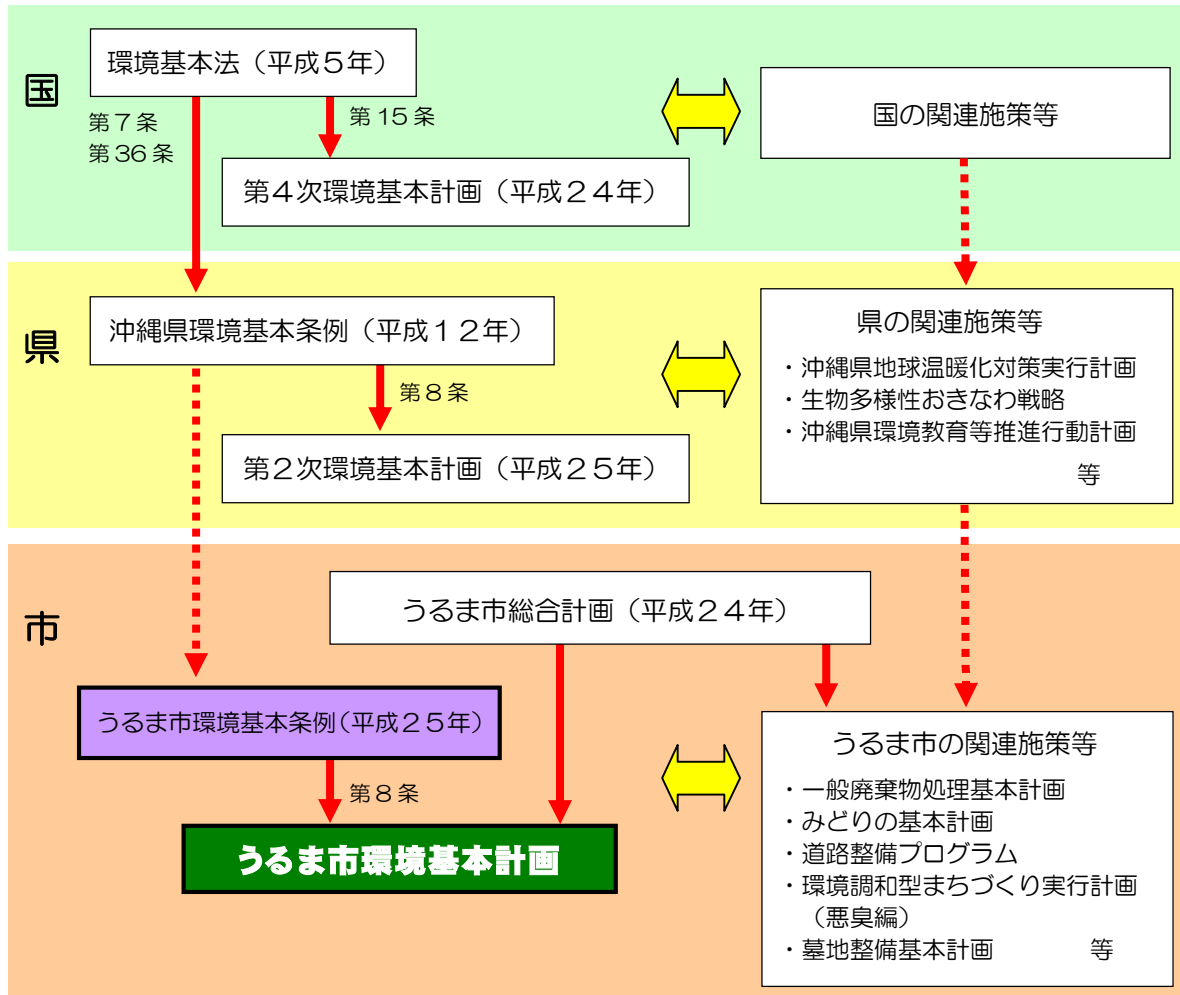
3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第 25 条第 1 項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1-4 計画の位置づけ

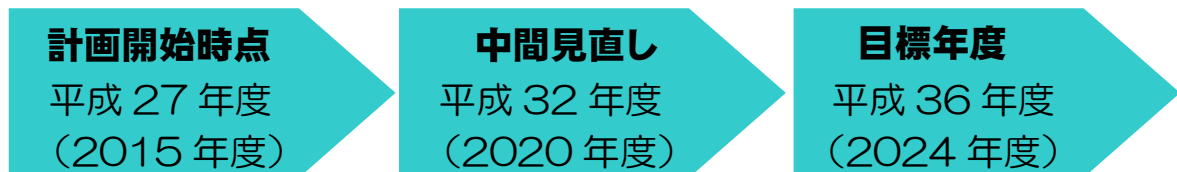
本計画は、うるま市環境基本条例第 8 条に基づいて策定されるもので、国や県の「環境基本計画」や「うるま市総合計画」などの上位計画をはじめとし、本市の関連施策などと連携を図り、本市における環境に係わる施策を総合的かつ計画的に進めるための計画として位置づけています。



本計画は、すでに定められている「うるま市一般廃棄物処理基本計画」や「うるま市みどりの基本計画」など、環境保全に係わる個別計画の上位に位置する計画となるもので、うるま市の将来像の実現に向けて進むべき方向性や具体的な目標を定める手引きとなるものです。

1-5 計画の期間・目標年度

本計画の計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 10 年間とします。なお、計画の期間中は、本市を取り巻く社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等を踏まえ、適宜取組状況の確認を図り、中間年である平成 32 年度（2020 年度）に必要な応じて見直しを行うものとする。



1-6 計画が対象とする環境

うるま市環境基本計画が対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。



1-7 計画の対象主体と役割

本計画の対象主体は、市及び市内で活動する事業者や市民等とします。また、各主体には以下のような役割が期待されます。

主 体	役 割
市	・ 環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、実施します。 ・ 事業者、市民等による環境保全の取組を支援します。 ・ 環境保全等に関して国、県、近隣市町村等と連携を図ります。
事業者	・ 事業活動において、環境の保全及び創造のための行動に取り組みます。 ・ 市の環境施策や、市民等が取り組む環境保全活動に協力します。
市民等 (市民、市民団体 及び来訪者)	・ 日常生活において、環境保全のための行動に取り組みます。 ・ 市の環境施策や事業者が取り組む環境保全活動に協力します。

第2章 うるま市の概要



第2章 うるま市の概要

2-1 位置・行政区

(1) 位置

本市は、沖縄本島中部の東海岸に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接しています。市域は北側に金武町と恩納村に接する石川地域、中央は沖縄市に接する貝志川地域、南東側に広がる勝連半島の北方には与那城地域、南方は勝連地域となっています。本市の総面積は、8,614ha（国土地理院 平成24年）です。また、東方海上には8つの島々があります。

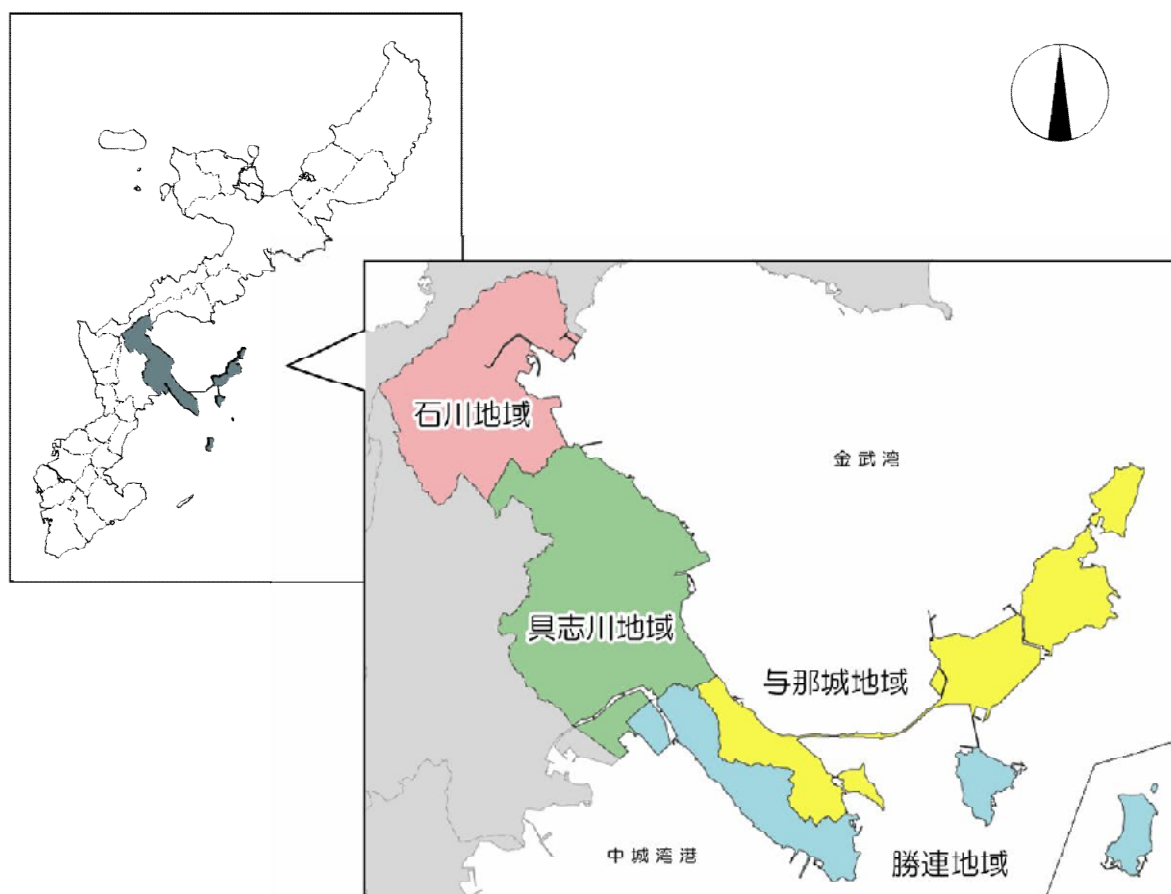


図 2-1.1 うるま市の位置

(2) 行政区

本市の行政区は、63 自治会から構成されています。

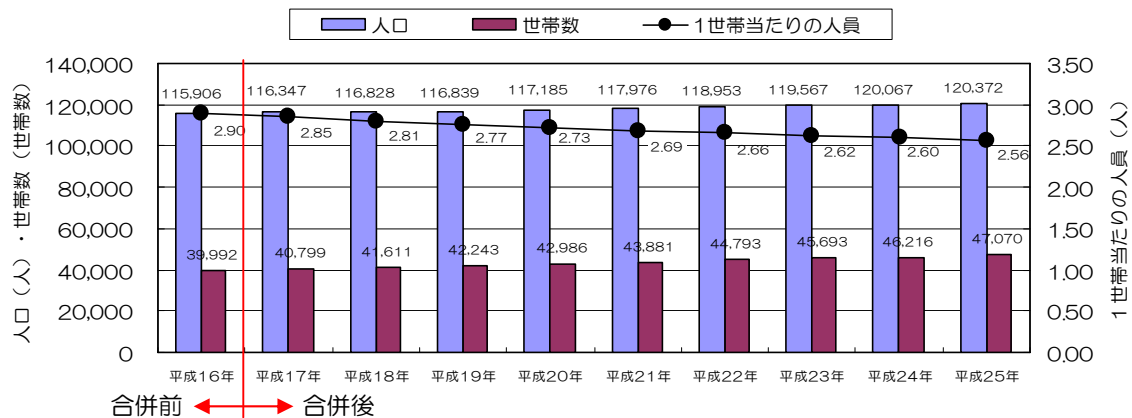
表 2-1.1 本市の行政区（自治会）

番号	地域	行政区	番号	地域	行政区
1	具志川地域	具志川	31	石川地域	曙
2		田場	32		南栄
3		赤野	33		城北
4		宇堅	34		中央
5		天願	35		松島
6		昆布	36		宮前
7		栄野比	37		東山
8		川崎	38		旭
9		西原	39		港
10		安慶名	40		伊波
11		平良川	41		嘉手苅
12		上平良川	42		山城
13		兼箇段	43		石川前原
14		米原	44		東恩納
15		赤道	45		美原
16		江洲	46	勝連地域	南風原
17		宮里	47		平安名
18		喜仲	48		内間
19		上江洲	49		平敷屋
20		大田	50		津堅
21		川田	51		浜
22		塩屋	52	与那城地域	比嘉
23		豊原	53		照間
24		高江洲	54		与那城西原
25		前原	55		与那城
26		志林川	56		饒辺
27		新赤道	57		屋慶名
28		みどり町1、2	58		平安座
29		みどり町3、4	59		桃原
30		みどり町5、6	60		上原
			61		宮城
			62		池味
			63		伊計

出典：うるま市ホームページ 各課の案内 市民部 市民生活課 自治会（公民館）に関すること

2-2 人口・世帯数

平成25年における本市の人口は120,372人、世帯数は47,070世帯となっています。世帯数は毎年増加していますが、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化の進行が伺えます。



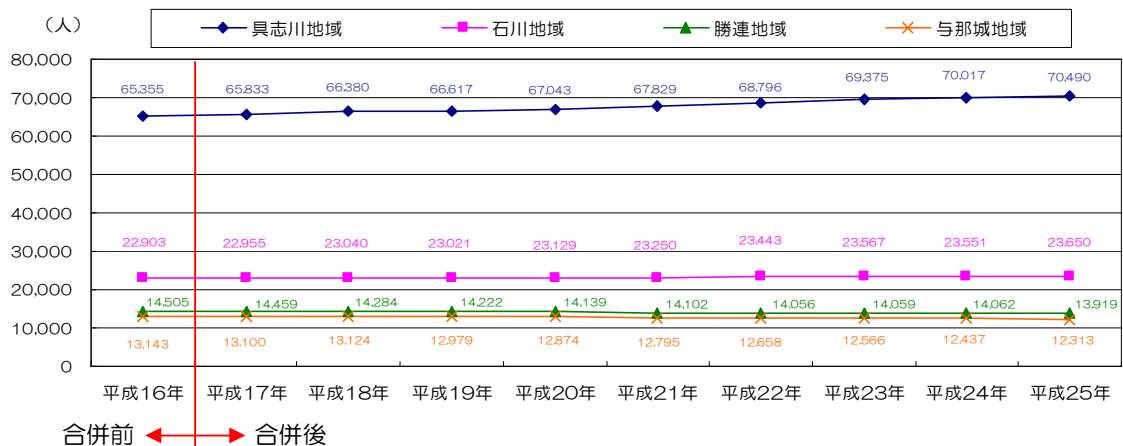
※ 各年12月末現在。

出典：うるま市統計書 平成23年版（うるま市 平成25年3月）

うるま市ホームページ うるま市の人口 過去の人口統計資料

図2-2.1 本市の人口及び世帯数

過去10年間の人口を比較すると、具志川地域と石川地域は増加傾向にあります。



※ 各年12月末現在。

出典：うるま市統計書 平成23年版（うるま市 平成25年3月）

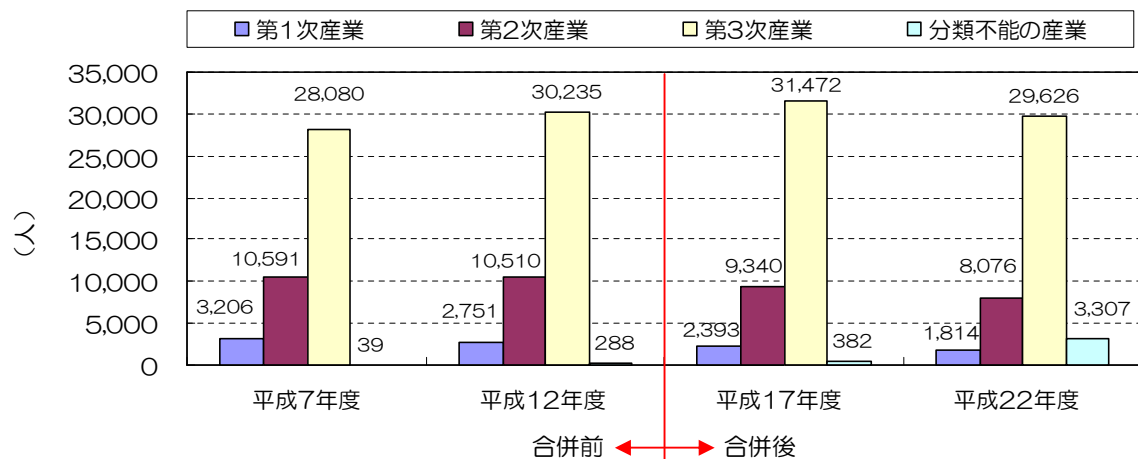
うるま市ホームページ うるま市の人口 過去の人口統計資料

図2-2.2 地域別の人口

2-3 産業

(1) 産業構造

本市の主な産業は、平成22年度において、第1次産業が1,814人(4.2%)、第2次産業が8,076人(18.9%)、第3次産業が29,626人(69.2%)、分類不能の産業が3,307人(7.7%)となり、産業別就業者数からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっています。また、経年変化をみると、第3次産業の就業人口は、平成17年度が31,472人と高くなっていますが平成22年度には減少に転じています。



※ 日本標準産業分類（平成14年3月改訂）の産業大分類により、第1次産業は、農業、林業、漁業、第2次産業は、鉱業、建設業、製造業、第3次産業は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）としています。なお、分類不能の産業とは、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類されています。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものです。

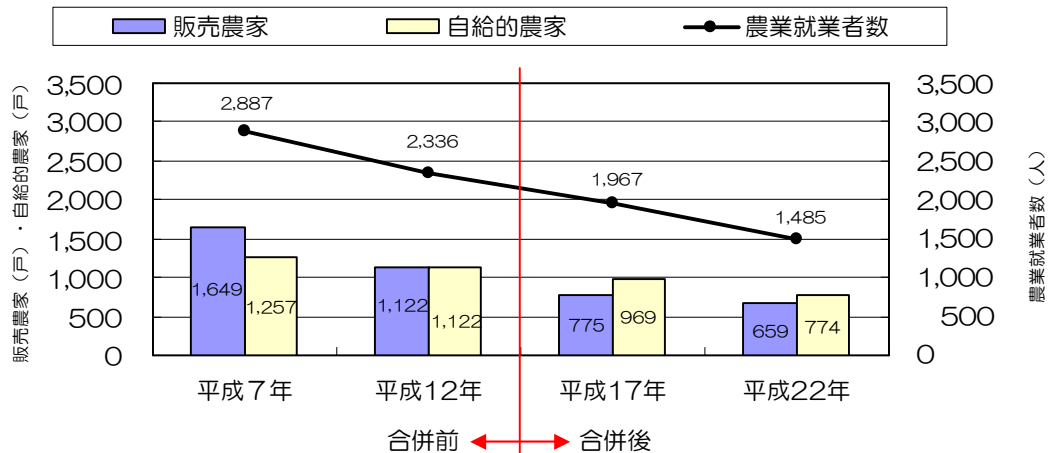
出典：平成7年～平成22年 国勢調査 総務省統計局

図 2-3.1 産業別就業者数の推移

(2) 各産業の現状

1) 農業

平成22年における本市の農業就業者数は1,485人で、総農家数は1,433戸となっています。経年変化をみると、農業就業者数及び農家数ともに減少傾向にあります。



※ 各年10月1日午前0時現在

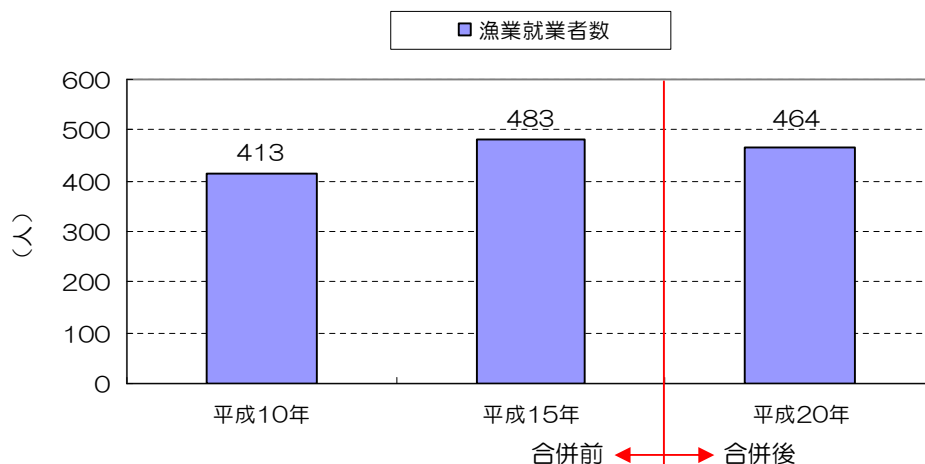
出典：農業関係統計 沖縄県農林水産部 平成25年3月

平成22年の農業就業者数については、『平成22年国勢調査』（総務省統計局ホームページ）

図2-3.2 農家数及び農業就業者数

2) 漁業

平成10年～平成20年における本市の漁業就業者数は、平成15年が最も多く483人でしたが、平成20年は464人に減少しています。



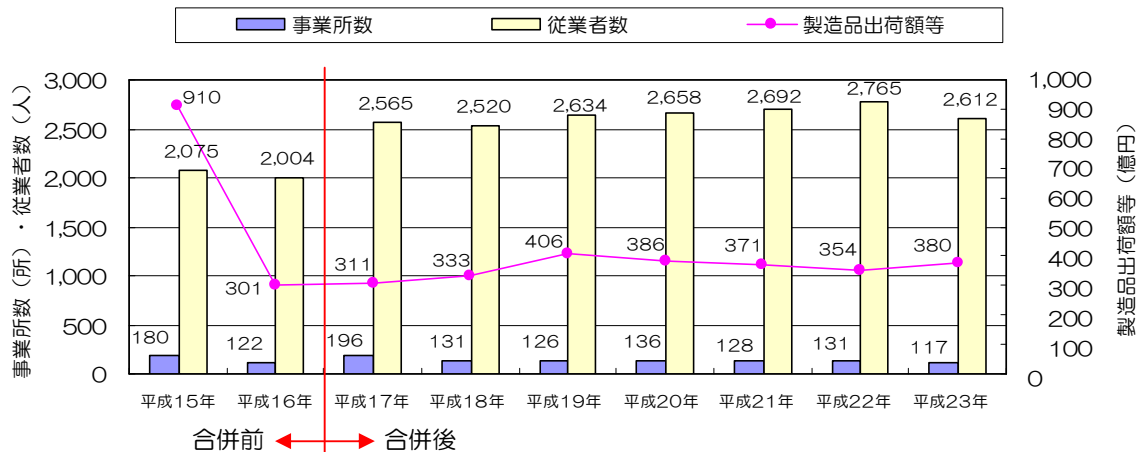
※ 各年11月1日現在

出典：沖縄県統計年鑑 平成12年度～平成24年度 沖縄県統計協会

図2-3.3 漁業就業者数

3) 製造業

事業所数は、平成17年が196事業所と最も多く、その後は減少傾向にあります。従業者数は、平成18年に若干減少したものの、その後は横ばいに推移しています。製造品出荷額等は、平成15年の約910億円と最も高かったものの、平成16年には約3分の1程度に減少しています。また、平成16年から平成19年まで緩やかな増加傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいに推移しています。



※ 各年12月末日現在

出典：うるま市統計書 平成23年版（うるま市 平成25年3月）

沖縄県統計年鑑 平成25年版 沖縄県統計協会

図2-3.4 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

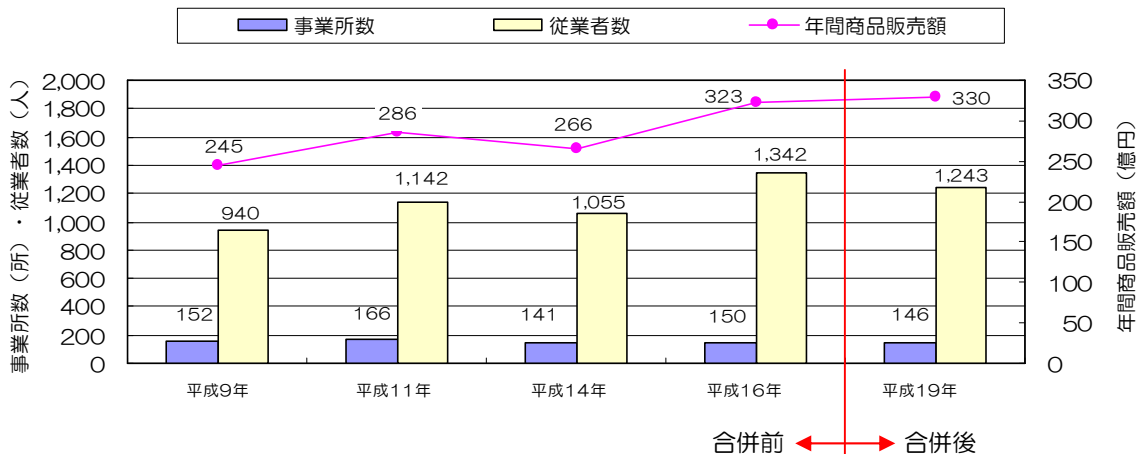
4) 商業（卸売、小売業）

①卸売業

事業所数は、平成9年から平成19年までほぼ横ばいに推移しています。

従業者数は、平成16年で1,342人と最も多く、その後は減少しています。

年間商品販売額は、概ね増加傾向にあり平成19年では330億円でした。



※ 平成11年は7月1日現在、平成9年、平成16年及び平成19年は、6月1日現在

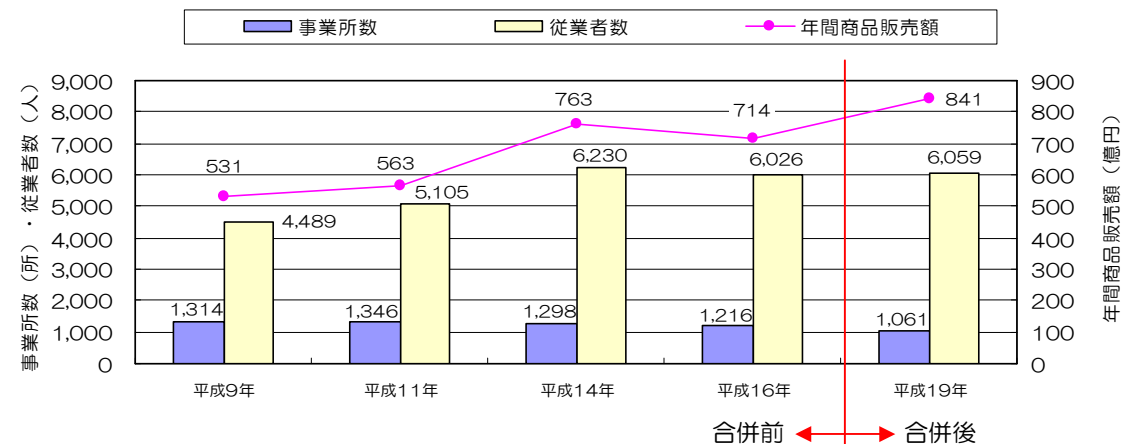
出典：うるま市統計書 平成23年版（うるま市 平成25年3月）

図2-3.5 商業（卸売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

②小売業

事業所数は、平成11年が1,346事業所と最も多く、その後は減少傾向にあります。従業者数については、平成14年で6,230人と最も多く、その後はほぼ横ばいに推移しています。

年間商品販売額は、平成9年から平成19年にかけて、増加傾向にあります。



※ 平成11年は7月1日現在、平成9年、平成16年及び平成19年は、6月1日現在

出典：うるま市統計書 平成23年版（うるま市 平成25年3月）

図2-3.6 商業（小売業）の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

2-4 土地利用

本市の土地利用（地目）の状況は、農地の割合が最も高く 24.2%、次いで宅地の 21.5%、山林の 17.2%となっています。

地域別の高い割合の項目をみると、具志川地域は宅地（25.2%）、石川地域は農地（26.7%）、勝連地域は山林（27.9%）、与那城地域は宅地（30.4%）となっています。

表 2-4.1 地域別土地利用（地目）の状況

単位：ha

項 目	具志川地域	石川地域	勝連地域	与那城地域	合計
自然的土地利用					
農地	737.0	561.1	268.4	520.6	2,087.0
%	22.9	26.7	19.6	27.0	24.2
山林	302.3	403.8	382.0	391.6	1,479.6
%	9.4	19.2	27.9	20.3	17.2
水面	17.8	23.7	5.8	6.1	53.5
%	0.6	1.1	0.4	0.3	0.6
その他	274.3	141.3	78.3	136.8	630.8
%	8.5	6.7	5.7	7.1	7.3
都市的土地利用					
宅地	812.1	291.7	162.0	586.2	1,852.1
%	25.2	13.9	11.9	30.4	21.5
公共・公益用地	255.8	133.3	48.6	38.2	475.9
%	7.9	6.3	3.6	2.0	5.5
道路	361.0	235.4	151.1	216.2	963.8
%	11.2	11.2	11.0	11.2	11.2
その他	460.4	311.3	271.2	31.5	1,074.4
%	14.3	14.8	19.8	1.6	12.5
合 計	3,220.8	2,101.6	1,367.5	1,927.1	8,617.0
%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：都市計画基礎調査 中部広域都市計画区域 平成 23 年度 うるま市

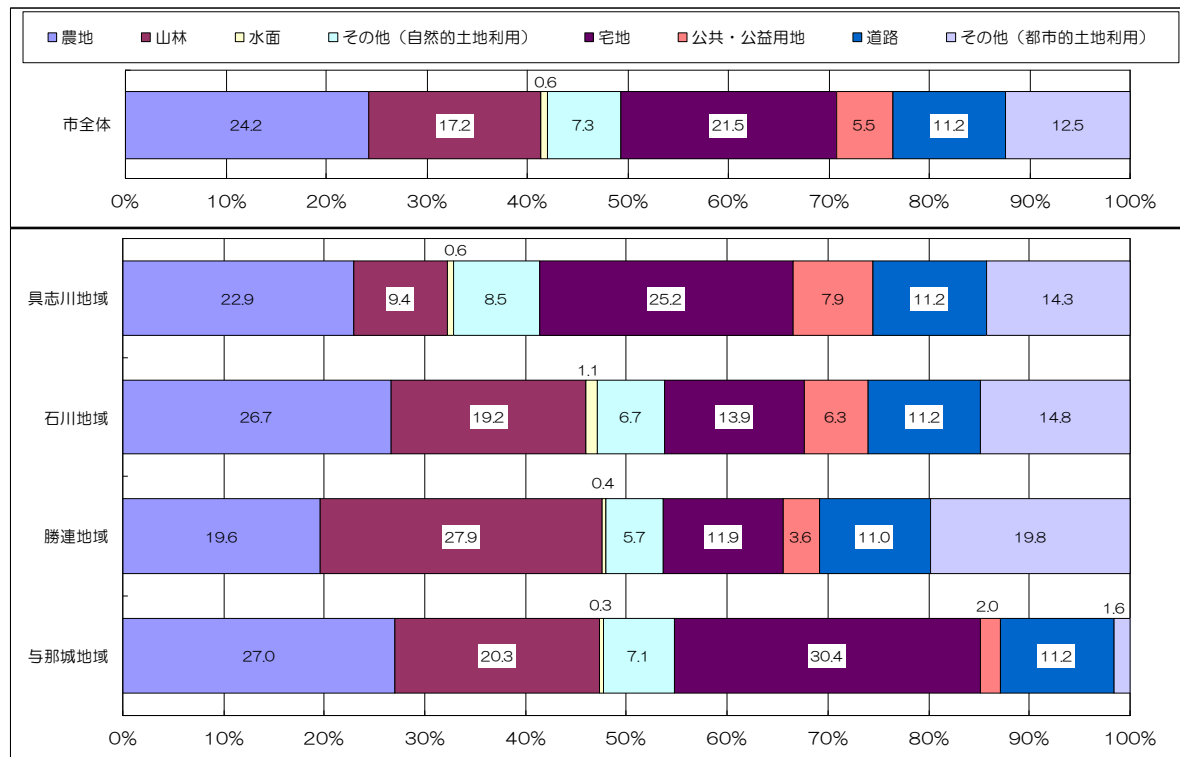


図 2-4.1 地域別土地利用（地目）の構成比

2-5 道路網と交通量の状況

平成22年度に国土交通省が道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)を実施しています。

これによると、平日の日交通量は、沖縄自動車道では41,701台/24h、国道329号では20,000台/24h以上の地点が1カ所、10,000台/24h以上の地点が3カ所あります。

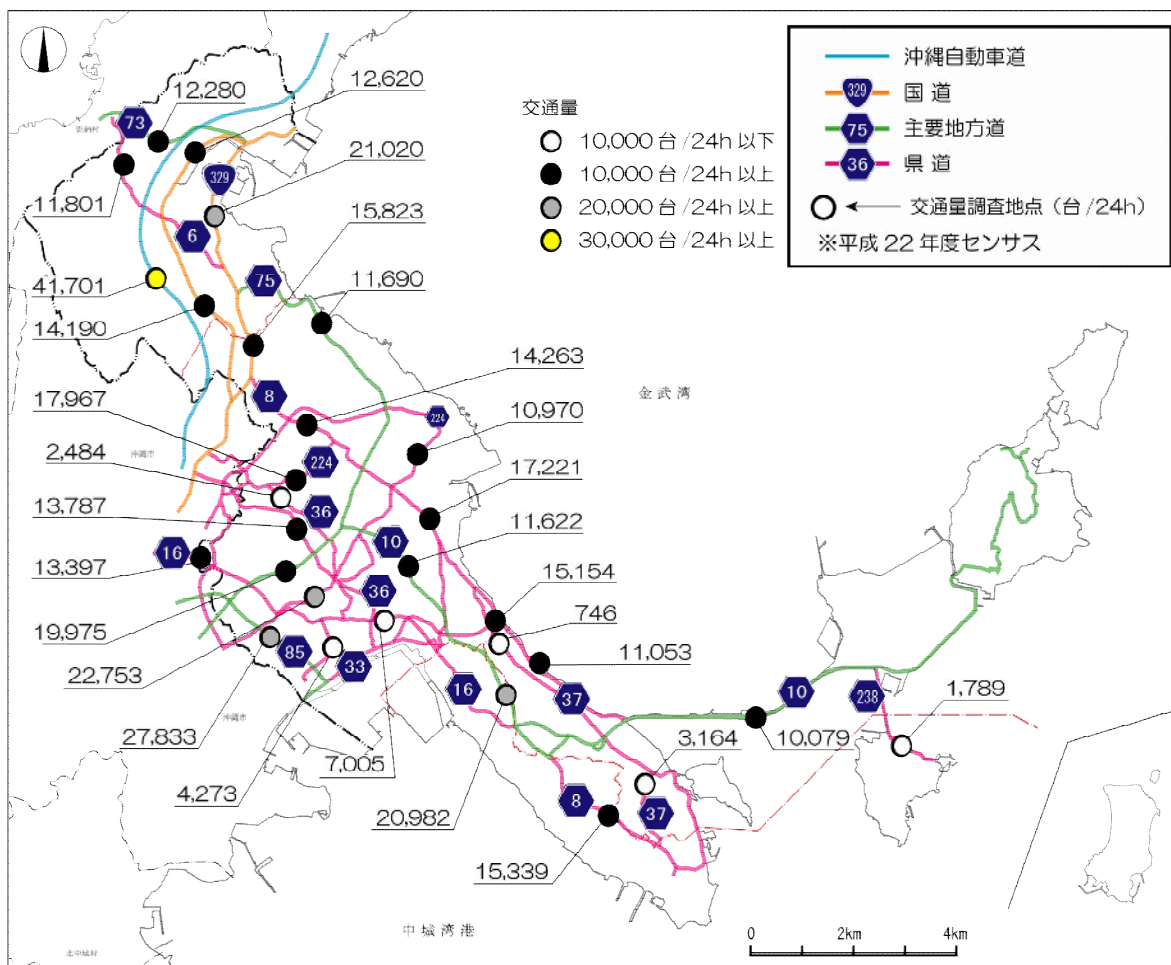
また、主要地方道では、20,000台/24h以上の地点が2カ所、10,000台/24h以上の地点が5カ所あります。一方、一般県道では、20,000台/24h以上の地点が1カ所、10,000台/24h以上の地点が10カ所、10,000台/24h以下の地点が6カ所あります。

表2-5.1 道路別及び地域別による平日の日交通量の状況

単位：台/24h

		具志川地域	石川地域	与那城地域	勝連地域
沖縄自動車道		—	41,701	—	—
国道	329号	15,823	21,020	—	—
			12,620		
主要 地方道	伊計平良川線 (県道10号線)	11,622	—	10,079	20,982
	石川仲泊線 (県道73号線)	—	12,280	—	—
	沖縄石川線 (県道75号線)	11,690	—	—	—
	沖縄環状線 (県道85号線)	27,833	—	—	—
一般 県道	6号線	—	11,801	—	—
	8号線	14,263	—	—	15,339
		17,221			
	16号線	13,397	—	—	—
		7,005			
	33号線	15,154	—	—	—
	36号線	13,787	—	—	—
		4,273			
		2,484			
	37号線	—	—	11,053	—
	具志川環状線 (県道224号線)	—	—	746	
				3,164	
				—	—
	具志川環状線 (県道224号線)	—	—	—	—
	浜比嘉平安座線 (県道238号線)	—	—	1,789	—

出典：沖縄県土木建築部道路街路課ホームページ 沖縄県の道路（道路事業パンフレット） 沖縄県の道路 2013



第3章 うるま市のめざす環境像



第3章 うるま市のめざす環境像

3-1 うるま市のめざす環境像

本計画では、「うるま市総合計画」における基本構想で定めるうるま市の将来像「人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち」を考慮して、本市の環境行政の目標となる望ましい環境像を以下のとおり定めます。

“人と歴史が奏でる快適で自然豊かなまち、うるま市”

3-2 基本目標

本市の望ましい環境像の実現に向けて、5つの環境分野ごとに基本目標を設定します。



図 3-2.1 環境分野ごとの基本目標

3-3 うるま市環境基本計画の施策体系

将来の環境像及び各環境分野の基本目標を達成するため、以下の「取組の柱」と「取組の展開」を定めます。また、これらの取り組みを推進するための担当課についても併せて示します。

表 3-3.1 うるま市環境基本計画の施策体系と担当課の整理（1/2）

●：メインとなる課、○：サポートする課

環境分野	取組の柱	取組の展開	環境課	企画課	基地対策課	総務課	管財課	農政課	農水産整備課	商工観光課	土木課	建築工事課	都市計画課	建築指導課	下水道課	施設課	生涯学習振興課	文化課	指導課	全課関連
生活環境	良好な大気環境の確保 19頁	①大気汚染対策の推進	●																	
		②悪臭対策の推進（環境衛生対策）	●					●												
	良好な水質環境の確保 21頁	①生活排水処理対策の推進	●						●						○	●				
		②公共下水道整備計画の策定、推進	○						○							●				
		③農業の適正使用	○					●												
		④赤土等の流出防止対策	○					●	●		●	●	○			○				
	静かな生活環境の確保 24頁	①騒音・振動対策	●																	
		②航空機騒音観測結果の公表等	○	●																
	循環型社会の形成 26頁	①ごみの排出抑制の推進	●																	
		②廃棄物の適正処理の推進	●																	
		③エコタウン・バイオマスタウンの推進	●					●		●										
		④ゼロ・エミッション等の普及啓発	●							●										
		⑤有用微生物によるまちづくりの推進	○							●										
		⑥地域活動を通じた人づくり・交流の促進	●	○													●		●	
快適環境	都市部における快適な環境の確保と保全・創出 30頁	①都市計画の推進	○	○									●							
		②景観づくりの促進	○										●							
		③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○							○			●							
		④住宅密集地における残存緑地の保全	○										●							
		⑤墓地の集約化による散在化防止の推進	●										○							
	多様な公園の整備 33頁	①都市公園等の整備	○										●							
		②その他の公園の整備	○						○	●			●							
	河川、海岸の美化及び整備 35頁	①親水空間の確保	○						●	●		○								
		②河川・海岸の美化	●	○					●	●	●									
		③地域清掃等のボランティア活動への参加	●	○					●	●	●						○			
	自然災害による被害の低減 37頁	①防災・危機管理の予防対策の充実	○	○		●					○	○								
		②災害時の水資源の確保（湧水の保全）	●			●		○	●									○		

※ 表中に示す頁は、「第4章 具体的な取組」に対応します。

表 3-3.1 うるま市環境基本計画の施策体系と担当課の整理 (2/2)

●：メインとなる課、 ○：サポートする課

環境分野	取組の柱	取組の展開	環境課	企画課	基対策課	総務課	管財課	農政課	農水産整備課	商工観光課	土木課	建築工事課	都市計画課	建築指導課	下水道課	施設課	生涯学習振興課	文化課	指導課	全課関連
自然環境	自然環境の保全・創出 40頁	①うるま市みどりの基本計画の推進	○	○				○	○	○	○		●				○	○		
		②里山・里海の保全活動の促進	○	○				●	○	○	○		○				○	○		
		③自然海岸や干潟の保全・創出	●	○					○	○								●		
		④特異な地形や湧水等の保全	●			○		○	○				○					○		
	自然環境に配慮した土地利用の推進 43頁	①自然環境の利活用の推進	●					○	○				○				○	○	○	
		②人と環境にやさしい道路づくり	○							●	●									
		③環境保全型農林水産業の推進	○					●	○											
	在来動植物とその生態環境の保全 46頁	①地域の貴重な動植物の再認識	●														○	●	○	
		②身近な動植物の情報提供	●	○													○	●	○	
		③外来種が在来種に与える影響の周知・徹底	●	○						○							○	○	○	
		④外来種（ペット等）の野外放逐等の防止	●		○													○	○	
		⑤カラスによるごみ散乱被害の対策	●																	
	環境教育及び環境学習の推進 48頁	①環境保全活動の推進	●	○													○		○	
		②自然観察会や環境学習の出前講座の推進	●	○				○					○				●	○	●	
		③地域活動を通じた人づくり・交流の促進	●	○													●			
歴史・文化環境	文化活動の推進 51頁	①地域文化の振興	○							●							○	●	○	
		②伝統芸能の保存・継承	○							●							○	●	○	
	文化財を生かしたまちづくりの推進 54頁	①歴史的・文化的な景観づくりの推進	○							●	○	●						○		
		②継続的な文化財の保護・調査・管理	○						○									●		
		③埋蔵文化財の保護及び発掘調査	○						○									●		
	文化・観光資源の充実 56頁	①勝連城跡の活用推進	○	●					●		●						○	●	○	
		②観光振興地域の活用推進	○						●											
		③歴史・文化のPR活動の展開	○						●									●		
	地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進 58頁	①歴史や文化に関連する出前講座の推進	○	○					○								●	●	●	
		②地域活動を通じた人づくり・交流の促進	●	○													●			
地球環境	地球温暖化対策の推進 60頁	①新エネルギーの導入	●					●	○	●										
		②省エネルギーの推進	●																	○
		③温室効果ガス排出量の抑制	●																	○
		④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	●																	
		⑤地球温暖化対策広報の推進	●				○		○						○					
		⑥地域活動を通じた地球環境保全の取組の推進	●	○													○		●	

※ 表中に示す頁は、「第4章 具体的な取組」に対応します。

第4章 具体的な取組



第4章 具体的な取組

4-1 生活環境（身近な環境の保全について、一人ひとりが意識して取り組むまち）

（1）良好な大気環境の確保

1）現況と課題

○沖縄県が実施する大気汚染常時監視測定結果によると、本市の過去 10 年間における与那城測定局と沖縄測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれの項目も環境基準を満たしています。

○本市の与那城測定局（平成 17 年度から平成 24 年度）と沖縄測定局（過去 10 年間）における光化学オキシダントの測定結果は、環境基準（年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下）を超過していました。なお、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置（光化学オキシダント注意報）を発令する 1 時間値 0.12ppm を超えることはありませんでした。

○微小粒子状物質“PM2.5”の測定は、平成 23 年度から沖縄測定局において測定を実施しています。その結果、測定開始以降、1 日平均値が 33.5～34.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲内で推移しており、環境基準の 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下を満たしています。

○本市における過去 10 年間の公害苦情受理件数は、悪臭が 380 件で最も多く、次いで大気汚染が 217 件となっています。公害苦情受理件数で最も多かった悪臭の内訳について、平成 25 年度でみると、野焼きが 66 件で最も多く、次いで排水路が 7 件、豚舎が 5 件の順になっています。市民アンケートにおいて最も関心のある環境問題として「海辺や海の汚れ」の次に「悪臭」が挙げられており、地域の悪臭に対する関心度の高さが伺えます。



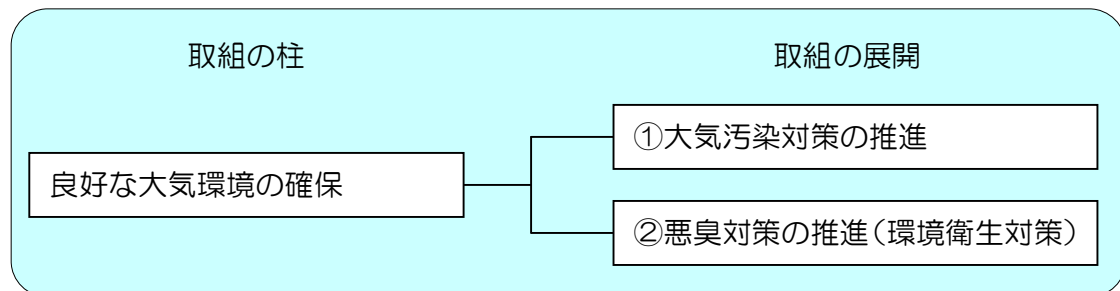
美島環境クリーンセンター



イベント時のごみ分別普及啓発

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
二酸化硫黄	環境基準達成(平成 25 年度)	環境基準達成
二酸化窒素	環境基準達成(平成 25 年度)	環境基準達成
浮遊粒子状物質	環境基準達成(平成 25 年度)	環境基準達成
光化学オキシダント	環境基準一部未達成 (平成 25 年度)	環境基準達成
微小粒子状物質(PM2.5)	環境基準達成(平成 25 年度)	環境基準達成
悪臭苦情(件数)	89 件(平成 25 年度)	減 少

※ 環境基準値を、資料編(資-9)に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①大気汚染対策の推進

- ・ 沖縄県が実施する大気質調査(近隣の測定局)による、大気状況の把握に努めます。
- ・ 「大気汚染防止法」や「沖縄県生活環境保全条例」によるばい煙・粉じん発生施設の把握に努めます。

②悪臭対策の推進(環境衛生対策)

- ・ 悪臭の発生源となる畜舎等については、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図ります。
- ・ 悪臭に対する苦情には迅速な対応に努めます。

●事業者

- ・ 自動車を多く使用する事業場では、従業員に対してエコドライブの推進に努めます。
- ・ 工場、事業場等から発生する排ガスの実態や低減対策の情報公開に努めます。
- ・ 事業場や畜舎等から発生する悪臭の抑制に努めます。

●市民等

- ・ 自動車からの排ガス低減のため、自家用車の使用を自粛し、公共交通機関等の利用に心がけます。
- ・ 大気汚染に関する環境調査に協力します。
- ・ 家庭ごみ等は、屋外での焼却を行わず、また、悪臭の抑制に努めます。

(2) 良好な水質環境の確保

1) 現況と課題

○本市の下水道の人口普及率は過去 10 年間で 57.0%から 67.9%となっており、約 10%増加しています。また、水洗化率（接続率）は過去 10 年間で 66.0%から 84.4%となり、約 18%増加しています。

○下水道の水洗化率（接続率）向上対策については、ホームページやパンフレット等で周知を図っています。なお、整備が進まない地域においては、地域内の公道が少なく、幅員も狭いため下水道の敷設に困難な面もあり、道路整備と併せて地域の特性に合わせた整備を進めることが課題となっています。

○浄化槽使用人口は、平成 14 年度の 66,682 人から平成 23 年度の 46,652 人と減少にありますが、公共下水道使用人口は、平成 14 年度の 41,085 人から平成 23 年度の 63,348 人と増加にあります。

○石川川の河口部における底質の懸濁物質含量（SPSS）^{注 1} は、1995 年から 2001 年で 300kg/m³前後（ランク 7）でしたが、2002 年以降は 100 kg/m³前後（ランク 6）で推移しています。

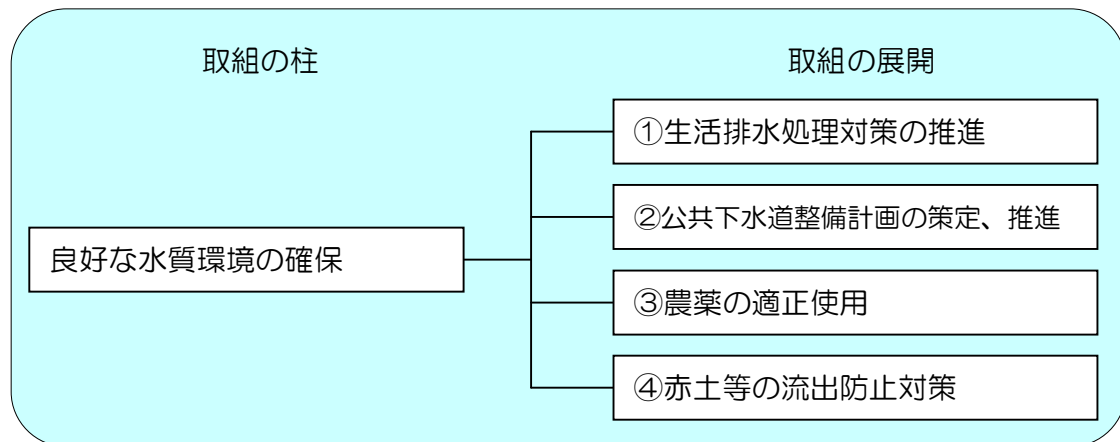
○本市の公共用水域では、沖縄県と本市により水質調査（BOD、COD）が行われています。沖縄県では、天願川 6 地点、与勝海域 5 地点、金武湾 4 地点のうち、天願川の 1 地点以外の全ての地点において環境基準を満たしていました（平成 24 年度）。一方、本市が平成 20 年度に実施した水質調査結果（後期調査）を見ると、天願川 15 地点中 3 地点が環境基準を超過し、山田川では 5 地点中 3 地点が環境基準を超過していました。

注 1：底質中懸濁物質含量（SPSS）の測定評価ランクと底質の関係

- 1：水中で砂をかき混ぜてもほとんど濁らない。
- 2：水中で砂をかき混ぜても懸濁物質の舞い上がりを確認しにくい。
- 3：水中で砂をかき混ぜると懸濁物質の舞い上がりが確認できる。
- 4：見た目ではわからないが、水中で砂をかき混ぜると懸濁物質で海が濁る。
- 5a：注意して見ると底質表層に懸濁物質の存在がわかる。
- 5b：底質表層にホコリ状の懸濁物質がかぶさる。
- 6：一見して赤土等の堆積がわかる。底質攪拌で赤土等が色濃く懸濁。
- 7：干潟では靴底の模様がくっきり。赤土等の堆積が著しいがまだ砂を確認できる。
- 8：立つと足がめり込む。見た目は泥そのもので砂を確認できない。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
公共下水道の普及率	67.9% (平成 25 年度)	73.0% (平成 28 年度)
水洗化率	84.4% (平成 25 年度)	87.0% (平成 28 年度)
合併処理浄化槽設置基数	2,430 基 (平成 25 年度)	3,000 基 (平成 28 年度)
水質汚濁	環境基準一部未達成 (平成 24 年度)	環境基準達成

※ 水質汚濁以外の目標値は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

※ 環境基準値を、資料編（資-10）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①生活排水処理対策の推進

- ・ 公共下水道への水洗化率（接続率）の向上を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置・維持管理を促進し、し尿の適正処理、水質汚濁の抑制を図ります。
- ・ 公共下水道事業の計画区域外については、生活排水処理対策として農業及び漁業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置を促進します。

②公共下水道整備計画の策定、推進

- ・ 公共下水道整備計画を策定し、その計画に沿った認可区域の拡大と事業の推進を図ります。

③農薬の適正使用

- ・農薬使用基準の情報発信と周知徹底を図るよう努めます。

④赤土等の流出防止対策

- ・「沖縄県赤土等流出防止条例」に準じた届出や沖縄県が実施するモニタリング結果についての情報の把握に努めます。

●事業者

- ・公共下水道が整備された地域では、速やかな接続に努めます。
- ・公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- ・農地や工事現場では赤土等の流出防止の対策に努めます。
- ・農薬の適正使用に努めます。
- ・大規模工事の場合には、「沖縄県赤土等流出防止条例」に従った手続きと対策を行います。

●市民等

- ・公共下水道が整備された地域では、速やかな接続に努めます。
- ・公共下水道の整備が行われていない地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理に努めます。
- ・農地からの赤土等の流出防止に努めます。
- ・農薬の適正使用に努めます。

(3) 静かな生活環境の確保

1) 現況と課題

○自動車騒音の測定は、沖縄県の実施により、本市の5カ所において平成16年度から平成21年度の間で不定期に実施されています。調査の結果、全ての地点において、昼間、夜間ともに環境基準を満たしています。

○沖縄県が実施する航空機騒音の測定は、嘉手納飛行場の離着陸航空路付近に位置する美原と昆布測定局で実施されています。なお、平成25年度からみどり町、仲嶺、勝連南風原の各測定局が新設され測定が行われています。

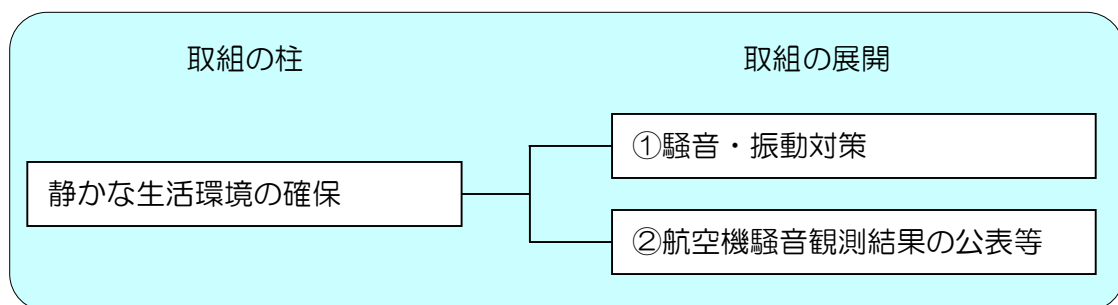
平成25年度における測定の結果、Ⅰ類型に位置する美原と昆布測定局では改正前の環境基準値（WECPNL）^{注1}の70を超過しています。また、Ⅱ類型に位置するみどり町測定局においては、改正前の環境基準（WECPNL）の75を超えることはなく、環境基準を満たしています。

一方、類型指定外の仲嶺、勝連南風原測定局のWECPNL値は、Ⅰ類型（70以下）として評価した場合、59と62で、環境基準値を下回っています。

○本市が実施する航空機騒音の測定は、平成25年度を初年度として市役所本庁、市民芸術劇場、与勝中学校の3地点において測定を行っています。これによると、月間発生回数^{注2}が最も多かった月は、市役所本庁の9月（325回）、市民芸術劇場の12月（280回）、与勝中学校では1月（341回）となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



注1：航空機騒音の環境基準

航空機騒音の環境基準「W値（WECPNL：加重等価平均感覚騒音レベル）」は、平成25年4月1日から「Lden（時間帯補正等価騒音レベル）」に改正されました。

注2：月間発生回数

月間発生回数は、最大騒音レベル70dB以上かつ暗騒音レベルから10dB以上の騒音が5秒以上継続した回数。

3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自動車騒音	環境基準達成 (平成 23 年度)	環境基準達成
航空機騒音	環境基準一部未達成 (平成 25 年度)	環境基準達成

※ 環境基準値を、資料編（資-11、12）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①騒音・振動対策

- ・近隣生活騒音・振動や建築工事、工場・事業場に伴う騒音・振動については、関係機関に対する改善の要望や発生源への指導強化に努めます。

②航空機騒音観測結果の公表等

- ・「航空機騒音自動監視測定システム」による測定結果（嘉手納飛行場、普天間飛行場）の情報収集と公表に努めます。
- ・航空機騒音等の苦情に対し、関係機関への要請に努めます。

●事業者

- ・事業場や工事現場等での騒音・振動の発生を抑えるよう努めます。
- ・住宅地周辺の道路では、速度（排気音）を抑えた自動車・バイクの運転に努めます。

●市民等

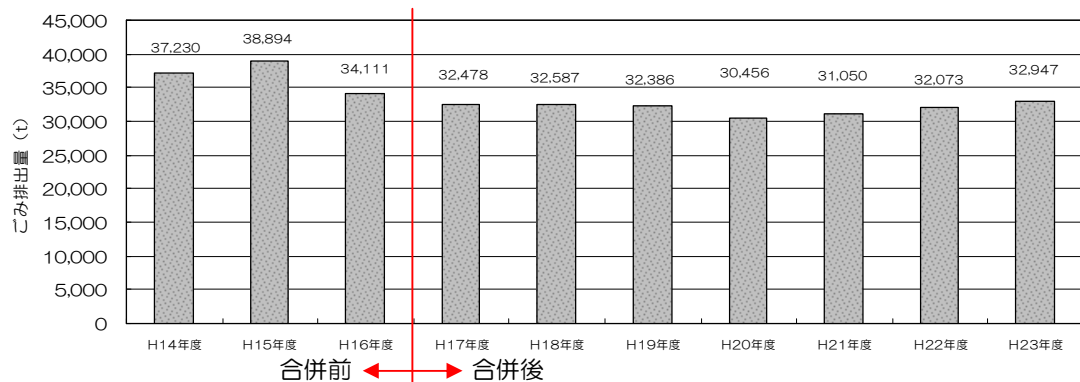
- ・日常生活において、騒音・振動の発生を抑えるよう努めます。
- ・住宅地周辺の道路では、速度（排気音）を抑えた自動車・バイクの運転に努めます。

(4) 循環型社会の形成

1) 現況と課題

○本市及び恩納村で構成される中部北環境施設組合では、両市村から排出される一般廃棄物を共同で処理しています。収集品目は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、古紙類、かん類、びん類、ペットボトル、衣類、粗大ごみの9種分別です。また、当該施設以外に木材、草木、ペットボトル、廃プラスチック等の資源ごみを限定して受け入れて処理を行う許可事業所があり、資源ごみの再利用に向けた処理を行っています。

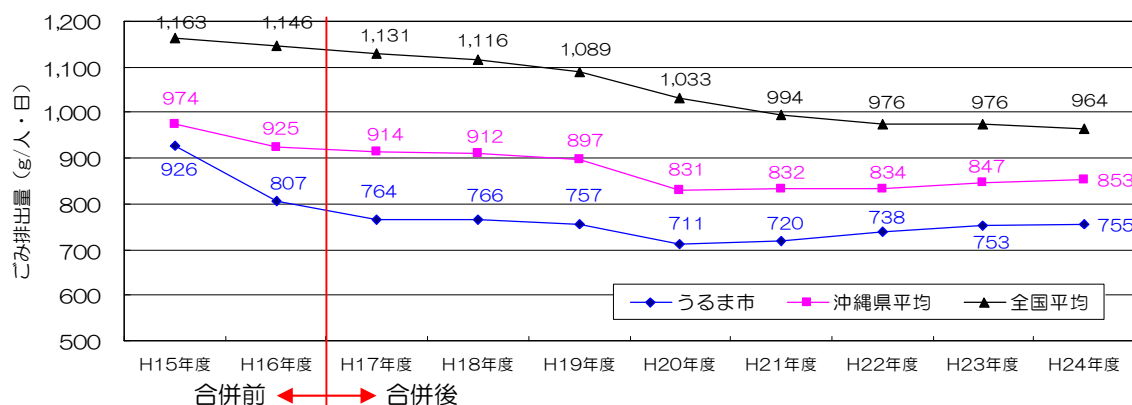
○市域から排出されるごみ排出量の実績を見ると、過去 10 年間のうち平成 20 年度を境に緩やかな増加傾向に転じています。ごみ排出量の項目別では、燃やせるごみが約 90%を占めており、資源ごみの割合は約 5%程度となっています。



出典：うるま市一般廃棄物処理基本計画 後期見直し計画 うるま市 平成25年3月

図 4-1.1 本市のごみ排出量状況

○本市の一人 1 日当たり平均ごみ排出量の実績を見ると、平成 20 年度を境に緩やかな増加傾向に転じています。なお、全国平均ごみ排出量は、平成 17 年度から減少傾向にあります。沖縄県及び本市の平均ごみ排出量は、平成 21 年度から緩やかな増加傾向にあります。



出典：うるま市（うるま市一般廃棄物処理基本計画 後期見直し計画 うるま市 平成25年3月）
 沖縄県（廃棄物対策の概要 平成24年12月版 沖縄県環境部環境整備課）
 全国（一般廃棄物処理実態調査結果 環境省）

図 4-1.2 本市の一人当たり平均ごみ排出量

○本市には産業廃棄物最終処分場及び焼却施設の許可を受けた施設があり、産業廃棄物などの処理を行っています。

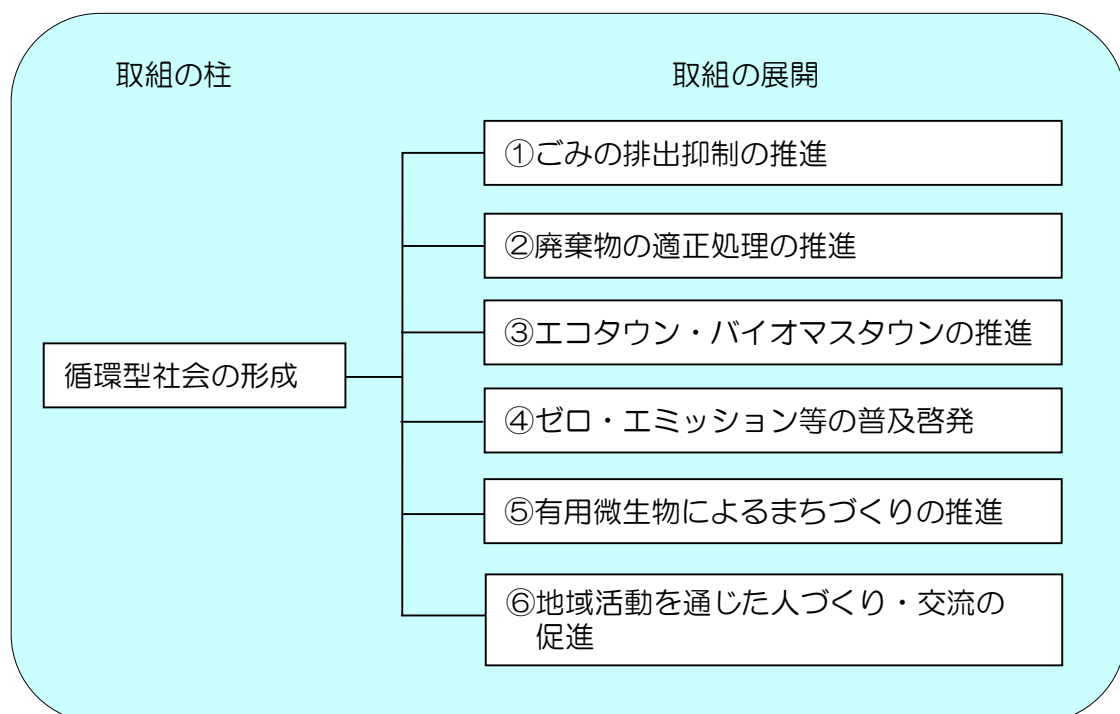
○自然環境と調和し、持続的に発展することのできる循環型社会の構築は、まちづくりの重要な課題となっています。

そこで、本市としては、廃棄物の排出を抑制するゼロ・エミッションや生物資源の利活用を進めるバイオマス、また有用微生物を活用した生ごみの堆肥化や廃油を利用した石鹸づくりなど、地域や家庭での環境浄化の取組を推進しています。

○今後は、家畜排せつ物を資源化し、有機肥料としての有効活用を推進するとともに、畜舎等から発生する臭気の軽減を図ることが必要です。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
一人当たりごみ排出量	753g／人・日 (平成23年度)	728g／人・日 (平成29年度)
リサイクル率	13.4%(平成23年度)	22%以上(平成29年度)

※ 目標は、「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」により設定

4) 主体別の取組内容

●市

①ごみの排出抑制の推進

- ・「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」の計画に沿って、循環型社会づくりに対する事業者や市民等の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励します。
- ・4R（リフューズ：断る・リデュース：消費削減・リユース：再利用・リサイクル：再資源化）運動を推進するために、広報やホームページを活用した普及啓発に努めます。
- ・「グリーン購入法」に準じた環境配慮型商品の率先購入を推進します。

②廃棄物の適正処理の推進

- ・「うるま市一般廃棄物処理基本計画（後期見直し計画）」に準じて、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・ごみの不法投棄に対する市民ぐるみの監視体制を強化します。

③エコタウン・バイオマスタウンの推進

- ・自然にやさしいまちづくりとして、地域の実情や産業動向などを勘案しながら、エコタウン、バイオマスタウンの形成に努めます。

④ゼロ・エミッション等の普及啓発

- ・民間企業におけるゼロ・エミッションの普及・啓発、各家庭における有用微生物の活用促進など、省エネルギーや資源再生の取組を進めます。

⑤有用微生物によるまちづくりの推進

- ・企業や地域及び各家庭等における有用微生物を活用した環境にやさしいまちづくりをNPO等との連携強化に努めます。

⑥地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・本市域を活動拠点とする環境保全活動に取り組む団体との連携強化に努めます。

●事業者

- ・ 建設工事における建設資材、家畜排せつ物、廃食用油等、事業活動によって発生する副生成物の再生利用に努めます。
- ・ 市が実施する4 R運動に協力します。
- ・ 簡易包装の促進をするため、レジ袋有料化及びマイバック持参等の推進に取り組めます。
- ・ 家電製品等の不要品は再利用の可能性も含めて、適正処分します。
- ・ 産業廃棄物の適正処理を行います。
- ・ 環境保全に関わる出前講座等の利活用に努めます。
- ・ 環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品開発に取り組むように努めます。
- ・ バイオ燃料等の利活用を検討します。
- ・ 事業場における環境マネジメントシステム導入に努めます。
- ・ 生産活動により排出される廃棄物のゼロをめざして、循環型の生産活動システムの構築に努めます。
- ・ 環境に配慮した商品開発・製造・販売を検討します。
- ・ 有用微生物を活用するなど、ごみ減量化に努めます。

●市民等

- ・ ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルを行います。
- ・ 買い物袋（マイバック）を持参し、過剰包装やポリ袋の使用削減に努めます。
- ・ 市が実施する4 R運動に協力します。
- ・ 家電製品等の不要品は再利用の可能性も含めて、適正処分します。
- ・ 環境保全に関わる出前講座等の利用に努めます。
- ・ 生ごみの堆肥化によるごみ量の削減に努めます。
- ・ 環境に配慮した商品の購入に努めます。
- ・ 有用微生物を活用するなど、ごみ減量化に努めます。

4-2 快適環境（安心して暮らせる快適で住みよいまち）

（1）都市部における快適な環境の確保と保全・創出

1）現況と課題

○本市は、中部広域都市計画区域（うるま市・沖縄市・北谷町・嘉手納町及び読谷村の全域）として指定されています。市全域の 23.3%が用途地域に指定されており、そのうち、用途地域の 7 割が住居系の用途に指定されています。このような中で、計画的なまちづくりを進めるために、「うるま市都市計画マスタープラン」の計画に沿った都市整備を進めることが必要です。

○既成市街地では、住宅と商店、小工場等が混在し密集した状態で家屋の老朽化が進んでいるほか、車社会の進展や大型店舗等の郊外立地等により都市機能の変化が見られます。

そこで、既成市街地の計画的な形成を図るため、社会資本や地域資源の有効活用や適切な宅地開発の誘導、低・未利用地の有効活用による自然環境との共生・共存、景観に配慮し住みやすいゆとりと潤いのある空間を創出することが必要です。

○国・県道等の主要幹線道路の沿道において都市的土地利用への転換が期待されている地域もあります。特に県道 33 号線沿道においては、中城湾港新港地区と有機的な沿道利用が求められています。このような地域においては、既成市街地とのバランスや農用地・自然環境との調和を図りながら計画的な都市基盤づくりが必要です。



具志川商業前アカギ並木



川田美ら島通り会

○景観については、勝連城跡をはじめとした歴史的、文化的な遺産が数多くあり、その周辺には集落と連帯する豊かな緑地、農村地帯が広がっています。

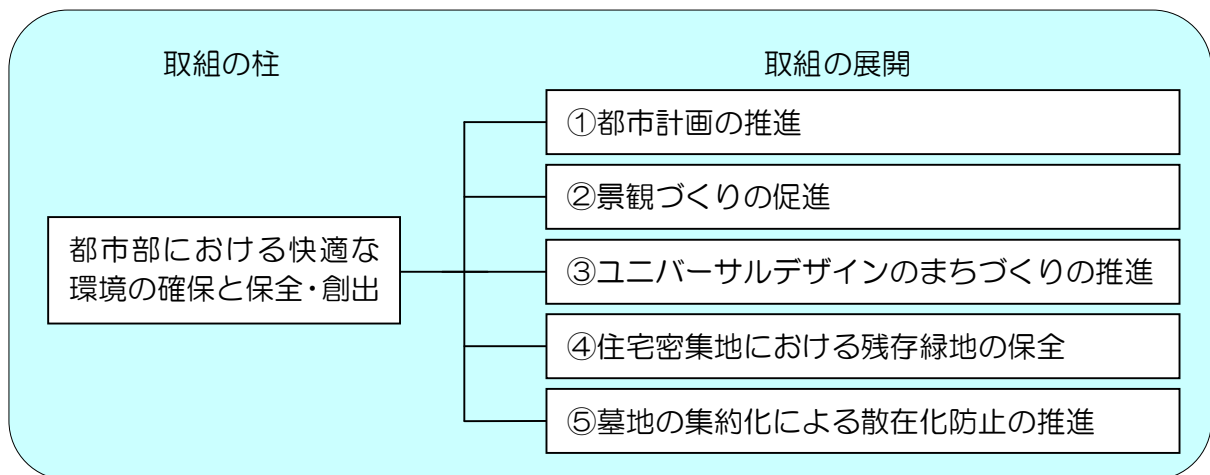
また、本市には、半島や島しょ地域があり、金武湾・中城湾に面した多様な景観を有しています。

今後は、「うるま市景観計画」に準じて、市、事業者及び市民等が協働で、本市の魅力を活かした景観づくりに取り組むことが必要です。

○墓地については、市街地を含め市全域に散在する状況にあることから、生活環境や景観の保全等が課題となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
景観地区数	0 (平成25年度)	3

※ 目標は、「うるま市景観計画」により設定

4) 主体別の取組内容

●市

①都市計画の推進

- ・用途地域の指定・変更や道路・公園等の都市施設の配置を計画的に進め、住み良い市街地の形成に努めます。
- ・誰でも手軽に都市計画に関する情報を入手できるシステムの構築と市民等

の参画によるまちづくりを推進します。

②景観づくりの推進

- ・「うるま市景観条例」、「うるま市景観計画」に準じて、市、事業者及び市民等の協働による良好な景観づくりを推進します。
- ・地域のシンボルとなるよう景観づくりの先導的役割を果たすよう努めます。

③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・道路・公園等の公共空間と店舗や集客施設等の人の集まる空間において優先的にユニバーサルデザインによる整備に努めます。

④住宅密集地における残存緑地の保全

- ・通り会や自治会等による花いっぱい運動や生垣等の接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援に努めます。
- ・密集市街地においては、緑地空間や交差点改良後の余剰スペースを活かしたポケットパーク等を整備するなど緑地の確保に努めます。

⑤墓地の集約化による散在化防止の推進

- ・個人墓地の無秩序な散在防止を図り、墓地立地の適正化に努めます。
- ・市営墓地等の整備を検討します。

●事業者

- ・街路樹等の緑の管理に協力します。
- ・新築・改築時にはユニバーサルデザインの導入に努めます。

●市民等

- ・街路樹等の緑の管理に協力します。
- ・通り会や自治会等による花いっぱい運動の参加に努めます。
- ・生垣等の接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等に努めます。
- ・墓地の建設に当たっては、法令を遵守します。

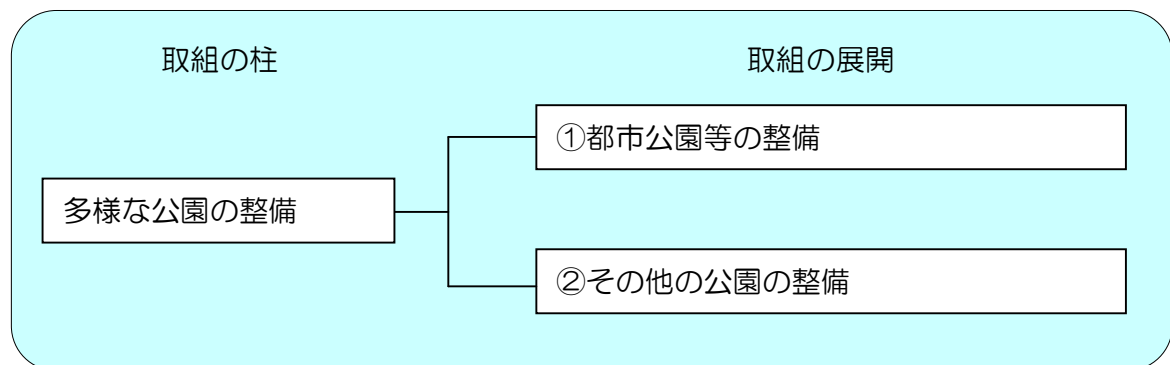
(2) 多様な公園の整備

1) 現況と課題

- 公園や緑地は、潤いのある居住環境や都市景観を形成するだけでなく、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民の交流の場、災害時における避難場所、貴重な自然環境の保全等、さまざまな役割を担っています。
- 本市では、これまで、喜屋武公園、昆布公園、栄野比公園、伊波公園等の公園や緑地の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は、都市計画区域人口一人当たり $8.64 \text{ m}^2/\text{人}$ と向上しましたが、県全体の平均値 ($10.66 \text{ m}^2/\text{人}$) を下回っている状況にあります。
- 「うるま市みどりの基本計画」に準じて、今後も、市街地や集落地周辺における都市公園の整備と適正な維持管理に取り組むことが必要です。
- 世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民等の交流の場としての有効活用を図ることが必要です。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
市民 1 人当たり公園面積	8.64 m^2 (平成 26 年度)	17 m^2 (平成 41 年度)

※ 現状は、平成 26 年 9 月 1 日現在（都市計画課）

※ 平成 41 年度の目標は、都市公園＋公共施設緑地の目標値（都市計画課）

4) 主体別の取組内容

●市

①都市公園等の整備

- ・公園整備に関する施策を適正かつ効率的に推進するため、「うるま市公園整備プログラム」を策定し、緑豊かな市街地環境、集落環境の形成を図ります。

②その他の公園の整備

- ・市民等がいつでも快適に利用できる既存の公園・緑地の整備に努めます。
- ・公園等里親制度等により市民等と協働しながら安心して憩える公園・緑地の維持管理に努めます。

●事業者

- ・公園等の管理に協力します。

●市民等

- ・公園等の管理に協力します。

(3) 河川、海岸の美化及び整備

1) 現況と課題

○天願川や石川川では、市民参加の川づくり、水辺づくりが進んでおり、社会教育活動や環境美化活動が行われています。

一方、市内には未整備の排水路が残っていることから、安心安全対策の観点からも整備等が必要です。

○市域北部から南東に流れ、金武湾に注ぐ天願川は、本流上流に山城ダム、中流に取水施設があります。河口付近には野鳥の森自然公園があり、緑豊かな自然環境と触れ合うことができます。

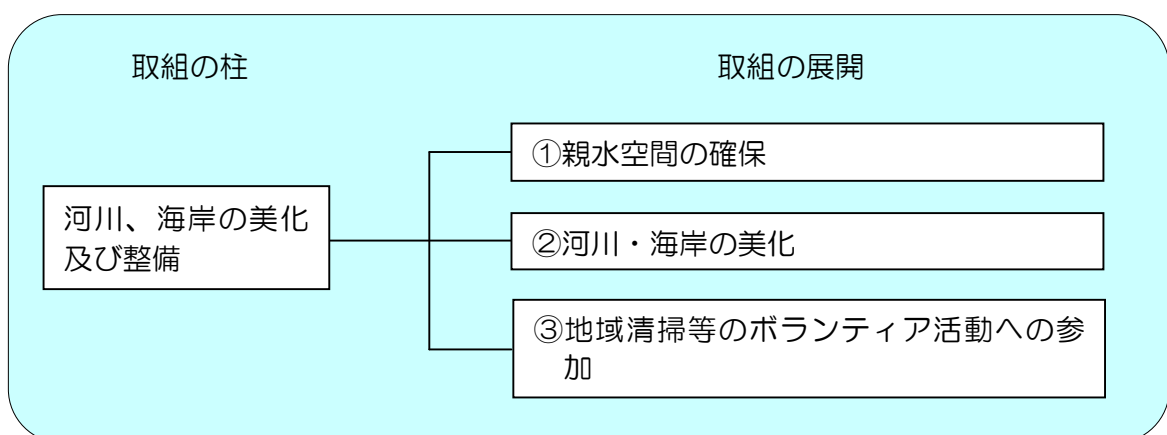
○金武湾は、海中道路や海の駅あやはし館等、人工的な環境と自然環境が共存しており、美しい景観と良好な自然環境の保全が求められています。

○本市が面する金武湾一帯の海岸環境は、全国でも類を見ないサンゴ礁の浅瀬となっており、古くから豊かな漁場として知られ、マーラン船が行き交う海の交差点として栄えてきました。

現在、島しょ地域をはじめとして、「総合保養地域整備法」の重点整備地区や沖縄県観光振興地域の指定を受け、レクリエーションや保養の場として利用されています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
河川・海岸等の清掃に対するごみ袋の提供数	3,900 袋 (平成25年度)	増 加
河川・海岸等の清掃への参加人数	3,659 人 (平成25年度)	増 加

※ 「平成25年度 ボランティア清掃受付表 うるま市環境課」により算出

4) 主体別の取組内容

●市

①親水空間の確保

- ・ 河川や海岸環境を保全し、安全で親水性の高い河川・海岸づくり、美しい水辺環境づくりに努めます。
- ・ 交流の場や自然体験の場として、河川・海岸の利活用に努めます。

②河川・海岸の美化

- ・ 事業者、市民等による河川・海岸の美化活動等の支援に努めます。

③地域清掃等のボランティア活動への参加

- ・ 事業者、市民等による水環境の保全・回復活動の支援に努めます。

●事業者

- ・ 地域清掃等のボランティア活動に協力します。

●市民等

- ・ 地域清掃等のボランティア活動への参加に努めます。

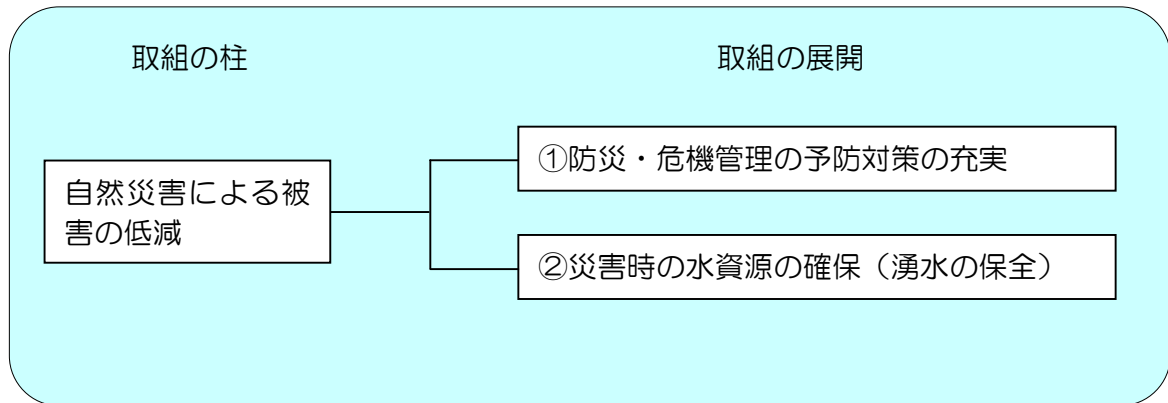
(4) 自然災害による被害の低減

1) 現況と課題

- 沖縄県は台風の常襲地帯であり、台風による風水害や土砂災害が発生しやすい自然環境にありますが、未曾有の被害となった東日本大震災の発生を受け、台風対策と並行して地震及び津波に対する備えが急務となっています。
- 本市においては、風水害に加えて海岸沿いの低地帯に立地する住宅等の津波対策が喫緊の課題となっています。このような課題に対応するため、情報通信手段の多重化を推進するとともに、きめ細やかな防災危機管理体制を構築する必要があります。また、市内には火力発電所や石油コンビナート、米陸軍貯油施設があるほか、原子力潜水艦等が寄港する米軍基地があり、危機管理上、配慮すべき施設があります。
- 自主防災組織については、平成 25 年度末現在で 12 団体が組織されています。今後も地域住民が主体的な防災活動ができるよう組織化を推進するため、さまざまな支援策を講じる必要があります。
また、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への支援については、円滑で効率的な取組が求められています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自主防災組織の団体数	12 団体（平成 25 年度）	増 加

※ 市内 63 自治会のうち、自主防災組織を立ち上げた団体数

4) 主体別の取組内容

●市

①防災・危機管理の予防対策の充実

- ・地域防災の要となる自主防災組織を育成するため、支援策を充実させるとともに、自らを守る「自助」、相互に助け合う「共助」の意識啓発に努めます。
- ・災害時に備えて、市域を越えた協力体制が図れるよう検討します。
- ・津波防災の意識高揚と地理的環境の把握のため、防災マップを適宜見直します。

②災害時の水資源の確保（湧水の保全）

- ・災害時に備えて、事業者や市民等と協働して湧水・井戸の保全に努めます。

●事業者

- ・日頃から、従業員に災害時における一時避難場所や避難路の確認ができるよう機会を設けます。
- ・災害時に備えて、市や市民等と協働して湧水・井戸の保全に努めます。

●市民等

- ・日頃から、災害時における一時避難場所や避難路を確認しておくよう心がけます。
- ・災害時に備えて、市や事業者と協働して湧水・井戸の保全に心がけます。

4-3 自然環境（地域の豊かな自然環境と共生するまち）

（1）自然環境の保全・創出

1）現況と課題

- 本市は、沖縄県内で6番目の面積を有し、市全体に占める割合は、農地と山林等の自然的土地利用が49.3%、宅地や道路等の都市的土地利用が50.7%（「都市計画基礎調査中部広域都市計画区域 平成23年度」）となっています。
- 本市は台地・丘陵部が雨によって浸食されたカルスト地形が見られ、崖線や低地に193箇所の湧水が点在しています。湧水は、周辺の生活と密接に結びつき、地域の歴史や文化を伝え、地域住民によって、今でも大事に管理されているところがありますが、多くの湧水は、上水道の整備とともに管理されずに放置されているのが現状です。
- 本市には、島しょ地域の美しい風景、石川高原や石川岳等の自然環境、天願川や石川川を中心とした水辺空間等、多様な自然環境が数多く存在しています。今後も、自然環境に配慮しながら、地域特性を活かした事業の推進や地域振興のあり方について検討することが求められます。その他の地域においても史跡等の周辺緑地や既存の樹林地等の公益性の高い自然環境に対しては、保全や有効活用が求められています。
- 市域北部から南東に流れ、金武湾に注ぐ天願川は、本流上流に山城ダム、中流に取水施設があります。河口付近には野鳥の森自然公園があり、緑豊かな自然環境と触れ合うことができます。



野鳥の森自然公園

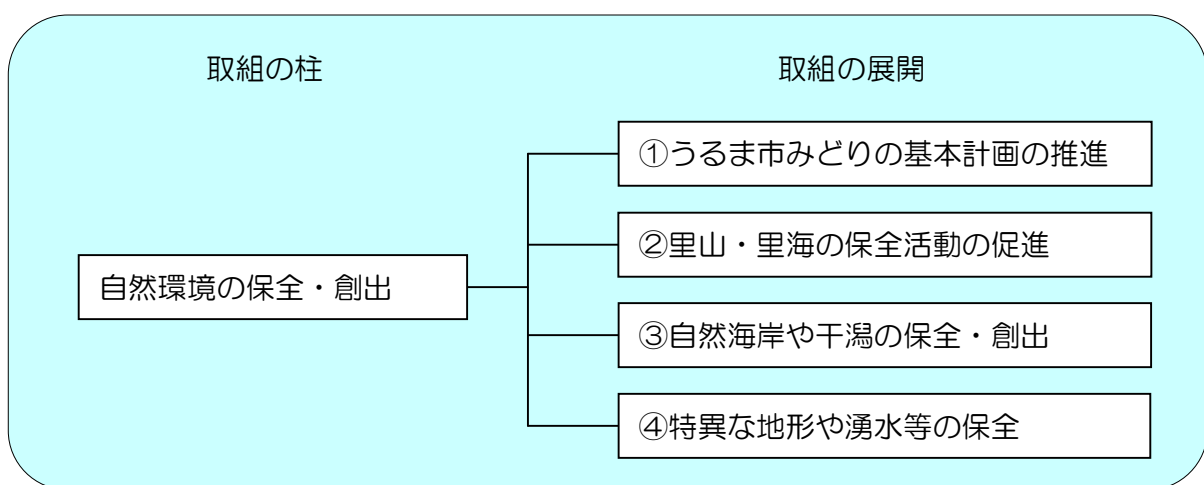


照間海岸の干潟

- 金武湾はサンゴ礁が発達し、浅瀬が広がる美しい海ですが、海中道路や石油備蓄基地の建設や人工的な排水等の影響を受ける可能性があります。
- サンゴ礁によって形成された浅瀬の広がる金武湾は、古くから漁場として利用されてきた豊かな生態系を持つ海ですが、その自然環境をより素晴らしい形で将来に残すため、保全していく必要があります。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・市、事業者及び市民等が自然と触れ合う活動を増加させることをめざします。
-------------------	--------------------------------------

4) 主体別の取組内容

●市

①うるま市みどりの基本計画の推進

- ・「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」に準じて、施設緑地や地域制緑地を含め、市全体の緑化や自然環境の保全等を進めます。
- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境は、市だけでなく、事業者や市民等の各主体が参加した保全や活用の取組を推進します。

②里山・里海の保全活動の促進

- ・森林・緑地は、野生動植物の貴重な生息の場であり、まちに潤いをもたら

すとともに、水源かん養や自然環境の保全、自然体験や観光レクリエーションの場等の公益的な役割を担っていることから、森林・緑地の保全や活用に努めます。

- ・天願川と石川川については、市民等に身近な河川であることから、生態系に配慮し、親水性の高い多自然型の川づくりの促進を県へ働きかけます。
- ・自然体験施設の利用促進等、自然環境の利活用の推進に努めます。

③自然海岸や干潟の保全・創出

- ・河川や海岸環境を保全し、安全で親水性の高い海岸・河川づくりや美しい水辺環境づくりに努めます。
- ・交流の場や自然体験の場等として、海浜・海岸の利活用の促進に努めます。

④特異な地形や湧水等の保全

- ・本市のほぼ全域に分布する海成段丘は、環境省により特異な地形として選定されていることから、可能な限り海成段丘の保全に努めます。
- ・湧水等は、貴重な湿地環境であるとともに、渇水時の農業用水として、また、災害時の水源として有効であることから、湧水等の保全や利活用に努めます。

●事業者

- ・市や市民等と協働して、自然環境保全活動の支援に協力します。

●市民等

- ・自然環境保全活動への参加に努めます。
- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や利活用に努めます。

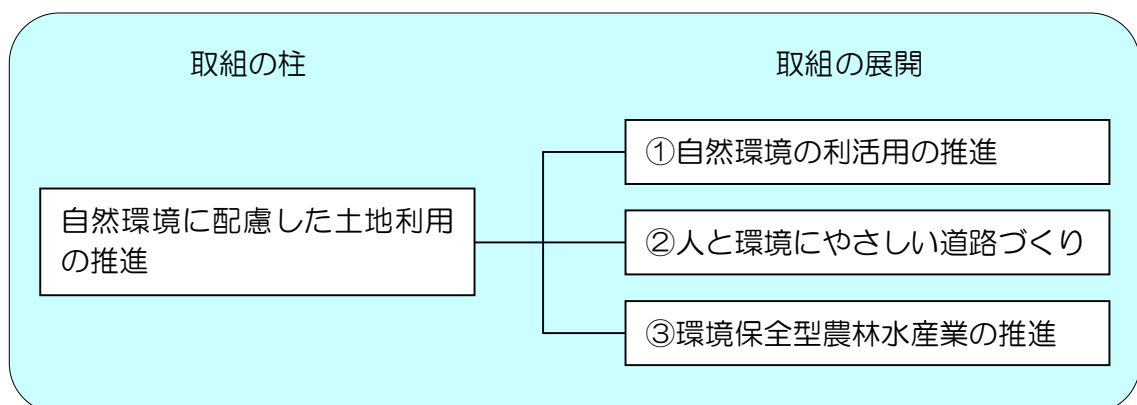
(2) 自然環境に配慮した土地利用の推進

1) 現況と課題

- 本市では、今後も自然的土地利用と都市的土地利用とのバランスに留意しながら、計画的な土地利用を誘導していくことが必要です。
- 自然環境の保全や活用は、市民生活に潤いをもたらすだけでなく、防災上の側面や生活環境及び景観等の側面からも重要です。
- 国・県道等の主要幹線道路の沿道においては、既成市街地とのバランスや農用地・自然環境との調和も図りながら計画的な都市基盤づくりが必要です。また、自然や歴史的環境を活かした観光都市としての魅力向上のため、自然景観に配慮することが必要になっています。
- 中城湾に面したサトウキビ畑や津堅島のニンジン畑等、地域の特性に合った優良農地についても、景観資源として重要であり、自然景観に配慮した農地のあり方を検討することが求められています。
- 公園や緑地は、潤いのある居住環境や都市景観を形成するだけでなく、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民の交流の場、災害時における避難場所、貴重な自然環境の保全等、さまざまな役割を担っています。
- 適切な宅地開発の誘導、低・未利用地の有効活用による自然環境との共生・共存、景観に配慮した住みやすく、ゆとりと潤いのある空間を創出することが必要となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
都市計画区域（市全域）での 緑地確保目標水準	22.7%（平成 21 年度）	48.0%（平成 41 年度）

※ 目標は、「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」により設定

※ 緑地確保目標水準の算定根拠を資料編（資-13～15）に示します。

4) 主体別の取組内容

●市

①自然環境の利活用の推進

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や活用に対し、市だけでなく、事業者や市民等の各主体が参加して行う取組の推進を図ります。
- ・無秩序な土地利用が進行しないよう、特定用途制限地域を指定するなど、計画的な土地利用の規制・誘導に努めます。
- ・島しょ地域では、風光明媚な自然環境を活かした観光地づくりの取組の推進に努めます。
- ・天願川と石川川については、市民等に身近な河川であることから、生態系に配慮し、親水性の高い多自然型の川づくりの促進を県へ働きかけます。

②人と環境にやさしい道路づくり

- ・道路整備に当たっては、「うるま市道路整備プログラム 平成 25 年 3 月」の計画に準じて、周辺の自然環境に十分配慮して進めます。その際には、市民等との協働による道路緑化や沿道緑化、環境美化に努めます。

③環境保全型農林水産業の推進

- ・本市の豊かな農村環境を保全するために、「うるま市農村環境計画 平成 18 年 3 月」の計画に準じて、環境保全型農業の推進、イグサ水田の保全、遊休地の活用、緑地の保全・育成、貴重な動植物の保護等、施策の展開を推進します。
- ・ため池や湧水を活用し、農業用水としての利用だけでなく、湿地環境の再生を図るよう努めます。

●事業者

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等の公益性の高い自然環境の保全や活用に配慮します。
- ・市の豊かな農村環境を保全するために、環境保全型農業の実践に努めます。
- ・日頃から、ため池や湧水を活用し、渇水時の農業用水として、また、災害時の水源として利用できるよう維持・管理に努めます。

●市民等

- ・文化財と一帯となった緑地や丘暖地等の樹林地、海岸部等、公益性の高い自然環境の保全や利活用に努めます。
- ・道路緑化や沿道緑化、環境美化活動に努めます。

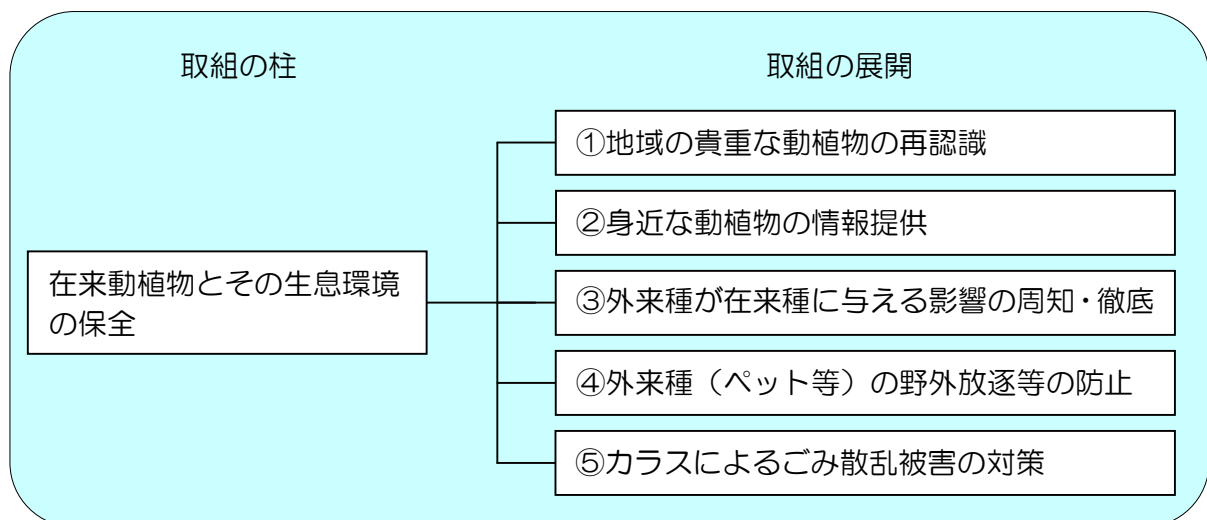
(3) 在来動植物とその生息環境の保全

1) 現況と課題

- 天願川河口のホテイアオイやボタンウキクサ、中城湾新港地区のマングローブ林等に繁茂するヒルギダマシ等、市内の貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来植物の分布域が拡大しています。
- ミシシッピーアカミミガメ（ミドリガメ）、プレコストムス（プレコ）、グッピー等、ペットや観賞用として持ち込まれた動物が市内の各地域で繁殖・定着していることで、在来の貴重な動物が減少しています。
- 農用地ではシロガシラ、山城ダムではブラックバスが確認されています。
- 市内ではカラスが多く見られるようになっており、カラスによるごみ散乱被害が多く報告されています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・本市の生態系に影響を及ぼす外来種の情報を把握するとともに、外来種増加の抑制をめざします。
-------------------	---

4) 主体別の取組内容

●市

①地域の貴重な動植物の再認識

- ・有識者や専門的なNPO等の協力により、市内の自然環境に関する情報や

貴重な動植物の生育・生息状況に関する情報の収集に努めます。

②身近な動植物の情報提供

- ・事業者や市民等が市内の自然環境や生物に関心を高めるため、海の文化資料館等での展示や広報の啓発活動に努めます。
- ・市内にあるNPO等の活動を支援し、事業者や市民等の自然に触れ合う機会の増加に努めます。

③外来種が在来種に与える影響の周知・徹底

- ・貴重な自然生態系を攪乱する外来種（シロガシラ、ブラックバス、ホテイアオイ、ボタンウキクサ、ヒルギダマシ等）について、市民等から拡散・分布の情報提供を受ける仕組み作りに努めます。
- ・貴重な自然生態系を攪乱する外来種の情報について、市は事業者や市民等に提供するとともに、国、県、事業者、市民等と協働して外来種対策に努めます。

④外来種（ペット等）の野外放逐等の防止

- ・市民等には動物の正しい飼い方や野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットや広報等を用いて周知に努めます。

⑤カラスによるごみ散乱被害の対策

- ・市民等には被害低減に向けた対策内容を記載したパンフレットや広報等を用いて周知に努めます。

●事業者

- ・市民等に正しい飼い方を指導・助言するとともに、貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来種の情報提供に協力します。
- ・市民等と協働して、河川に繁茂するホテイアオイ等の駆除活動（河川美化活動）に協力します。
- ・カラスのごみ散乱被害対策としては、ごみ出しのルールを守るとともに、防鳥ネット等の使用に努めます。

●市民等

- ・市内の自然環境に関する情報や貴重な動植物の生育・生息状況に関する情報の収集に協力します。
- ・ペット等を正しく飼い、野外へ捨てたり、逃げ出さないようにします。
- ・野外で貴重な自然生態系に影響を及ぼす外来種を発見した場合、情報提供するなど、その駆除に協力します。
- ・河川に繁茂するホテイアオイ等の駆除活動（河川美化活動）の参加に心がけます。
- ・カラスのごみ散乱被害対策としては、ごみ出しのルールを守るとともに、防鳥ネット等の使用に努めます。

(4) 環境教育及び環境学習の推進

1) 現況と課題

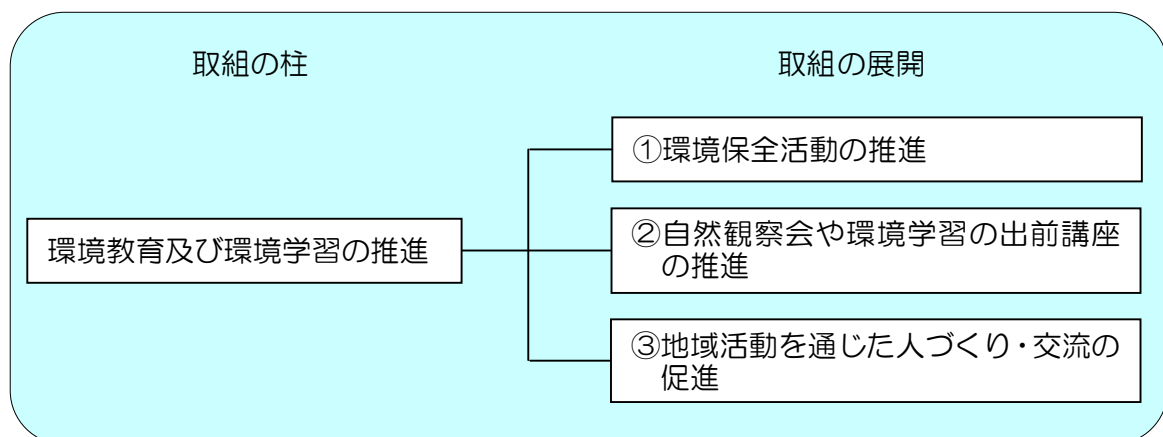
○NPO等や自治会のコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域資源の分布やまちづくりの熟度など、地域の状況に応じた市民主体のまちづくりが必要です。環境保全活動においても、NPO等や自治会をはじめ、あらゆる主体による地域コミュニティの連帯感を向上させるとともに、力強い地域活動の核となる人づくりが求められます。

○本市では、世界規模の環境科学教育プログラム（GLOBE）の指定校となり、気象観察、水質観察や廃車不法投棄の実態調査等、環境教育活動を実践し、第14回コカ・コーラ環境教育賞を受賞した宮城中学校（平成23年4月1日から彩橋小中学校に統合）もありましたが、市内で統一した環境教育プログラムがなく、各小中学校が総合的な学習のなかで独自に取り組んでいるのが現状です。

○本計画の策定に当たって実施した小中学生へのアンケート結果においても、「環境や自然学習会に参加している」や「地域の清掃活動に参加している」と回答した児童・生徒は50%以下となっていることから、学校教育の場に加えて、地域でも更なる取組が必要と考えられます。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

目 標 (平成 36 年度)	・「うるま市出前講座」において、自然環境に係る講座を実施し、開催回数を増やしていきます。 ・学校教育の場における環境教育の支援を強化します。
---------------------------	---

4) 主体別の取組内容

●市

①環境保全活動の推進

- ・日常生活のなかで自然を大切にする意識を高めるとともに、自然環境の保護活動の推進に努めます。
 - ・自然体験施設の利用促進など、自然環境の利活用の推進に努めます。
 - ・市民参加・市民主体による河川・海岸の美化活動等の支援に努めます。
- また、海の文化資料館等を交流の場や自然体験の場として、海浜・海岸の利活用の推進に努めます。

②自然観察会や環境学習の出前講座の推進

- ・事業者や市民等が本市の豊かな自然や海の環境に関心を高めるために、自然観察会の開催や広報・イベント等の啓発活動の推進に努めます。
- ・市民や児童生徒等を対象にした環境学習の機会をつくり、環境保全に対する意識啓発に努めます。
- ・県（沖縄県地域環境センター等）やNPO等の実施するカリキュラムについて、事業者や市民等に紹介するよう努めます。
- ・市内の自然環境や生き物を教える「うるま市出前講座」の推進に努めます。
- ・子供たちや保護者を対象としたホタルウォッチング等の自然観察会の開催に努めます。

③地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・既存の社会教育関係団体やNPO等との連携を図りつつ、推進団体・組織の育成を図ります。また、生涯学習推進の指導者やリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・まちづくり団体や地域づくりを担うリーダーの育成を図るため、活動助成や研修機会の情報提供に努めます。

●事業者

- ・自然環境や地域文化の保全と継承のために、市や市民等と協働して、地域のまちづくり活動の支援に協力します。

●市民等

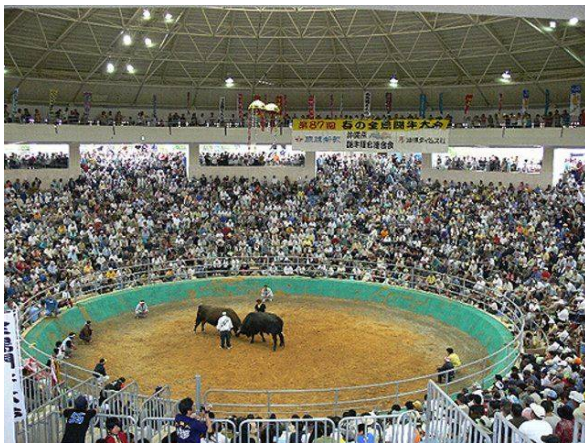
- ・自然環境や地域文化の保全と継承のために、地域のまちづくり活動に参加するとともに、他の地域との交流を深めるよう心がけます。
- ・地域の自然環境の学習会や環境保全活動への参加に努めます。

4-4 歴史・文化環境（歴史・伝統文化の保存・継承を積極的に取り組むまち）

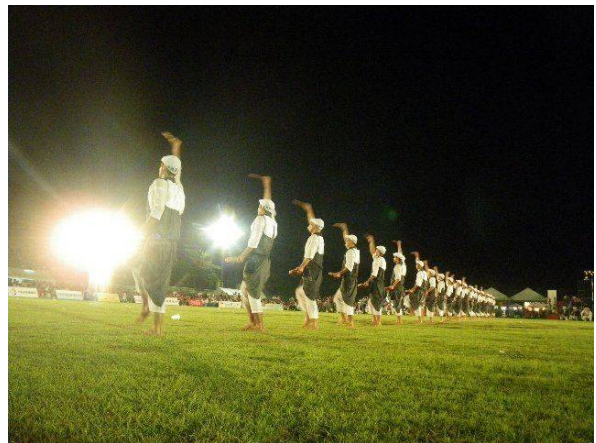
（1）文化活動の推進

1）現況と課題

- 本市は、闘牛、エイサーをはじめとする、伝統文化・舞台芸能活動の盛んな地域であり、それらを受け継ぐことを通して、世代間を越えた地域コミュニティの形成が図られてきました。しかし、地域差はあるものの、核家族化や生活圏の拡大、新住民の増加による地域コミュニティの希薄化が顕著になってきており、自治会への加入率の低下と併せて、住民の連帯感や自治意識の低下が目立ってきています。
- 舞台芸術活動については、現代版組踊「肝高の阿麻和利」等が、国内外で高い評価を受けており、市民が主体となった交流活動の取組が行われています。このような取組を今後も進めるとともに、市民等が主体となった交流の取組を促進し、交流体験を通じた人づくりや人材・文化のネットワークづくりを充実することが必要です。
- 無形民俗文化財としては、津堅島の唐踊りが県指定文化財であるほか、「伊波メンサー織」や「南風原の獅子舞」、「平敷屋エイサー」、「天願獅子舞」、「田揚ティンバー」、「マーラン船の建造技術」、「宮城ウシデーク」等が市指定文化財となっています。
- 今後は、沖縄の伝統芸能・文化を発信するとともに、その魅力を活かした新たな感動産業としての可能性を秘めていることから、本市の伝統芸能・文化を活かした新たな産業創出が期待されています。
- 文化財の保護や活用、PR に当たっては、市だけでなく、地域住民の取組が非常に重要となります。本市では「文化財案内人養成事業」により、ボランティアガイドの育成を進めているところです。



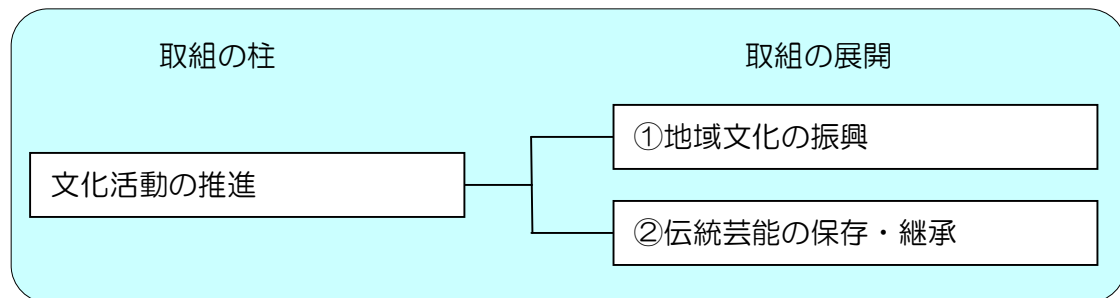
石川多目的ドーム（闘牛場）



平敷屋エイサー

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
自主企画事業入場者数	5,397 人 (平成 23 年度)	6,000 人 (平成 28 年度)
文化協会加盟団体	170 団体 (平成 23 年度)	180 団体 (平成 28 年度)
芸術文化施設の利用者数	144,810 人 (平成 23 年度)	160,000 人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①地域文化の振興

- ・市民等の意識の高揚と市民相互の融和を図るとともに、活力にみちた人間性豊かな地域づくりに寄与し、併せて地域特性や地域文化の振興を目的として「うるま市エイサーまつり」の継承を図るよう努めます。
- ・祭りやエイサー、闘牛等、地域独自のイベントの振興を図るとともに、これらの連携を強化し、PR の充実に努めます。
- ・島しょ地域では、自然環境や地域文化の保全と継承に努めます。

②伝統芸能の保存・継承

- ・エイサーや獅子舞等の本市の伝統文化や舞台芸術等は、国内外に誇るべき文化であり、市民等が主体となったこれらの交流活動の支援に努めます。
- ・県指定や市指定文化財となっている無形民俗文化財の保存・継承に努めます。

●事業者

- ・市や市民等と協働し、エイサーや獅子舞、闘牛等、本市の伝統文化・舞台芸能活動を支援します。

●市民等

- ・エイサーや獅子舞、闘牛等、本市の伝統文化・舞台芸能活動に参加するよう心がけます。
- ・市の「文化財案内人育成事業」によるボランティアガイドに参加するよう心がけます。

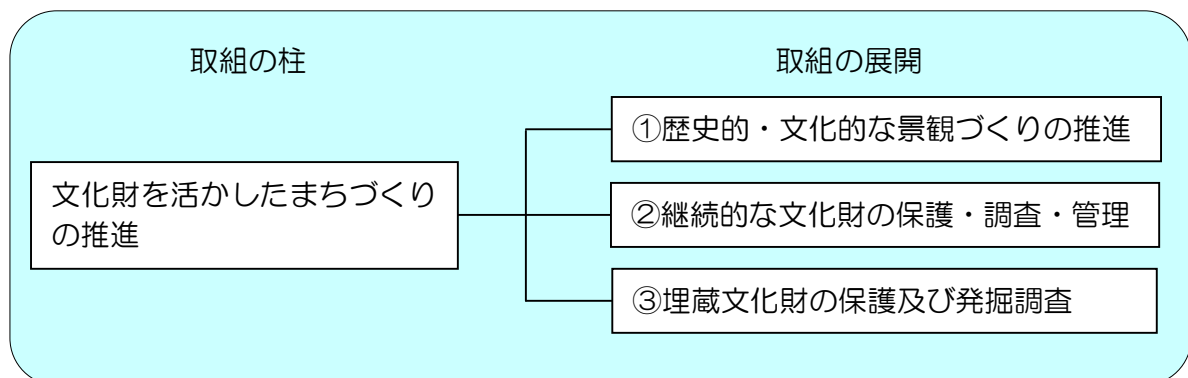
(2) 文化財を活かしたまちづくりの推進

1) 現況と課題

- 本市には、「勝連城跡」、「伊波貝塚」、「安慶名城跡」、「仲原遺跡」の4件の国指定文化財があります。また、県指定文化財が7件、市指定文化財が38件あります。
- 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている「勝連城跡」をはじめとした歴史的、文化的な遺産が数多くあり、その周辺には集落と連帯する豊かな緑地、農村地帯が広がっています。
- 歴史・風土は、地域性や住民性と深い関わりがあり、地域の歴史を大切にすることは、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるまちづくりを進めるうえでとても重要といえます。また、郷土の歴史や文化財を大切に保護し、次の世代に伝えることは、現代に生きる私たちの責務です。
- 指定文化財の保存や修理については、単独の点としての整備から、市全体の文化財をネットワーク化した面的整備を図ることが必要です。そのためには、日頃からパトロールや清掃等の定期的な管理が重要となってきます。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
歴史民俗資料館入場者数	46,232 人 (平成 23 年度)	50,000 人 (平成 28 年度)
勝連城跡入場者数	99,482 人 (平成 23 年度)	100,000 人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①歴史的・文化的な景観づくりの推進

- ・「うるま市景観条例」、「うるま市景観計画」の計画に準じて、市、事業者及び市民等の協働による良好な景観づくりを推進します。
- ・「勝連城跡」、「伊波城跡」等の歴史資源の周辺については、歴史文化遺産にふさわしい景観づくりを推進します。併せて、歴史学習及び歴史環境の保全を推進し、市のシンボルとして県内外へのアピールに努めます。
- ・地域のシンボルとなるよう景観づくりの先導的役割を果たすよう努めます。

②継続的な文化財の保護・調査・管理

- ・世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民及び観光客の交流の場として、有効活用にあつめます。
- ・文化財に指定されている土地の取得をはじめ、本市の歴史を表すシンボルとして、文化財の保護・活用にあつめます。
- ・文化財が市民等にとって大切な地域資源であるという意識を高めるとともに、地域住民の参加や協力により、継続的な文化財の保護・調査・管理を推進します。

③埋蔵文化財の保護及び発掘調査

- ・埋蔵文化財の保存と活用は、郷土の歴史・文化等を理解するのに欠かせないものであることから埋蔵文化財の保護及び発掘調査を行い、市民等への情報発信にあつめます。
- ・市内各地に残るさまざまな埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めます。

●事業者

- ・地域における文化財の保存・継承に協力します。
- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解し、PR に努めます。

●市民等

- ・文化財の保存・継承に協力します。
- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解し、PR に心がけます。

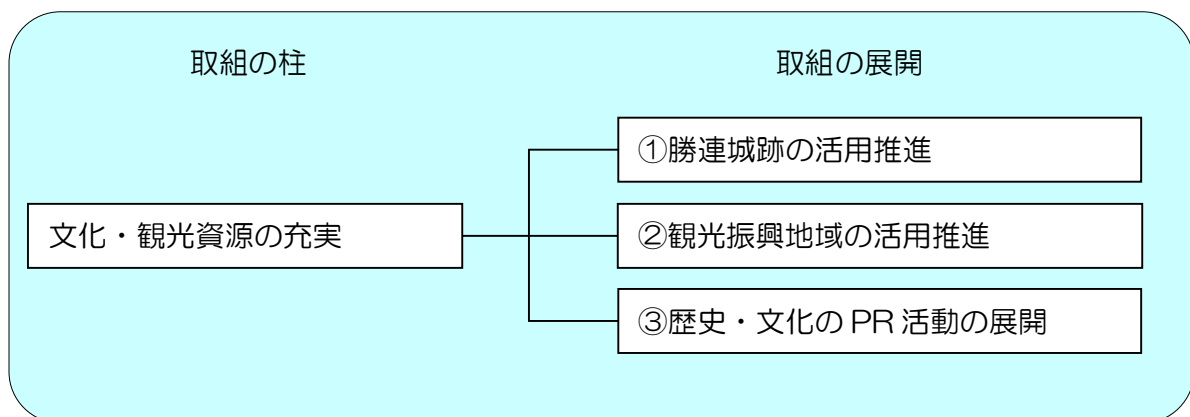
(3) 文化・観光資源の充実

1) 現況と課題

- 世界遺産に登録されている「勝連城跡」については、文化・観光資源や市民及び観光客の交流の場としての有効活用を図ることが必要です。
- 文化財の保護や活用、PR に当たっては、市だけでなく、地域住民の取組も非常に重要になります。本市では「文化財案内人養成事業」により、ボランティアガイドの育成を進めており、市全域にわたって、地域の文化財と地域住民との関わりを強化することが必要となっています。
- 海中道路等の風光明媚な景観や海洋性リゾート等の海浜資源が豊富にあり、平成 17 年には与那城地区屋慶名から伊計までの地域が沖縄県観光振興地域の指定を受けていることから、これらの文化・観光資源の活用が必要となっています。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
年間の観光入込客数	118 万人 (平成 23 年度)	200 万人 (平成 28 年度)
観光イベント来場者数	23 万人 (平成 23 年度)	40 万人 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①勝連城跡の活用推進

- ・「勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画 平成 25 年 12 月」の計画に準じて、勝連城跡周辺地区においては、文化財として指定された土地の買収や城郭内の保存・復元と併せて、市民等の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点整備を推進します。
- ・世界遺産の「勝連城跡」については、本市の文化観光の拠点整備を推進するとともに、休憩所を含めた周辺施設等も有効に活用し、観光誘客及び物産振興を推進します。

②観光振興地域の活用推進

- ・「安慶名闘牛場」や「石川多目的イベント公園（通称：石川ドーム）」、その他文化財等、既存の文化・観光資源の充実に努めます。

③歴史・文化のPR活動の展開

- ・「勝連城跡」やエイサー等の歴史・文化を市のシンボルとしてPRします。
- ・市の大切な文化・観光資源でもある文化財をPRするため、パンフレットやホームページ等による情報発信に努めます。

●事業者

- ・本市の自然や文化・観光資源を理解し、PRに努めます。

●市民等

- ・本市全域の文化財ボランティアガイド等に応募し、地域住民の参加による歴史資源のPR活動に協力します。
- ・本市の自然や文化・観光資源を一人ひとりが理解し、PRに心がけます。

(4) 地域の歴史・文化情報の発信・学習の推進

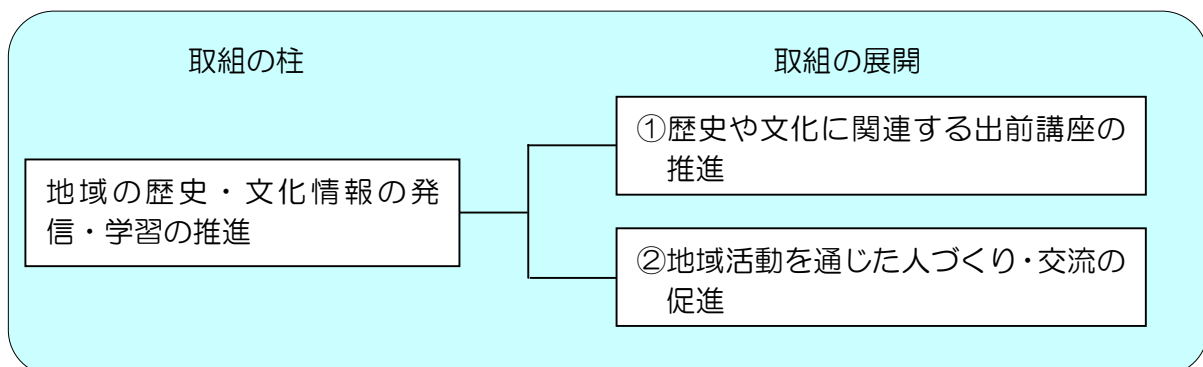
1) 現況と課題

○私たちの今日の生活は、先人の残した貴重な文化遺産を基盤に成り立っており、文化財の保存と活用は、郷土の歴史・文化・民俗芸能等を理解するのに欠かせないものです。現代を生きる私たちは、子孫から預かっている文化財を大切に保護し、誤りなく伝える義務を負っています。そのため、市民の文化的向上に資するとともに、文化財に関する意識の啓発を図り、大切な文化財の調査・保存・活用等に努めることが求められています。

○「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている「勝連城跡」を市のシンボルとして県内外にアピールするとともに歴史学習の振興や歴史環境の保全に努める必要があります。

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成 36 年度)
NPO及び地域活動団体数 (歴史・文化関連を含む)	23 団体 (平成 23 年度)	40 団体 (平成 28 年度)
地域活動支援助成事業の応募数 (歴史・文化関連を含む)	13 件 (平成 23 年度)	25 件 (平成 28 年度)

※ 目標は、「うるま市総合計画 後期基本計画 平成 24 年 3 月」に基づき設定

4) 主体別の取組内容

●市

①歴史や文化に関連する出前講座の推進

- ・本市全域の文化財ボランティアガイド等、地域住民の参加による歴史資源のPR活動を図り、出前講座等を通じて事業者や市民等への周知に努めます。
- ・歴史・文化施設や伝承文化を教える「うるま市出前講座」を設けるように努めます。

②地域活動を通じた人づくり・交流の促進

- ・郷土に誇りを持ち、明日のうるま市を支える人材の育成に努めます。

●事業者

- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解するよう出前講座等の利用に努めます。

●市民等

- ・郷土の歴史的・文化的資源をまちの魅力として理解するよう出前講座等の利用に心がけます。

4-5 地球環境（身近な取り組みで地球環境保全に貢献するまち）

（1）地球温暖化対策の推進

1）現況と課題

①地球温暖化の原因と影響

○地球は、太陽光によって直接暖められますが、暖められた地球からも反射や輻射熱が放出されます。大気に含まれる二酸化炭素等の温室効果ガスは、輻射熱を一部吸収し、再び地表に放射するため、地球全体は急激な温度変化もなく、平均気温が約 15℃に保たれています。

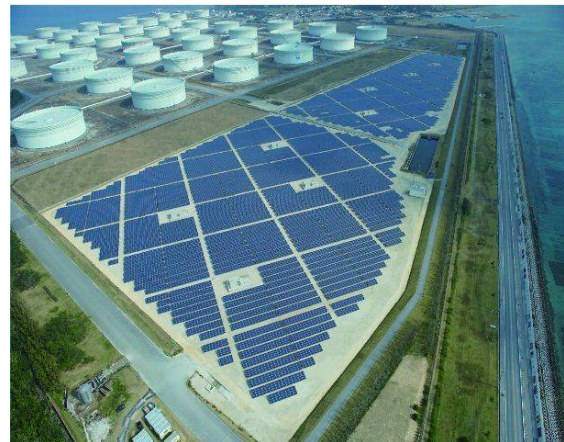
○地球温暖化とは、産業革命が始まった 1750 年代以降、化石燃料（石油や石炭等）を大量に燃焼し続けた結果、温室効果ガスの大気中濃度が増加し、熱の吸収・放射が多くなった現象をいいます。

○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「第5次評価報告書」によると、温暖化については疑う余地がなく、20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、人間の影響の可能性が極めて高いと報告されています。また、世界の平均気温は、1880～2012 年の間で 0.85℃上昇し、世界平均海面水位は、1901～2010 年の間で 19cm 上昇しています。2100 年には、世界の平均気温は 4.8℃、海面水位は 82cm 上昇すると予測されています。

○地球温暖化により、生態系への影響や自然災害の増大のみならず、海面上昇による居住地域の減少、熱中症・マラリア・デング熱等の健康への影響、食糧生産及び水資源等に大きな影響を与えると予測されています。



風力発電（具志川火力発電所）



太陽光発電

（写真提供：JX日鉱日石エネルギー株式会社）

②本市全域の温室効果ガス排出量

○平成 23 年度における本市全域の温室効果ガス排出量は、78.8 万 t-CO₂（二酸化炭素換算）と算定されました。

平成 22 年度の 79.2 万 t-CO₂と比較すると 0.4 万 t-CO₂（0.4%）減少しています。また、平成 12 年度の総排出量 97.6 万 t-CO₂と比べ 18.8 万 t-CO₂（19.3%）減少しています。これは、市内に立地していた製油所の閉鎖が要因として挙げられます。

平成 16 年度以降、77.1～80.9 万 t-CO₂で、ほぼ横ばいに近い状態で推移しています。

○平成 23 年度の部門別構成比をみると、民生家庭部門（26.1 万 t-CO₂、構成比 33.1%）が最も大きく、次いで民生業務部門（20.7 万 t-CO₂、構成比 26.2%）が大きくなっています。

○本市は、多くの市施設をかかえることから、地域の大規模な事業者の一つとして捉えることができ、市職員が率先して省エネルギー対策や地球温暖化対策を行う必要があります。

③地球温暖の影響と適応策について

○沖縄県は、亜熱帯地域にあり、温暖化による健康への影響が他の都道府県以上に懸念されています。特に、温暖化に伴う気候変動により渇水リスクが高まる等、水資源への影響が危惧されています。

○本市は海岸線に近く住宅地等が集中する地域があり、地球温暖化による台風や高波の大型化、海面水位上昇に伴う浸水区域の拡大により、被害の更なる深刻化が予測されています。

○農業においては、異常気象の発生により農作物の収穫量等への影響が考えられます。

○上記の気候変動による影響に対し、自然・社会システムを調整することにより、被害の防止や軽減を行う「適応策」の検討が課題となります。

④省エネルギー

○エネルギーは、私たちの生活には欠かせません。主要なエネルギー源として石油等が広範囲に使われています。エネルギーの消費を減らし、温室効果ガス排出量を抑制する等、エネルギー利用のあり方を見直すことで、主要なエネルギー源の長期的な利用と、温室効果ガス排出量を減らすことができます。本市は、エネルギー利用のあり方を見直し、持続可能な社会の構築をめざします。

表 4-5.1 本市全域における温室効果ガス排出量の推移

		単位：万t-CO ₂											
種類	年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
CO ₂		97.6	99.3	95.8	97.7	77.1	77.4	78.1	80.9	78.5	78.5	79.2	78.8
2000年度比		100.0%	101.7%	98.1%	100.1%	78.9%	79.3%	80.0%	82.8%	80.4%	80.4%	81.1%	80.7%
前年度からの伸び率(%)		—	1.7%	-3.5%	2.0%	-21.2%	0.4%	0.9%	3.5%	-2.9%	-0.1%	0.9%	-0.4%
県CO ₂ 排出量		1,199.4	1,248.7	1,282.0	1,335.1	1,347.4	1,334.8	1,336.9	1,342.9	1,338.5	1,324.1	1,341.3	1,321.4
うるま市が占める割合		8.1%	8.0%	7.5%	7.3%	5.7%	5.8%	5.8%	6.0%	5.9%	5.9%	5.9%	6.0%

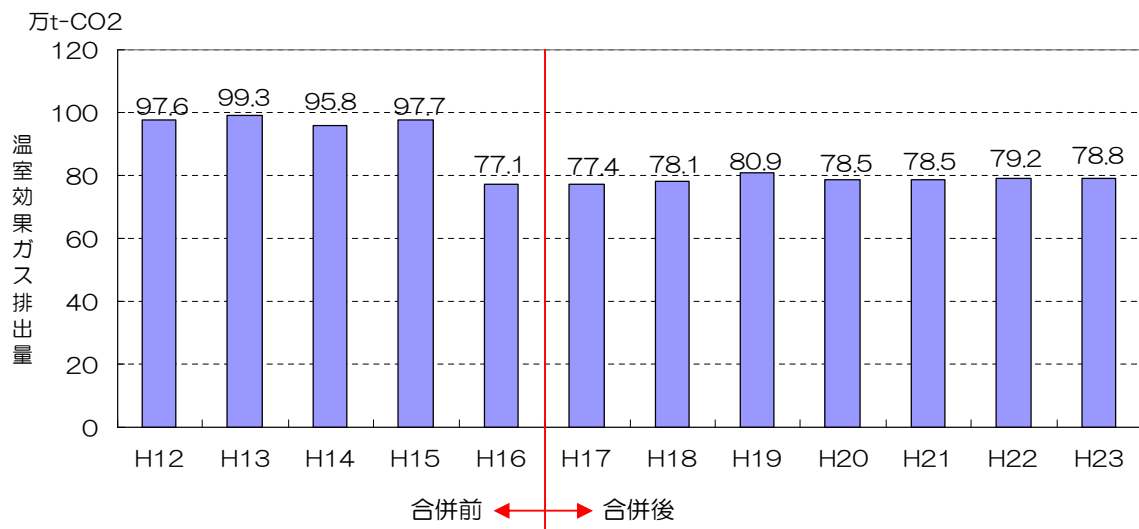


図 4-5.1 本市全域における温室効果ガス排出量の推移

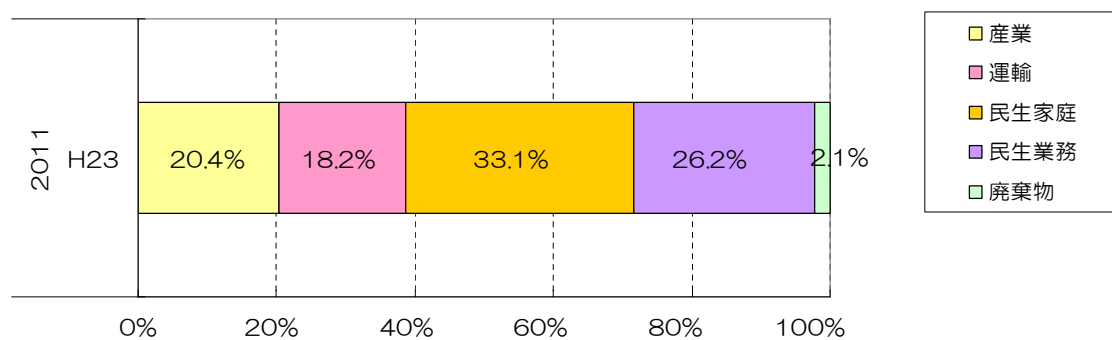
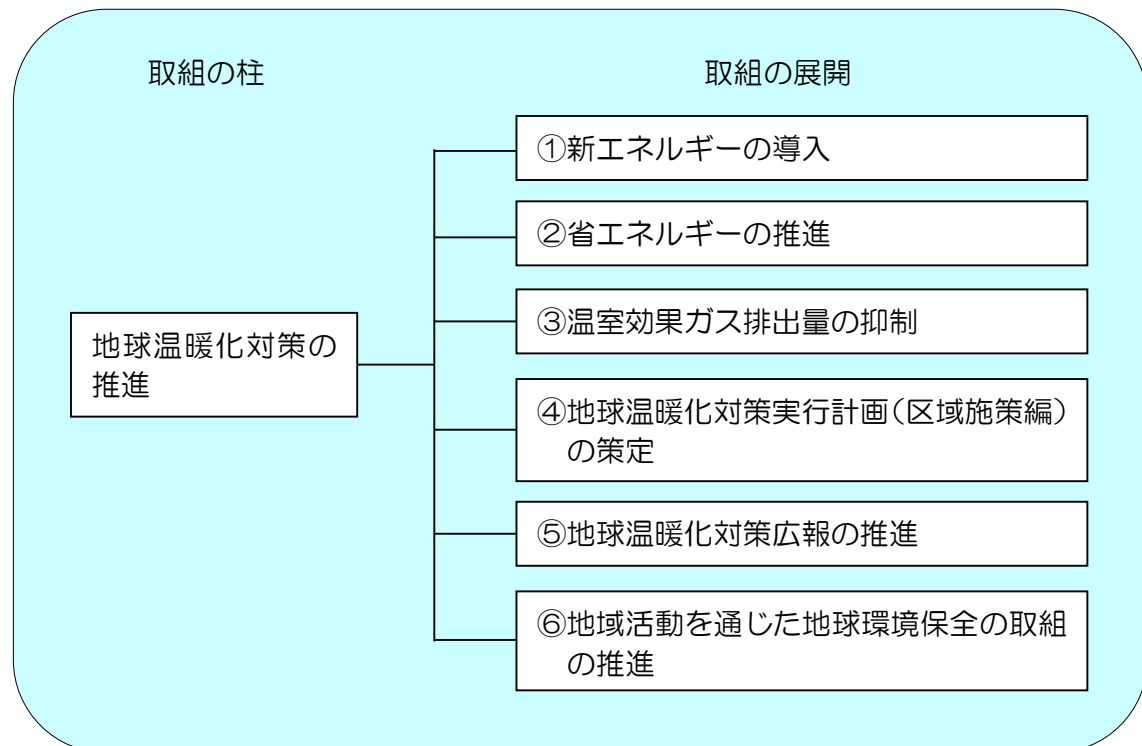


図 4-5.2 本市全域の部門別二酸化炭素排出量 構成比 (平成 23 年度)

2) 施策の方向性

この施策の課題に対し、本市では以下の方向性を定め、施策・事業の取組を進めます。



3) 目標

この項目に関する目標は、以下のとおりです。

項 目	現 状	目 標 (平成36年度)
市施設におけるCO ₂ 排出量(※1)	20,679 t-CO ₂ (平成25年度)	減 少
沖縄県観光施設等の総合的エコ化促進事業補助金交付件数の累計(※2)	1件 (平成25年度)	増 加

※1 「うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」により設定

※2 「観光施設等の総合的エコ化促進事業」(沖縄県環境政策課)の実績より設定

4) 主体別の取組内容

●市

①新エネルギーの導入

- ・太陽光発電・太陽熱システム等の普及啓発に努めます。
- ・太陽光発電・太陽熱システム等の公共施設への導入に努めます。
- ・バイオ燃料の利活用を検討します。

②省エネルギーの推進

- ・「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」による、省エネルギー等の地球温暖化対策を率先して進めます。
- ・市施設は、ESCO 事業の継続実施を図り、光熱水費の削減に努めます。

③温室効果ガス排出量の抑制

- ・公共交通機関の利用を促進します。
- ・自転車・徒歩による移動を促進します。
- ・公共工事における温室効果ガス排出量の抑制に努めます。
- ・農産物の地産地消を推進します。
- ・低炭素型住宅の普及促進に努めます。

④地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

- ・市全域を対象とする地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定します。

⑤地球温暖化対策広報の推進

- ・地球温暖化対策の啓発及び広報活動に努めます。
- ・地球温暖化対策活動を行うNPO等の活動をサポートし、ネットワークづくりの機運形成に努めます。

⑥地域活動を通じた地球環境保全の取組の推進

- ・市、事業者及び市民等の協働による身近な地球環境保全の取組を推進します。
- ・環境教育・エネルギー教育を推進します。

●事業者

- ・事務所の新築・改築の際は、太陽光システムやコージェネレーションシステムなど新エネルギーの導入に努めます。
- ・事務所の新築・改築の際は、省エネルギーに配慮した低炭素型建築物を検討します。
- ・社内で省エネルギー活動の実践に努めます。
- ・OA機器・設備機器の導入時には、エネルギー高効率製品の購入に努めます。
- ・車両はハイブリット車等、エコカーの導入に努めます。
- ・エコドライブを実践します。
- ・市や市民等と協働して身近な地球環境保全の取組に努めます。
- ・環境教育・エネルギー教育の推進に協力します。

●市民等

- ・住宅の新築・改築の際は、太陽光発電・太陽熱システムなど新エネルギー機

器の導入を検討します。

- ・住宅の新築・改築の際は、省エネルギーに配慮した低炭素型住宅を検討します。
- ・家電の買換え時には、エネルギー高効率製品の購入に心がけます。
- ・公共交通機関の利用に努めます。
- ・エコドライブを実践します。
- ・エコな生活の実践に努めます。
- ・市や事業者と協働して身近な地球環境保全の取組に努めます。
- ・環境教育・エネルギー教育に努めます。

第5章 地域ごとの特性を活かした取組



第5章 地域ごとの特性を活かした取組

5-1 主体別環境配慮指針

私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、日常生活が環境にさまざまな負荷を与え、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の問題を引き起こしています。これらの環境への負荷は身近な環境問題にとどまらず、地球温暖化など、生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っています。

したがって、さまざまな環境問題を解決し、本市の望ましい環境像を実現するためには、自らも事業者、市民でもある市はもとより、事業者や市民等の各主体が、それぞれの立場で環境負荷の低減に向けた取り組みが必要になっています。

ここでは、市、事業者及び市民等が日常生活や事業活動を営む中で環境負荷の低減を実践するためのガイドラインとして「主体別環境配慮指針」を示しています。

市、事業者及び市民等の協働による本計画の推進



1 市

配慮項目	環境配慮の内容
市自らが事業者・市民として率先行動	生活環境の保全と創出 ・自動車や二輪車（バイク）の使用に当たっては騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう努めます。 ・各種事業の実施やオフィス活動において、環境配慮型商品や再資源化製品の利用とともに、4Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進します。 ・各種公共事業の発注に際し、発注者として受注者に低公害機器の使用促進、再資源化製品の利用を義務化または努力目標を設定するなど、環境負荷低減の啓発・指導に努めます。 ・自らが紙の使用量の削減や再生紙の利用を進めるとともに、市発注業務の受注者等に働きかけを行うよう努めます。
	快適環境の保全と創出 ・公共施設等の設置に当たっては、緑化等を行い地域の景観に配慮するよう努めます。 ・街路樹や公園緑地の整備を推進し、都市景観の保全と創出に努めます。
	自然環境の保全と創出 ・施設の緑化の際には、可能な限り郷土種・在来種を利用するなど、生き物の生息・生育環境の配慮に努めます。 ・街路樹や緑地の管理に当たっては、環境にやさしい肥料や農薬を使い、その適正使用に努めます。 ・公共事業を実施する際には、自然環境や生物の生息・生育環境の保全に配慮するよう努めます。 ・市有地を活用し、市民農園の推進に努めます。
	歴史・文化環境の保全と創出 ・歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインを採用するよう努めます。
	地球環境の保全 ・建築物の設置に当たっては、節水装置、省エネルギー機器、太陽光発電や太陽熱等の新エネルギーを導入するなど、二酸化炭素の発生抑制に配慮するよう努めます。 ・電気、熱、水の使用に当たっては、職員一人ひとりが節電、熱の効率的利用、節水等に心がけ、環境負荷の低減に努めます。 ・エアコンの使用に当たっては、適切な温度管理、使用時間の短縮など、適正使用に努めます。 ・公用車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入を促進します。 ・公用車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに努めます。
	環境保全の活動、情報発信 ・環境保全に係る研修等の機会や情報提供により、職員の環境保全意識の啓発を図り、保全活動の促進に努めます。 ・エコアクション21やISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・職員一人ひとりが環境教育を推進します。
事業者や市民等の取組の支援	・事業者や市民等が取り組む環境の保全及び創出のために必要な情報を収集・整理し、情報発信に努めます。 ・事業者や市民等の環境の保全及び創出の活動に対して、各種の支援等を行うなど、推進体制を整えるよう努めます。
環境の保全と創出に向けて各種事業の実施	・市が各種事業を進めるに当たっては、環境負荷の低減や自然環境との共生に配慮し、持続的社会の構築に寄与するよう努めます。 ・市の関係課は、本計画に示した施策の実現に必要な事業を企画・実践するとともに、各種計画の策定の際には、環境の保全及び創出に係わる施策の導入に努めます。

2 事業者

配慮項目	環境配慮の内容
生活環境の 保全と創出	・ 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭等、環境負荷の低減に努めます。 ・ 化学物質の適正な管理に努めます。 ・ 節水機器の導入や処理水の循環・再利用等、節水に努めます。 ・ 自動車や二輪車（バイク）の使用に当たって騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう努めます。 ・ 産業廃棄物については、適正な処理を行い、管理を徹底します。また、事業活動に伴い排出される廃棄物の減量化、リサイクルに努めます。 ・ 紙の使用量の削減や再生紙の利用を進めます。 ・ 各種事業の実施やオフィス活動において、環境配慮型商品や再資源化製品の利用とともに、4Rを徹底し、廃棄物の減量化に努めます。 ・ 使い捨て製品の開発や製品の過剰包装を自粛し、環境負荷の少ない製品の製造・販売・利用に努めます。 ・ 低公害機器や再資源化製品を導入し、環境負荷の低減に努めます。
快適環境の 保全と創出	・ 事業場やオフィスの敷地や周囲に緑化等を行い、地域の景観に配慮するよう努めます。 ・ 駐車場や空き地の草刈り、清掃等を行い、環境整備に努めます。 ・ 周囲の景観に配慮した材質、デザインを採用するよう努めます。
自然環境の 保全と創出	・ 施設の緑化の際には、可能な限り郷土種・在来種を利用するなど、生き物の生息・生育環境の配慮に努めます。 ・ 樹木や緑地の管理に当たっては、環境に優しい肥料や農薬を使い、その適正使用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・ 歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインを採用するよう努めます。
地球環境の 保全	・ 建築物の設置に当たっては、節水装置、省エネルギー機器、太陽光発電や太陽熱等の新エネルギーを導入するなど、二酸化炭素の発生抑制に配慮するよう努めます。 ・ 建物を設置する場合、断熱材の使用、屋上緑化や壁面緑化に努めます。 ・ 熱管理や熱源設備・施設、電力利用設備の改善や改良を行うなど、熱と電力の効率的利用に努めます。 ・ エアコンの使用に当たっては、適切な温度管理、使用時間の短縮など、適正使用に努めます。 ・ 商品や資材の輸送・配送の効率化に努め、自動車の使用を減らすよう努めます。 ・ 自動車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入に努めます。 ・ 自動車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・ 環境に配慮した経営を進めるとともに、環境報告書等によって、自らの環境保全等に対する取組の率直的な実施・公表に努めます。 ・ エコアクション21、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。 ・ 事業活動のあらゆる場面について、環境への配慮を徹底できるよう環境教育・環境学習に努めます。 ・ 地域社会の構成員として、市や市民等と協働して、地域の環境保全活動に参加・協力します。

3 市民等

配慮項目	環境配慮の内容
生活環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○リビングや居室での環境配慮 ・掃除の際には使い捨てのティッシュの使用は控えるよう心がけます。 ・テレビやステレオ等からの生活騒音の発生を防ぐよう心がけます。 ○キッチンでの環境配慮 ・食器の汚れは拭き取ってから洗うなど、油や調理くずは直接流さないよう心がけます。 ・環境に優しい洗剤を選び、その適正使用に心がけます。 ・節水機器の設置や蛇口の水量を調整し、必要以上の水を使用しないよう心がけます。 ・生ごみの堆肥化を図り、ごみの減量化とリサイクルに心がけます。 ・食事は適量をつくり、食べ残しを減らすなど、ごみの減量化に心がけます。 ・ごみの分別はルールに基づいて行います。 ・使用済みの植物油（廃食用油）のリサイクルに協力します。 ○洗濯時、洗面所や風呂、トイレでの環境配慮 ・洗濯は小分けせずまとめ洗いをすることで、節水や節電を心がけます。 ・シャンプーや洗剤等は適量使用し、詰め替え用のものを選ぶよう心がけます。 ・歯磨き、洗顔及びシャンプー中は、蛇口やシャワーを止めるとともに、トイレの流し水は適量に使用するなど、節水に心がけます。 ・お風呂の残り湯は有効に再利用するよう心がけます。 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・お風呂の残り水等の再利用水や雨水を利用して、庭や家の周りへ散水することにより、水資源の有効利用を心がけます。 ・殺虫剤や除草剤の使用は控えるよう心がけます。 ・野焼きは、悪臭や大気汚染発生源となるのでしません。 ・ごみ出しはルールを守り、地域のごみステーションはきれいに保つよう心がけます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・排水施設は、下水道供用開始区域では公共下水道に接続、それ以外の区域では合併処理浄化槽を設置し、適正管理に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・自動車や二輪車（バイク）の使用に当たって騒音や黒煙を出さないよう日頃から整備するよう心がけます。 ・外出先では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨て、犬の糞の放置など、街の美化を損なうことはしないようにします。 ・公園や海岸等の野外活動時に発生したごみは持ち帰るようにします。 ・外食するに当たって、マイカップ、マイ箸を持参し、割り箸や紙コップの使用削減に心がけます。 ③買い物するときの環境配慮 ・買い物時にはマイバックを持参し、レジ袋を受け取らないよう心がけます。 ・二重包装、過剰包装を断り、簡易包装を心がけます。 ・使い捨て商品は、購入しないよう心がけます。 ・商品を購入する時は、グリーンマーク商品等の環境に負荷を与えない商品（自然に帰りやすい商品）を優先して選ぶよう心がけます。 ・詰め替えができる商品を選ぶよう心がけます。

配慮項目	環境配慮の内容
快適環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努め、周囲の景観に配慮するよう努めます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・まち並みなど、周囲の景観に配慮した材質、デザインを採用するよう努めます。 ・庭や家の周囲を緑化するなど、景観の維持に努めます。 ・駐車場や空き地の草刈り、清掃等、環境美化に心がけます。 ・墓地の建設に当たっては、ルールにしたがって整備を行うとともに、周辺環境の配慮に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・外出先では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨てや犬の糞の放置など、街の美化や景観を損なうことがないようにします。 ・公園や海岸等の野外活動時に発生したごみは持ち帰るなど、景観を損なうことはないようにします。
自然環境の 保全と創出	①家庭でできる環境配慮 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努めます。 ・家の周辺の緑地に生息・生育する動植物に気を配り、身近な自然環境を守るよう心がけます。 ・殺虫剤や除草剤の使用は控え、身近な生物の生息・生育環境の保全に心がけます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・家の周囲に緑化できる空間を可能な限り配置するよう努めます。 ・樹木の植栽時には、郷土種・在来種や鳥類の餌となるような実のなる木を植えるよう心がけます。 ②外出時にできる環境配慮 ・市内に生息する生き物の生息・生育環境に関する理解を深め、大切にしよう気を配ります。
歴史・文化 環境の保全 と創出	①家庭でできる環境配慮 ・庭や家の周囲を緑化するなど、景観の維持に努めます。 ・歴史的・文化的資源の周辺地域においては、周囲の景観と調和した材質、デザインの採用に努めます。 ②歴史的・文化施設でできる環境配慮 ・歴史的・文化的施設では、タバコや空き缶等のごみのポイ捨てや犬の糞の放置などをしないよう施設等の環境保全に努めます。 ・歴史的・文化的施設の利用時に発生したごみは持ち帰ります。

配慮項目	環境配慮の内容
地球環境の 保全	①家庭でできる環境配慮 ○リビングや居室での環境配慮 ・エアコン等の冷暖房機器の使用に当たっては、適切な温度設定や使用時間の短縮、フィルターのこまめな掃除、室外機を風通しの良い場所に置くなど、適正使用に心がけます。 ・テレビやビデオの電源のつけっぱなしは止め、長時間使わない時は、主電源を切るよう心がけます。 ・照明は、可能な限り LED 等の省エネルギー型機器や部分照明を用いるとともに、長時間つけっぱなしは止めるよう心がけます。 ・外気を取り込み、エアコンの使用を抑えることを心がけます。 ・カーテンやブラインドを活用し、室温の調整を効果的にするよう心がけます。 ○キッチンでの環境配慮 ・電気やガスの使用量を減らす工夫をします。 ・節水装置の設置や蛇口の水量を調整し、必要以上の水の使用をしないよう心がけます。 ・冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、壁から少し隙間を空けて置くようにします。また、詰め込みすぎたり、熱いものを冷ましてから入れるようにするなど、適正利用を心がけます。 ・ガスコンロの使用に当たっては、炎は、鍋ややかんの幅内に収まるよう調整します。また、バーナーの目詰まりを起こさないよう日頃から手入れに心がけます。 ○洗濯時、洗面所や風呂、トイレでの環境配慮 ・洗濯は小分けせずまとめ洗いをすることで、節水や節電を心がけます。 ○建物の周囲や庭での環境配慮 ・庭やベランダ、屋上や壁面等の緑化に努めます。 ・お風呂の残り水等の再利用水や雨水を利用して、庭や家の周りへ散水することにより、水資源の有効利用に努めます。 ○家を建てる時、リフォームのときの環境配慮 ・照明、冷房等の電気機器は省エネルギータイプや高効率機器（ヒートポンプ式等）を設置するよう努めます。 ・太陽光発電や太陽熱温水器等、新エネルギーを利用したシステムの採用に努めます。 ・建築用資材は、再利用や再資源化製品の使用に努めます。 ②外出時にできる環境配慮 ・自動車の使用を減らし、公共交通機関や自転車の利用を心がけます。 ・自宅から近いところに行くときは、マイカー使用の自粛を心がけます。 ・自動車の使用に当たっては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリング（エンジンのかけっぱなし等）をなくすなど、エコドライブに心がけます。 ・自動車の適正管理（タイヤ空気圧、車載重量等）に努めるとともに、エコカーの導入に努めます。 ③買い物するときの環境配慮 ・エアコン、冷蔵庫や照明器具等の家電製品の購入や買換の際には、省エネルギー型製品の購入を心がけます。 ・自動車の購入や買換の際は、二酸化炭素排出量の少ない、環境に優しいエコカーを選ぶよう心がけます。

配慮項目	環境配慮の内容
環境保全の活動、情報発信	・ 植樹等、地域の緑化活動に参加するよう心がけます。 ・ 河川、公園、道路等での地域の美化活動に参加します。 ・ 環境問題・地域の歴史・文化をテーマにした講演会や環境学習会等へ参加するよう心がけます。 ・ 環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう心がけます。 ・ 市から発信される環境に関する情報を収集するとともに、自らの意見や活動等に関する情報を発信するよう心がけます。

5-2 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、本計画の望ましい環境像「人と歴史が奏でる快適で自然豊かなまち、うるま市」を達成するため、地域の身近な環境問題を解決し、かつ、環境資源を活かしたよりよい環境の創出を実践する各主体の共通な配慮指針となるものです。

地域区分については、図5-2.1で示すとおり、具志川地域、石川地域、勝連地域及び与那城地域の4つに区分します。なお、本計画では4つの地域区分で各々の地域における特徴的な環境配慮事項を取り上げて示していますので、これらに加えて各主体別の配慮事項も併せて行うことが必要です。



図 5-2.1 うるま市の地域区分

1 具志川地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・川崎川、ヌーリ川、天願川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・公園や緑地、街路樹の整備を推進し、旧市街地での都市景観の創出に努めます。 ・市街化の進展による景観阻害等の影響を抑えつつ多彩な眺望景観の保全と創出に努めます。 ・宇堅ビーチや天願川等の良好な自然景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・「野鳥の森自然公園」周辺は、身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。 ・「ガマガー」や「クシヒンガー」等の湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・中城湾港新港地区の海岸部の干潟は、貴重な種であるトカゲハゼの生息場となっていることから、その生息場の保全に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「安慶名城跡」をはじめ、「天願グスク」、「兼箇段グスク」、「具志川グスク」、「江洲グスク」周辺等の文化的・歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定有形文化財である「三線 翁長開鐘」の保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「田場ガー」、「兼箇段ジョーミーチャ（チ）ー墓」、「大田坂」等の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・市指定無形文化財である「天願獅子舞」、「田場ティンバー」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・天願川河口におけるホテイアオイ等の外来種について、市、事業者及び市民等が協働して駆除活動に努めます。 ・天願川の自然環境の保全と創出のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・マングローブ林内に外来種（塩屋地区のヒルギダマシ等）の分布が広がっていることから、効率的な駆除のための情報提供に努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

2 石川地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・石川川、山田川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・公園や緑地、街路樹の整備を推進し、旧市街地での都市景観の創出に努めます。 ・石川ビーチや石川川等の良好な自然景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・「石川高原」、「石川市民の森公園」、「ビオスの丘」、「倉敷ダム」は、身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。 ・湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・石川ビーチ南側の干潟は市街地近郊の身近な生き物との触れ合いの場として保全と活用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「伊波貝塚」や県指定史跡の「伊波城跡」周辺の歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定有形文化財である「三線 真壁型」を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「嘉手苅観音堂」、「石川部落事務所」、「沖縄諮詢会堂跡」、「東恩納博物館跡」や市指定有形民俗の「伊波ヌール墓」等の文化遺産の保存・継承に努めます。 ・市指定有形・無形民俗である「伊波メンサー織」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・石川川において、美化活動や外来種の駆除を市、事業者及び市民等が協力して取り組むよう努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

3 勝連地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・工場・事業場等からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ・野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・「勝連城跡」等の高台からの緑とまち並み、そして周辺に広がる美しい海を望む眺望景観の保全と創出に努めます。 ・「勝連城跡」から海中道路に続く雰囲気を感じられる沿道景観の創出に努めます。 ・自然豊かな津堅島の島しょ景観の保全と創出に努めます。 ・浜比嘉島の自然と歴史に彩られた昔ながらの島しょ景観の保全に努めます。
自然環境の 保全と創出	・湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・環境省の特定植物群落として指定されている「津堅島クボウ城のタブノキ群落」の保護・保全に努めます。 ・津堅島の東側の海岸はウミガメの上陸・産卵確認地点であることから、その砂浜の保全に努めます。 ・浜比嘉島の御嶽林や自然海岸の保全に努めます。 ・中城湾港新港地区の海岸部の干潟は、貴重な種であるトカゲハゼの生息場となっていることから、その生息場の保全に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・国指定史跡の「勝連城跡」を中心とした歴史的環境の保全と創出に努めます。 ・県指定史跡の「平安名貝塚」の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・県指定選択文化財である「津堅島の唐踊り」を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・市指定史跡の「ワイトウイ」、「ヤマトウンチュウ墓」、「平敷屋タキノー」、「アマミチューの墓」等の文化遺産を保護・伝承に努めます。 ・市指定無形民俗文化財である「南風原の獅子舞」、「平敷屋エイサー」、市指定有形民俗文化財である「シルミチュー」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・勝連地域の干潟の保全のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

4 与那城地域

施策の柱	施策の展開
生活環境の 保全と創出	・ 野焼きや豚舎、牛舎等の悪臭防止対策に努めます。 ・ 屋慶名川流域の畜産排水対策や生活雑排水対策を推進し、水質悪化の低減に努めます。 ・ 海岸地域、農用地及び墓地周辺等における不法投棄防止の喚起やパトロールの実施に努めます。
快適環境の 保全と創出	・ 海とともに暮らす人々が受け継ぐ平安座島の伝統・文化的、島しょ景観の保全と創出に努めます。 ・ 「たかはなり」と呼ばれる宮城島の眺望や昔ながらの自然、集落環境の保全と創出に努めます。 ・ のどかで自然豊かな伊計島の島しょ景観の保全と創出に努めます。
自然環境の 保全と創出	・ 野鳥との触れ合いの場である「照間の水田」の保全と活用に努めます。 ・ 湧水では流入水の浄化を行うなど、水辺環境の保全と創出に努めます。 ・ 環境省の特定植物群落として指定されている「伊計城跡の石灰岩地植生」や「平安座島東城の石灰岩地植生」の保護・保全に努めます。 ・ 宮城地区の海岸はウミガメの上陸・産卵場所となっており、その砂浜の保全に努めます。 ・ 海中道路周辺の藻場と干潟は、生物の生息・生育環境として、また、人と自然の触れ合いの場として保全と活用に努めます。
歴史・文化 環境の保全 と創出	・ 国指定史跡の「仲原遺跡」の文化遺産の保護・伝承に努めます。 ・ 市指定建造物の「ガーラ缸（はし）」、「ヤンガー」、市指定有形民俗の「与佐次川（ユサチ（チ）ガー）」、市指定名勝の「犬名河（インナガー）」等の文化遺産の保護・伝承に努めます。 ・ 市指定無形民俗である「マーラン船の建造技術」、「宮城ウシデーク」等を地域住民と協力して保護・伝承に努めます。 ・ 「野グスク」、「平安座西グスク」、「泊グスク」及び「伊計グスク」周辺等の歴史的環境の保全と創出に努めます。
環境保全の 活動、情報 発信	・ 地域の美化のために、市民等が協力して草刈りや清掃活動を実施するよう努めます。 ・ 海岸漂着ごみ等の除去を市と協力して実施するよう努めます。 ・ 与那城地域の干潟の保全のために、市、事業者及び市民等が協働して清掃活動等を実施するよう努めます。 ・ 環境教育を通して、自ら考え、調べ、学び、環境に関する知識を増やすよう努めます。 ・ 市内での貴重な動植物の分布が不明な種が多いことから、地域住民からの情報収集に努めます。

第6章 計画の推進体制と進捗管理



第6章 計画の推進体制と進捗管理

6-1 推進体制

本計画の推進のためには、市をはじめ、事業者や市民等がそれぞれの役割と責務を自覚し、各主体が協働して計画を推進する体制が必要です。そのため、以下に示すような推進体制を整備し、計画の進捗管理を行います（図6-1.1）。

1 うるま市環境審議会

うるま市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画に関する事項やその他環境の保全及び創造に関する重要な事項を審議するためにうるま市環境基本条例第25条に定められている機関です。この審議会において、環境に関する市長からの諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、本計画の策定や施策・計画の見直しについて審議します。

2 うるま市環境基本計画推進会議

うるま市環境基本計画推進会議（以下、「推進会議」といいます。）は、市の課長、係長等によって構成される市の全庁横断的な組織で、各課の施策を調整・推進します。

なお、推進会議は、環境基本計画の策定や見直し・改善や進捗状況などを環境審議会に報告する組織となります。

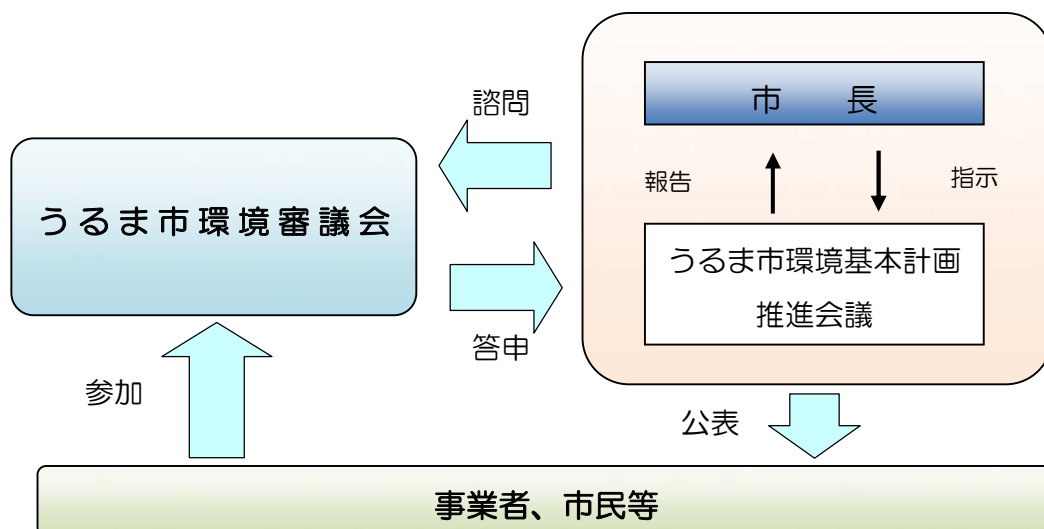


図6-1.1 本計画の推進体制

6-2 進捗管理

本計画の進捗管理は、前項の6-1で示した推進体制を用いて、市、事業者及び市民等の各主体が連携・協働しPDCAサイクルを基本として行うことで、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります（図6-2.1）。

なお、本計画の見直し等は必要に応じて実施することとし、本計画の中では、その時期を中間年度の平成32年度（2020年度）を予定しています。

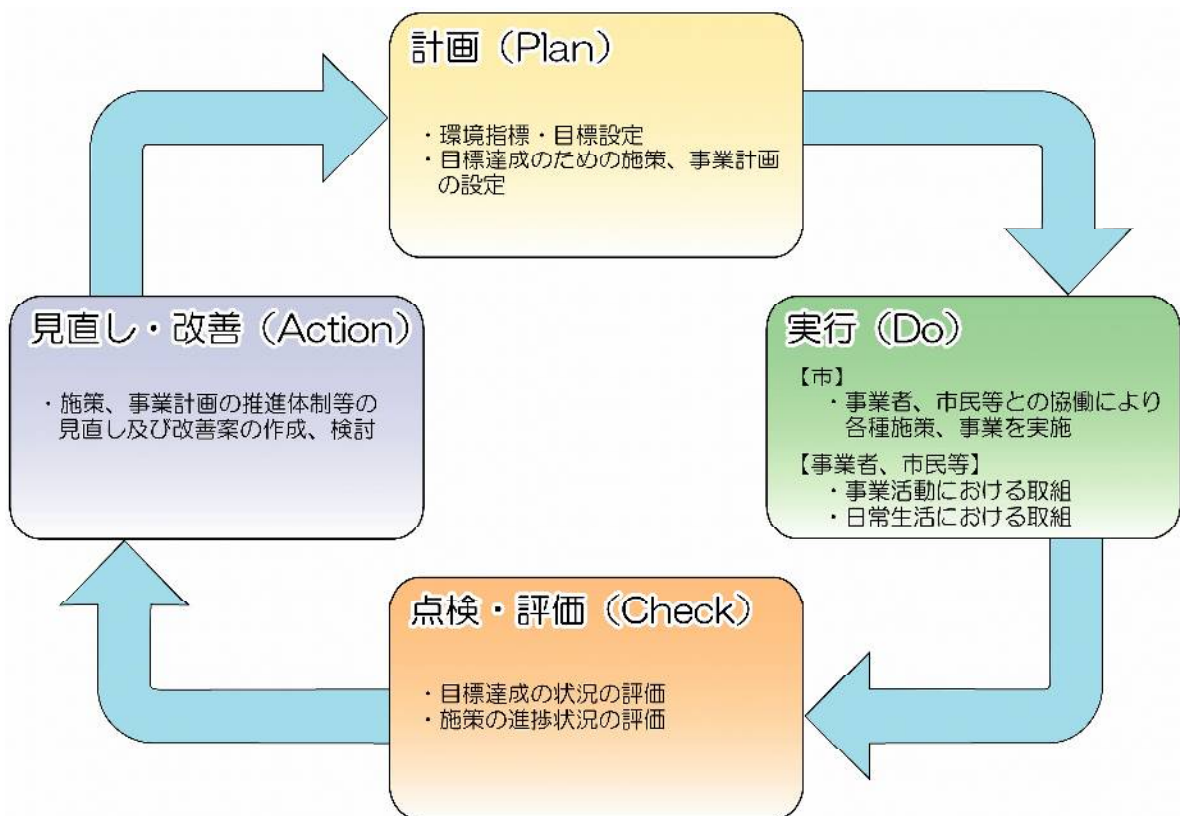


図6-2.1 進捗管理のフロー（PDCA サイクル）

資料編



資料編

● うるま市環境基本条例

うるま市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第10条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第11条―第22条）

第4章 地球環境の保全等に関する施策（第23条・第24条）

第5章 環境審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

私たちの住むうるま市は、沖縄本島中部に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接している。みどり豊かな丘陵山地を源とする河川等が市域を流れ、金武湾に流れ込んでいる。また、金武湾・中城湾を隔てるように東南に伸びる勝連半島の周辺海域には有人、無人合わせて8つの島々があり、このうち有人4島は海中道路や橋などにより結ばれており、中城湾沖には津堅島が位置している。これら島々の周辺海域は、藻場やサンゴ礁が発達しており、“さんごの島”の意味をもつ「うるま」にふさわしく、碧く美しい海と豊かな自然環境を有している。

今日における私たちの生活・経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式が定着し、それにより、大気汚染、水質汚濁、悪臭といった日常生活そのものが環境に対して様々な影響を与えている。特に、近年における人口増加や経済活動に伴う環境負荷の増大は、自然環境又は地球環境のもつ自浄作用や修復能力の限界を超え、公害や自然破壊を加速させ、環境問題として影響を生じてきている。さらに、このような環境問題にとどまらず地球温暖化問題など生き物の生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

私たちうるま市は、先人たちがつくり、まもり、育ててきた歴史・文化やみどり豊かな自然環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、次の世代へ受け継いでいく大事な役割を担っていることを認識し、市、事業者、市民、市民団体及び来訪者がそれぞれの役割を果たし、協働による環境の保全及び創造に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等（市民団体及び来訪者を含む。以下同じ。）の責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、森林、土壌等から成る環境の保護及び整備を行うことにより、人や動植物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 この条例において、次に掲げる事項を環境の保全及び創造についての基本的な理念（以下「基本理念」という。）として、推進するものとする。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに次世代へ継承されるよう取り組むこと。
- (2) 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済の発展を図り、持続的発展が可能な社会が構築されるよう取り組むこと。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であることを認識し、積極的に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に定める施策の策定及び実施するに当たっては、事業者及び市民等と協働・連携し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、適正に処理するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市及び市民等と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、日常生活が環境の保全及び創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 市民等は、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策その他の環境保全活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策の策定等に係る指針）

- 第7条 市は、基本的施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる指針に基づいて行うものとする。

- (1) 市民等の健康が保護され、生活環境が保全されること。
- (2) 自然環境が適正に保全され、良好な環境が保持されること。
- (3) 生物の多様性が確保されるとともに、多様な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観が保全されること。
- (5) 地域の歴史的・文化的特性を活かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。
- (6) 環境に対する負荷の軽減のため、資源の循環的な利用を推進すること。
- (7) 地球環境の保全に配慮すること。
- (8) 環境教育及び学習の推進を図ること。
- (9) 施策の実現に向けて事業者及び市民等との協働・連携を図ること。

（環境基本計画）

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 市、事業者及び市民等が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条第1項に規定するうるま市環境審議会の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

- 第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

- 2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（報告書の作成）

- 第10条 市長は、市の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを適宜公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

（意見の反映）

- 第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民等の意見を反映するよう努めなければならない。

（環境教育及び学習の推進）

- 第12条 市は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民等の理解を深め、かつ活動を

行う意欲が増進されるよう、機会の提供、人材の育成、広報活動の充実その他の環境教育及び学習の推進に努めなければならない。

（自発的な活動の促進）

第 13 条 市は、事業者及び市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第 14 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の提供及び公開に努めなければならない。

（開発事業等に係る環境への配慮）

第 15 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について適正に配慮するものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第 16 条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

（誘導的措置）

第 17 条 市は、事業者及び市民等が環境への負荷の低減に資する施設の整備、その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備等）

第 18 条 市は、環境保全に資する公共的な処理施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設について、充足度や地域特性を考慮した上で、バランスの取れた自然環境の整備に努めるものとする。

3 市は、地域の特性、環境資源及び景観資源を活かし、地域環境の骨格となるみどりの保全・活用に努めるものとする。

4 市は、河川及び海岸線並びに道路の植栽帯等の保全と創出を図り、水とみどりのネットワークの形成に努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第 19 条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

（国、地方公共団体等との協力）

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策等を実施するに当たっては、国、県、他の地方公共団体及びその他の関係団体と協力するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 地球環境の保全等に関する施策

（地球環境保全のための行動の促進）

第 23 条 市は、事業者及び市民等がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に資する行動指針

を定め、その普及に努めるとともに、これに基づく行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第 24 条 市は、地球温暖化の防止に資するため、地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

第 5 章 環境審議会

（審議会の設置）

第 25 条 市長は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、うるま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

（1）環境基本計画に関する事項

（2）その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

第 6 章 雑則

（委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（うるま市附属機関設置条例の一部改正）

2 うるま市附属機関設置条例（平成 17 年うるま市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

● 計画策定の経緯

時 期	実 施 内 容
平成25年6月～	【基礎調査：地域の現況整理】 ・既存資料を基に、地域の現況整理を実施
平成25年10月4日	【うるま市環境基本条例 検討会議】 ・うるま市環境基本条例（素案）の検討・精査
平成25年12月24日	【うるま市環境基本条例 制定】 ・12月定例議会において議決
平成26年2月～5月	【基礎調査：住民意識の把握（アンケート調査）】 ・市民、事業所、環境保全に取り組む団体等、自治会、市職員、小中学校、学校関係者を対象に実施
平成26年9月30日	【第1回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・計画の位置づけ、環境に関する課題等の検討
平成26年10月21日	【第1回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・諮問 ・計画の位置づけ、環境に関する課題等の審議
平成26年12月2日	【第2回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・うるま市環境基本計画（素案）の検討
平成26年12月22日	【第2回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・うるま市環境基本計画（素案）の審議
平成27年1月9日 ～2月9日	【パブリックコメント】 ・うるま市環境基本計画（素案）のパブリックコメントを実施
平成27年1月14日	【地域説明会】与那城地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月15日	【地域説明会】石川地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月20日	【地域説明会】具志川地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年1月22日	【地域説明会】勝連地域 ・うるま市環境基本計画（素案）の概要説明を実施
平成27年2月6日	【第3回うるま市環境基本計画 検討委員会】 ・うるま市環境基本計画（案）の検討
平成27年2月24日	【第3回うるま市環境基本計画 環境審議会】 ・うるま市環境基本計画（案）の審議
平成27年3月24日	【うるま市環境基本計画について答申】

● うるま市環境審議会名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会長	堤 純一郎	琉球大学工学部 教授	学識経験者
副会長	玉栄 章宏	環金武湾地球温暖化対策地域協議会 事務局長	その他市長が必要と認める者
委員	山城 和正	うるま市商工会 会長	公共的団体を代表する者
委員	伊芸 恵子	うるま市女性団体連絡協議会 会長	公共的団体を代表する者
委員	池原 トモ子	うるま市地域審議会 石川地区 会長	公共的団体を代表する者
委員	藏當 博文	うるま市地域審議会 勝連地区 会長	公共的団体を代表する者
委員	長嶺 弘輝	沖縄県中部福祉保健所 保健総括 兼 環境保全班長	関係行政機関の職員
委員	金城 道男	NPO法人 どうぶつたちの病院沖縄 副理事長	その他市長が必要と認める者
委員	高平 兼司	うるま市水と緑を考える会 事務局長	その他市長が必要と認める者
委員	島袋 義則	うるま市 市民部長	その他市長が必要と認める者

● うるま市環境基本計画 検討委員会名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	島袋 義則	市民部長	
副委員長	宇座 徳之	市民部 環境課長	
委員	喜屋武 良光	市民部 環境課主幹	
委員	山城 孝	市民部 環境課 環境政策係長	
委員	松田 直久	市民部 環境課 環境保全係長	
委員	川端 恭成	市民部 環境課 環境整備係長	
委員	宮城 為治	企画部 企画課長	
委員	田崎 諭	企画部 企画課 企画調整係長	
委員	金城 善治	経済部 農政課長	
委員	石川 達治	経済部 農政課 畜産バイオ係長	
委員	平良 一雄	経済部 商工観光課長	
委員	宮城 紀章	経済部 商工観光課 商工係長	
委員	島袋 房善	都市計画部 都市計画課長	
委員	新垣 渡	都市計画部 都市計画課 計画係長	
委員	山田 達也	建設部 土木課長	
委員	伊波 良治	教育委員会 指導部 指導課長	

● 環境基準一覧

【大気汚染に係る環境基準】

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法若しくはベータ線吸収法	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

※ 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。

3.二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号、改定：平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号）

微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示
微小粒子状物質	1年平均値が15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年9月9日 環境省告示第33号

※ 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：大気汚染に係る環境基準（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号、改定：平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 73 号）

【水質汚濁に係る環境基準】

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	※ 大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/L以上	-

生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	※ 大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL 以下	検出され ないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出され ないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	-	-

備考

1.水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

注

1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3.環境保全：国民の日常生物（沿岸の遊歩道等を含む）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改定：平成26年11月17日 環境省告示第126号）

※大腸菌群数の単位：MPNは、Most Probable Numberの略で、培養した場合のコロニー数を確率として統計学的に表したもので最も確かな数、という意味です。

【自動車騒音に係る環境基準】

騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- ※ 1.時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3.Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4.Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5.Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

出典：騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

【航空機騒音に係る環境基準】

航空機騒音に係る環境基準（WECPNL）

単位：WECPNL

地域の類型	基準値	備考
I	70 以下	専ら住居の用に供される地域
II	75 以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

※ 平成 25 年 4 月 1 日より以下の環境基準に改正されました。

航空機騒音に係る環境基準（Lden）

単位：デシベル

地域の類型	基準値	備考
I	57 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62 デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

出典：航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号、改正：平成 19 年 12 月 17 日 環境省告示第 114 号）

● 緑地確保目標水準の算定（抜粋資料）

緑地確保目標水準の算定について、「うるま市みどりの基本計画 平成 22 年 3 月」より、抜粋資料を示します。

緑地確保目標水準の算定（1/3）

■緑地の確保目標水準の算定

本計画の上位計画となる「緑の政策大綱（平成 6 年 9 月・旧建設省）」及び「沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3 月）」で位置付けられている市街地における緑地の目標数値 30%以上に倣い、うるま市における緑地の確保目標水準を以下のように算出する。

$$\begin{aligned}
 & \text{①都市計画区域面積（将来）} && : && 8,601 && \text{ha} \\
 & \text{②将来市街地面積} && : && 2,449 && \text{ha} \\
 & \text{③都市計画区域内の緑地確保目標量} && : && 4,129 && \text{ha} \quad \cdots \cdots \text{（詳細は p28 参照）} \\
 & \text{④将来市街地内の緑地確保目標量} && : && 411 && \text{ha} \quad \cdots \cdots \text{（詳細は p28 参照）} \\
 & \text{⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積} && : && 478 && \text{ha} \quad \cdots \cdots \text{（詳細は p27 参照）} \\
 \\
 & A = \frac{\text{④将来市街地内の緑地確保目標量（ha）}}{\text{②将来市街地面積（ha）}} = 16.8\% \\
 \\
 & B = \frac{\text{③都市計画区域内の緑地確保目標量（ha）}}{\text{①都市計画区域面積（ha）}} = 48.0\% \\
 \\
 & C = \frac{\text{④将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積（ha）}}{\text{②将来市街地面積} + \text{⑤将来市街地に接した周辺地域の緑地面積（ha）}} = 30.4\%
 \end{aligned}$$

		平成 21 年（現況）	平成 41 年（目標年次）
A	市街地内（用途地域内）の緑地配置の目標水準を示す指標	14.0 %	16.8 %
B	うるま市全域（都市計画区域）での緑地配置の目標水準を示す指標	22.7 %	48.0 %
C	実質的な市街地内の緑地の目標水準を示すための指標	14.0 %	30.4 %

みどりには、ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の原因の 1 つとなる二酸化炭素の吸収・固定、大気の清浄化等の「環境保全機能」、スポーツや自然とのふれあい体験等の「レクリエーション機能」、地すべり・斜面崩壊の防止や火災時の延焼遮断帯といった「防災機能」、郷土景観や都市景観の形成といった「景観機能」がある。これらの機能の向上を図り、大切な自然を将来へ引き継いでいくために、緑地の保全や増加が望まれる。

しかしながら、将来において市街地内（用途地域内）の緑地を 30%以上確保することは難しい（結果 A：16.8%）。そのため、市街地に接した樹林地を市街地周辺地域の緑地として想定し算出した 30.4%（結果 C）を、うるま市の将来における緑地の確保目標水準として設



緑地確保目標水準の算定（2/3）

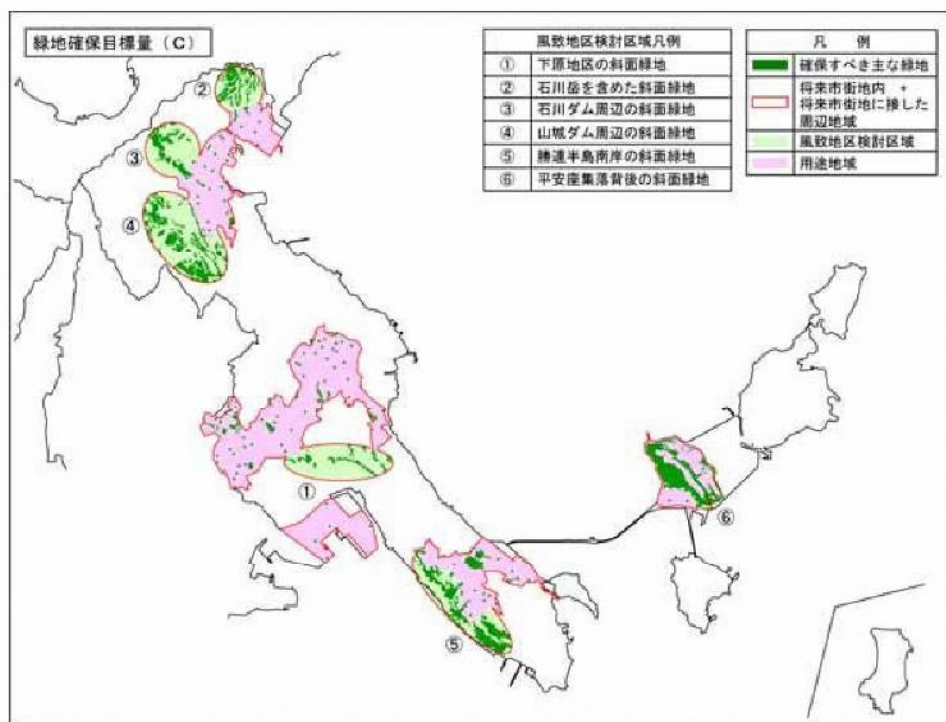
定する。その場合、将来における住民一人当たり緑地面積は 320 m²となる。

なお、住宅・商店等の民有地の緑化空間については、永続性のある緑地として取り扱うことが難しく数値としては含まれていないものの、市民及び事業者等が緑化を進めていくことを考慮すると、実質的には市街地における緑地として増加が見込まれる。

みどりの将来像『水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じる うるおいのまち』を実現するために、緑地の確保目標数水準約 30%を目指す。そのために、市民・事業者・NPO 等との協働のもと具体的な施策に取り組んでいく。

表 将来市街地に接した周辺地域の緑地対象地 (単位:ha)

対象地	面積
① 下原地区の斜面緑地(風致地区検討区域)	67.4
② 石川岳を含めた斜面緑地(風致地区検討区域)	89.3
③ 石川ダム周辺の斜面緑地(風致地区検討区域)	47.2
④ 山城ダム周辺の斜面緑地(風致地区検討区域)	131.8
⑤ 勝連半島南岸の斜面緑地(風致地区検討区域)	101.9
⑥ 平安座集落背後の斜面緑地(風致地区検討区域)	40.7
合計	478.3



※将来市街地に接した周辺地域の緑地対象地の位置は、p59、p68、p77、p86 も併せて参照。

緑地確保目標水準の算定 (3/3)

■都市計画区域内及び将来市街地内の緑地確保目標量の算出

●施設緑地の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
都市公園	41.57	50.04	91.61	69.33	109.44	178.77
公共施設緑地(その他の公園)	12.92	25.55	38.47	12.92	27.88	40.80
民間施設緑地	-	164.12	164.12	-	164.12	164.12
合計	54.49	239.71	294.20	82.25	301.44	383.69

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●地域制緑地の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
地域森林計画対象民有林	105.56	1,261.44	1,367	105.56	1,261.44	1,367
保安林	3.57	170.43	174	3.57	170.43	174
河川区域	5.6	64.4	70	5.6	64.4	70
風致地区	0.15	1.95	2.1	78.45	1,980.95	2,059.4
条例によるもの	4.90	52.50	57.4	4.90	52.50	57.4
地区計画等	-	-	-	1.55	-	1.55
重複面積	5.34	188.98	194.31	5.34	188.98	194.31
合計	114.45	1,361.74	1,476.19	194.30	3,340.74	3,535.04

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●公共施設及び民間施設の緑化面積の確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
公共施設の緑化面積	11.02	5.93	16.95	25.11	11.39	36.50
民間施設の緑化面積	67.31	49.00	116.31	76.01	52.83	128.84
合計	78.33	54.93	133.26	101.12	64.22	165.34

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●公共施設及び民間施設のグラウンドの確保目標

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
公共施設のグラウンド	31.16	9.61	40.77	31.16	9.61	40.77
民間施設のグラウンド	2.30	1.59	3.89	2.30	1.59	3.89
合計	33.46	11.20	44.66	33.46	11.20	44.66

※端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

●確保目標の合計(施設緑地+地域制緑地+施設緑化面積+グラウンド)

(単位:ha)

	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
確保目標の合計	280.73	1,667.58	1,948.31	411.13	3,717.60	4,128.73

↓
将来市街地内の
緑地確保目標量

↓
都市計画区域内の
緑地確保目標量



● アンケート調査結果概要

1.調査の概要

(1) 目的

うるま市が現在抱える環境上の課題点、市民等の環境に対する関心や認識、環境行政に対する要望を把握することを目的として実施した。

(2) 調査対象者

アンケートの対象者は、市民、事業所、環境保全に取り組む団体等、市職員、小学生（高学年）・中学生、学校関係者（クラス担任）及び自治会とした。

(3) 調査票配布数および回収数

アンケートの対象者別の配布数及び回収数を下記の表に示す。

アンケート対象者及び配布・回収数

No.	区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数 (回収率)	該当頁
1	市民	・ 住民基本台帳から無作為抽出 ・ 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収	平成26年 2月～4月	16歳以上の 男女2,000名	具志川地域：262名	資-17 ～ 資-25
					石川地域：92名	
					勝連地域：49名	
					与那城地域：32名	
					無回答：6名	
					合計：441名(22.1%)	
2	事業所	・ 市内の全事業者を5区分に分けて抽出 ・ 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収 ① iタウンページ※1による業種別事業所 ② 大企業※2 ③ 国や地方公共団体から認証、協定及び指定を受けた事業所※3 ④ うるま市小規模工事等契約希望者※4 ⑤ うるま市の畜産業者※5	平成26年 2月～4月	220事業所	89事業所 (40.5%)	資-26 ～ 資-31
3	環境保全に取り組む団体等	・ 市内に住所がある団体 ・ 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収				
4	市職員	・ 全職員に調査票を配信				
5	小・中学生	・ 小学生（高学年）、中学生を対象 ・ 各小中学校（28校）に調査票を直接配布・回収	平成26年 5月～6月	—	小：649名 中：314名	資-37 ～ 資-43
6	学校関係者 (クラス担任)	・ 1校につき2名（クラス担任） ・ 各小中学校（28校）に調査票を直接配布・回収				
7	自治会	・ 市内の全ての自治会長 ・ 郵送にて調査票を配布し、返信用封筒にて回収	平成26年 2月～4月	63自治会	39自治会 (61.9%)	資-44 ～ 資-45

※1 iタウンページは、NTTタウンページが提供するインターネット電話帳

※2 大企業は年商1億円以上と任意に設定し、「企業価値検索サービス（ホームページ）」で抽出した事業所

※3 エコアクション21の認証、公害防止の協定、エネルギー管理指定工場の指定を受けた事業所

※4 うるま市小規模工事等契約希望者登録制度において、登録を行った事業所

※5 うるま市の畜産業者（うるま市農政課提供資料）

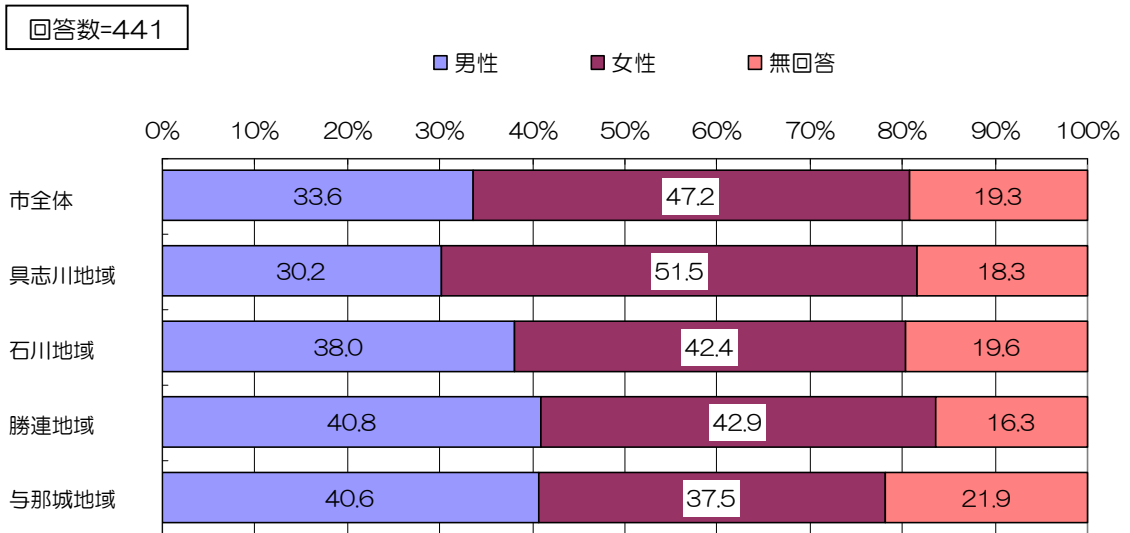
2.調査結果

アンケートの調査結果については、質問項目の一部を抜粋した。

2.1 市民

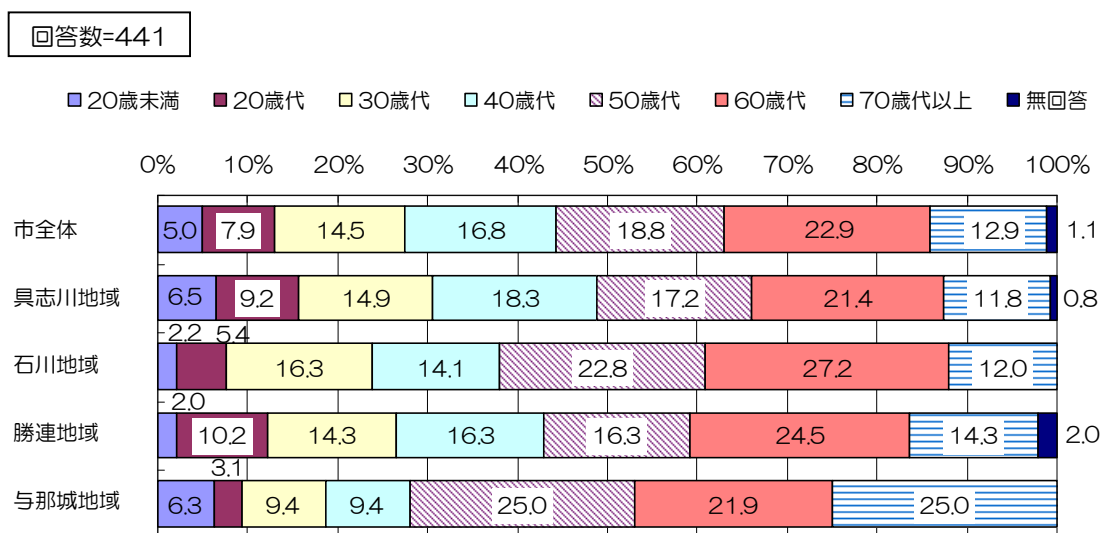
(1) 回答者属性

1) 性別



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

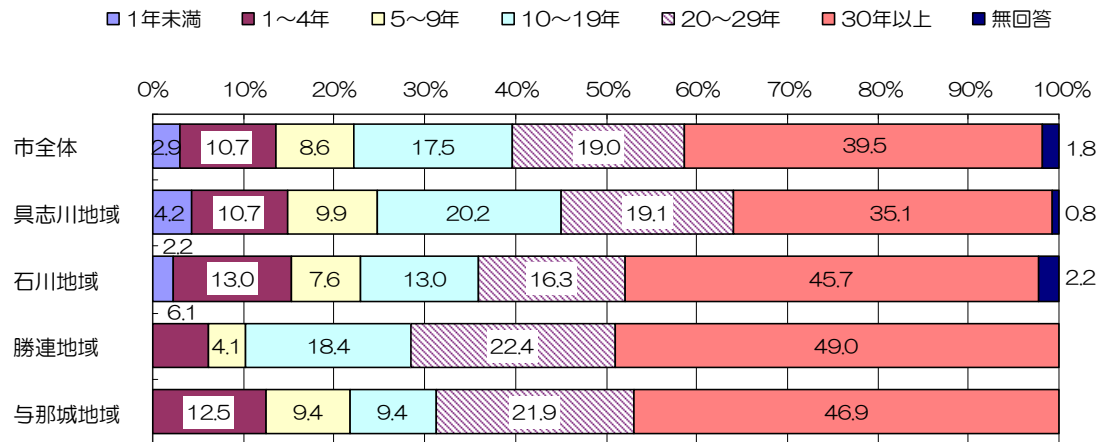
2) 年齢



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 居住年数

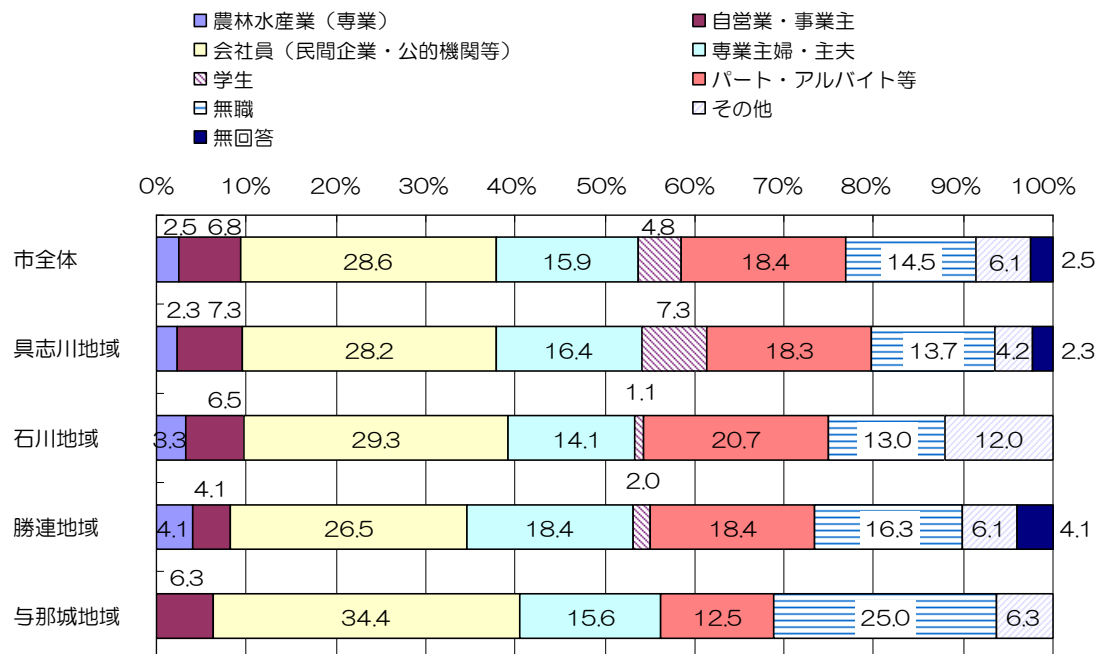
回答数=441



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) 職業

回答数=441



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) 自慢できるうるま市の環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

うるま市の環境で「自慢できるもの」、「大切だと思うもの」を選択した回答の割合

単位：％

選択項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	金武湾・中城湾の海域	5.5	6.5	5.7	2.7	1.1
b	砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	8.7	8.1	9.4	6.8	14.7
c	森林	2.0	2.0	3.8	0.0	1.1
d	天願川などの河川	3.2	5.0	1.1	0.0	0.0
e	湧水・井戸	2.1	2.1	1.9	2.0	3.2
f	御嶽	1.3	1.0	1.5	2.0	1.1
g	世界遺産の城跡	19.6	18.8	17.7	26.5	20.0
h	伝統的な祭りなど	14.8	13.6	16.6	19.0	13.7
i	商店がならぶ市街地	2.1	2.2	3.4	0.7	0.0
j	静かな住宅地	6.4	7.6	6.0	4.8	1.1
k	公園	3.2	2.7	5.7	2.7	1.1
l	海中道路	17.4	17.4	14.0	17.7	26.3
m	与勝半島付近に点在する離島	9.4	8.9	7.5	12.2	14.7
n	レジャー施設	0.9	0.9	1.1	0.7	0.0
o	スポーツ施設	2.5	2.5	3.0	2.0	2.1
p	その他	0.8	0.8	1.5	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数		1,273	766	265	147	95

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 生活している地域の周辺環境についての満足度

問 あなたが生活している地域の周辺環境について、あなたはどの程度満足していますか。

回答の選択肢：満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満、わからない

6つの選択肢のうち、「満足」と「やや満足」の回答を合計した割合を出し、80%以上（◎）、80%未満～50%以上（○）、50%未満～20%以上（△）および 20%未満（×）として以下に示した。

地域の周辺環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑の豊かさ	○	○	○	○	○
b 空気のきれいさ	△	○	△	△	○
c まち並みの美しさ	△	△	△	×	△
d まちの静けさ清潔さ	△	△	△	△	△
e 川のきれいさ	×	×	△	×	×
f 砂浜の海岸線や干潟のきれいさ	△	△	△	△	△
g まちの静けさ	△	△	△	△	○
h におい	△	△	×	△	△
i ごみの分別	△	○	○	△	△
j 不法投棄の状況	×	×	×	×	×
k 一般廃棄物処理施設の整備状況	△	△	△	△	×
l 車の走行による騒音・振動	△	△	×	△	×
m 航空機の騒音	×	×	×	△	△
n 道路の整備状況	△	△	△	△	△
o 下水道の整備状況	△	△	○	△	×
p 安心して遊べる公園	△	△	○	△	△
q 環境に関する自治会・団体などの活動	△	△	△	△	△

※1 ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
 ○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

3) 関心のある環境問題

問 あなたは、環境問題についてどのような内容に関心がありますか。

回答の選択肢：非常に関心がある、関心がある、あまり関心がない、ほとんど関心がない、わからない

5つの選択肢のうち、「非常に関心がある」と「関心がある」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

環境問題について「非常に関心がある」と「関心がある」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑や生き物などの自然環境	◎	◎	◎	○	◎
b まち並みなどの景観	◎	◎	◎	○	◎
c 海辺や海の汚れ	◎	◎	◎	◎	◎
d 川の水質	◎	◎	◎	○	◎
e 悪臭	◎	◎	◎	◎	◎
f 騒音、振動	◎	◎	◎	○	◎
g ごみの処理やリサイクル	◎	◎	◎	◎	◎
h ダイオキシン類や有害化学物質	○	○	◎	○	◎
i PM2.5（微小粒子状物質）の濃度	○	○	○	○	○
j アスベスト（石綿）問題	○	○	○	○	◎
k 文化財の保護	○	○	◎	◎	◎
l 省エネルギーや太陽光などの利用	○	○	○	○	◎
m 地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊	○	○	◎	○	◎

※1 ◎は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が80%以上
 ○は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、関心度（「非常に関心がある」と「関心がある」の合計）が20%未満

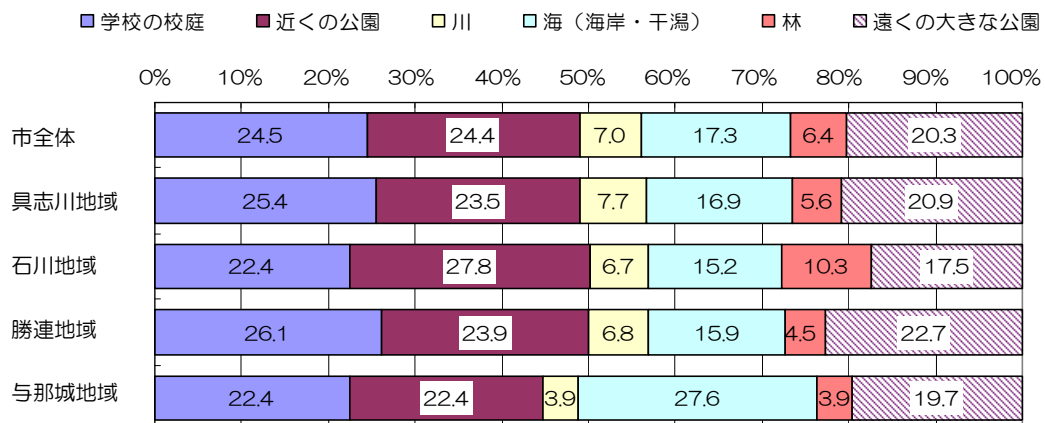
回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

4) 子供たちが安心して遊べる場所

問 現在、住んでいる地域で子供たちが安心して遊べる場所を選択してください。（複数回答可）

回答数=966



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) ふだんの生活の中で、心がけていること

問 あなたはふだんの生活の中で、以下の項目に対してどの程度心がけていますか。

回答の選択肢：いつも取り組んでいる、だいたい取り組んでいる、ときどき取り組んでいる、まれに取り組んでいる、まったく取り組んでいない

5つの選択肢のうち、「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

ふだんの生活の中で「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」を回答した割合

質問項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	節電・節水に努めている	○	○	◎	○	○
b	エアコンの温度設定に配慮している	◎	○	◎	◎	◎
c	家の周りの環境美化に努めている	○	○	○	○	○
d	地域の緑化運動・清掃活動に参加している	△	△	△	△	△
e	古紙を再生利用した製品などの環境にやさしい商品を購入している	△	△	△	△	○
f	食用油や残飯を下水に流さない	◎	◎	◎	◎	◎
g	生ごみは堆肥化している	△	△	△	△	△
h	洗濯をするときに、洗剤の使用量を抑えている	○	○	○	○	○
i	買い物にはマイバッグを利用している	◎	◎	◎	○	◎
j	通勤・通学・買い物に公共交通や自転車などを利用している	×	×	×	×	×
k	車を運転するときは、アイドリングストップや環境にやさしい運転を心がけている	△	△	△	○	○
l	太陽光発電、太陽熱温水器、燃料電池を利用している	×	×	×	×	△
m	ごみの分別は積極的に行っている	◎	◎	◎	◎	◎
n	使用済みの電池や食品トレーなど、リサイクルできる物は店頭回収を利用している	△	△	△	△	△
o	ものはできるだけ修理して使い、すぐに新しいものを購入しないようにしている	○	○	○	○	○
p	環境家計簿をつけている	×	×	×	×	×

※1 ◎は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が80%以上
 ○は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、心がけていること（「いつも取り組んでいる」と「だいたい取り組んでいる」の合計）が20%未満

回答数	441	262	92	49	32	6(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※2 無回答の質問項目については、「まったく取り組んでいない」として集計を行った。

6) うるま市の環境をより良くしていくため優先的に取り組むべき事項

問 今後、うるま市の環境をより良くしていくためには、市民・事業者・行政はそれぞれ、どのような活動を優先的に取り組むべきだと思いますか。市民、事業者、行政が取り組むべき項目について3つ選択してください。

(a) 市民が優先的に取り組むべき活動

「市民が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：％

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 海辺や海の自然環境の保全	10.4	10.2	12.4	6.9	11.5
b 農地の保全や整備	1.2	0.8	1.2	2.3	2.3
c 環境保全型農業の推進	0.7	0.7	0.8	0.8	0.0
d 市街地や公園に緑を増やす	4.8	4.4	6.0	4.6	4.6
e 環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	3.8	3.5	3.2	6.9	3.4
f 自然災害に強いまちづくり	3.3	3.0	4.0	3.8	3.4
g 景観に配慮したまち並みづくり	4.3	4.5	4.4	4.6	2.3
h 交通渋滞の緩和・交通機関の改善	2.2	2.5	2.4	0.0	2.3
i 大気汚染の防止策の推進	0.4	0.0	0.8	2.3	0.0
j 悪臭対策	3.8	4.0	5.6	0.8	2.3
k 河川などの水質の改善	1.5	2.0	1.2	0.0	1.1
l 騒音・振動等の軽減	2.6	2.7	2.4	2.3	2.3
m ダイオキシン類や有害化学物質への対策	0.3	0.4	0.0	0.8	0.0
n リサイクル等、再資源化の促進	10.0	10.3	8.8	9.9	11.5
o ごみ減量化の推進	18.5	18.7	18.3	16.8	20.7
p 不法投棄の対策	7.2	6.8	7.2	9.9	6.9
q 地球温暖化防止の推進	0.6	0.4	1.2	0.8	0.0
r 太陽光などの自然エネルギーの利用促進	3.8	4.4	2.8	3.1	3.4
s 省エネの推進	7.8	8.5	6.0	7.6	8.0
t 地域における環境保全活動の推進	5.0	4.5	5.6	5.3	6.9
u 文化財の保護・保全	1.7	1.6	0.8	3.8	2.3
v 市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	2.7	2.5	2.8	3.1	3.4
w 環境教育・環境学習の推進	2.2	2.5	2.0	2.3	0.0
x 優遇措置や減税など制度の創設	0.7	0.6	0.4	1.5	1.1
y その他	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,176	707	251	131	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(b) 事業者が優先的に取り組むべき活動

「事業者が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：％

選択項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	海辺や海の自然環境の保全	3.2	2.4	4.6	2.5	5.7
b	農地の保全や整備	1.1	0.9	0.4	2.5	2.3
c	環境保全型農業の推進	2.0	1.6	2.5	2.5	3.4
d	市街地や公園に緑を増やす	2.8	2.7	2.1	2.5	5.7
e	環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	5.2	5.6	5.0	2.5	5.7
f	自然災害に強いまちづくり	2.7	2.4	1.7	4.9	4.6
g	景観に配慮したまち並みづくり	2.6	3.2	1.3	3.3	1.1
h	交通渋滞の緩和・交通機関の改善	3.0	3.2	3.4	2.5	1.1
i	大気汚染の防止策の推進	6.7	6.3	7.6	9.0	4.6
j	悪臭対策	12.0	10.9	15.1	12.3	11.5
k	河川などの水質の改善	3.6	4.0	2.9	4.9	0.0
l	騒音・振動等の軽減	4.6	5.3	3.8	4.1	2.3
m	ダイオキシン類や有害化学物質への対策	10.2	10.5	10.9	9.0	8.0
n	リサイクル等、再資源化の促進	8.6	8.9	7.6	9.8	6.9
o	ごみ減量化の推進	3.2	3.5	1.7	4.1	3.4
p	不法投棄の対策	5.4	5.2	5.5	4.1	9.2
q	地球温暖化防止の推進	3.4	3.6	4.2	1.6	2.3
r	太陽光などの自然エネルギーの利用促進	7.4	6.5	8.8	6.6	11.5
s	省エネの推進	2.7	3.5	1.7	0.8	2.3
t	地域における環境保全活動の推進	2.5	2.9	0.4	4.1	2.3
u	文化財の保護・保全	0.6	0.6	0.8	0.0	1.1
v	市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	4.0	3.3	6.3	4.1	3.4
w	環境教育・環境学習の推進	1.5	1.9	1.3	0.8	0.0
x	優遇措置や減税など制度の創設	1.0	1.0	0.4	1.6	1.1
y	その他	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数		1,142	695	238	122	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(c) 行政が優先的に取り組むべき活動

「行政が優先的に取り組むべき活動」を選択した回答の割合

単位：％

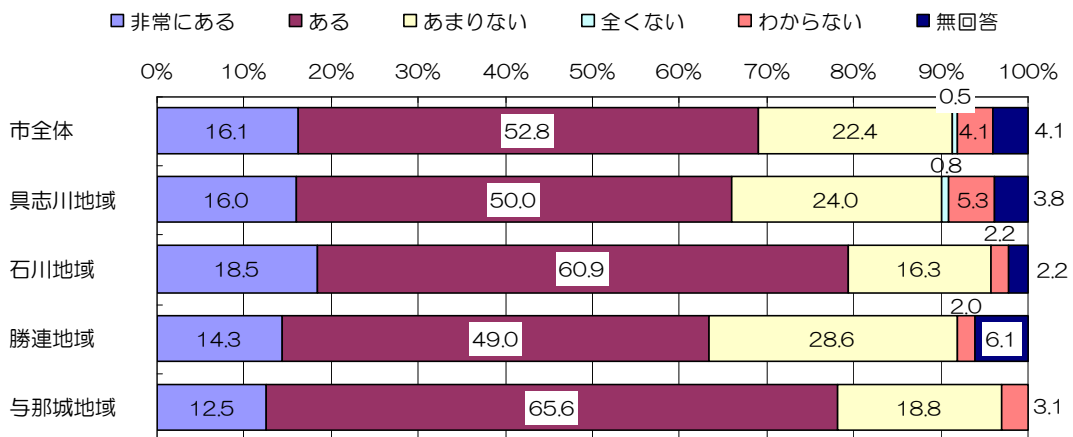
選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 海辺や海の自然環境の保全	7.0	5.8	8.4	6.8	12.6
b 農地の保全や整備	1.5	1.3	2.0	1.5	2.3
c 環境保全型農業の推進	2.0	1.8	2.4	3.0	1.1
d 市街地や公園に緑を増やす	4.8	5.4	4.8	3.8	2.3
e 環境にやさしいまちづくり（雨水を地下浸透させる透水性舗装・自然を残した公園整備・生き物がすめる河川等の整備）	11.4	12.3	11.6	9.8	5.7
f 自然災害に強いまちづくり	9.0	9.7	7.6	7.5	9.2
g 景観に配慮したまち並みづくり	3.4	4.1	2.4	3.8	0.0
h 交通渋滞の緩和・交通機関の改善	5.7	6.2	5.2	3.8	5.7
i 大気汚染の防止策の推進	1.5	1.6	0.8	3.0	1.1
j 悪臭対策	5.4	3.5	12.4	1.5	6.9
k 河川などの水質の改善	2.1	2.1	1.6	1.5	4.6
l 騒音・振動等の軽減	2.3	2.0	3.2	0.8	4.6
m ダイオキシン類や有害化学物質への対策	3.0	2.5	3.2	4.5	3.4
n リサイクル等、再資源化の促進	1.1	1.1	0.4	3.0	0.0
o ごみ減量化の推進	1.0	1.3	1.2	0.0	0.0
p 不法投棄の対策	5.2	5.5	4.4	6.0	3.4
q 地球温暖化防止の推進	2.0	2.3	1.6	2.3	0.0
r 太陽光などの自然エネルギーの利用促進	2.8	3.0	2.8	1.5	3.4
s 省エネの推進	0.3	0.3	0.8	0.0	0.0
t 地域における環境保全活動の推進	2.5	2.4	2.8	2.3	2.3
u 文化財の保護・保全	4.5	4.4	4.8	3.8	5.7
v 市民・事業者・行政等による環境保全のためのネットワークづくり	6.7	6.1	5.6	10.5	9.2
w 環境教育・環境学習の推進	6.0	6.8	2.8	9.0	4.6
x 優遇措置や減税など制度の創設	8.7	8.6	7.2	10.5	10.3
y その他	0.2	0.1	0.0	0.0	1.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,179	709	250	133	87

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

7) 環境教育に対する関心度

問 現在、環境への理解を深めるため、さまざまな環境教育が行われています。
あなたは、このような環境教育に関心はありますか。

回答数=441

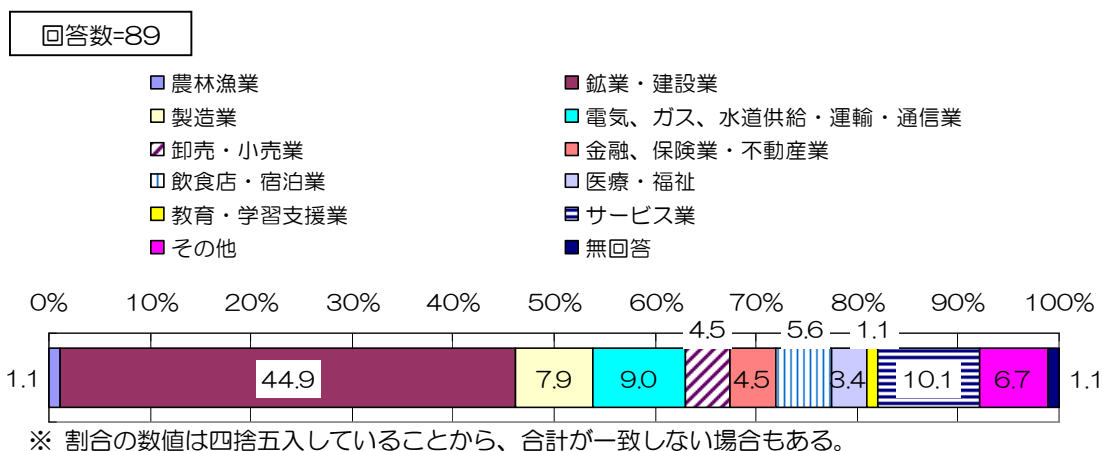


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

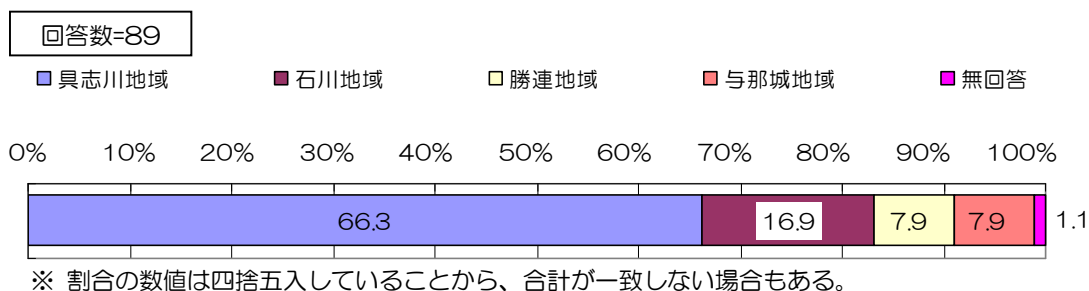
2.2 事業所

(1) 回答者属性

1) 業種



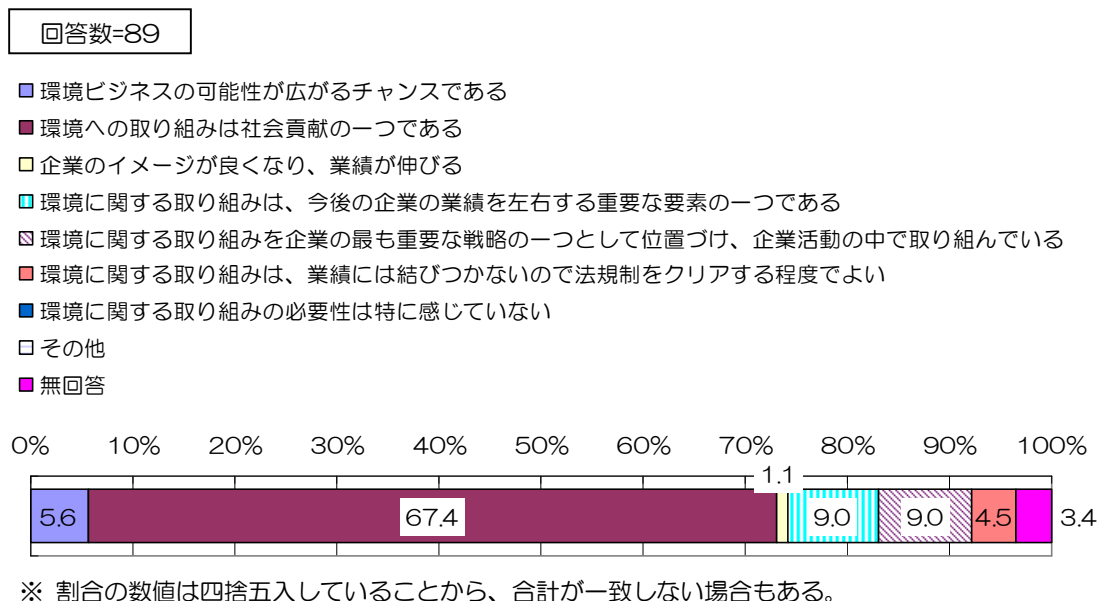
2) 所在地



(2) 設問への回答

1) 企業の環境への取り組みと企業活動のあり方

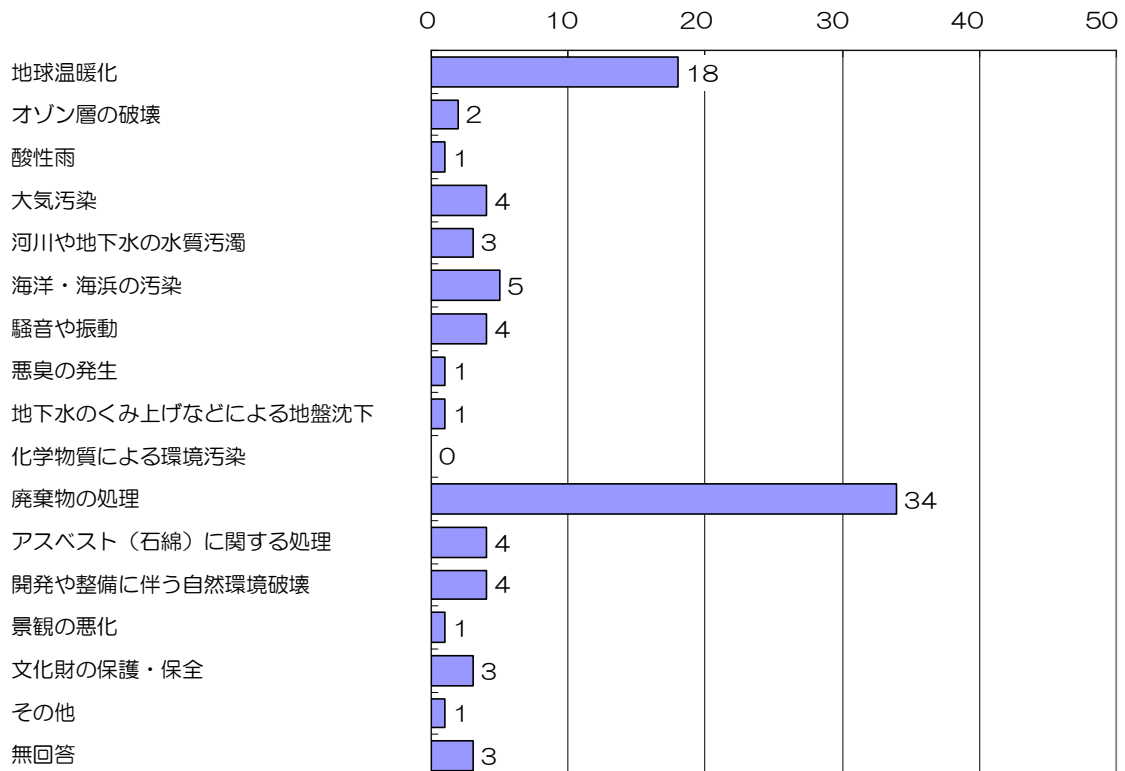
問 環境への取り組みと企業活動のあり方について、どのようにお考えですか。



2) 最も関心の高い環境問題

問 最も関心の高い環境問題は何ですか。

回答数=89

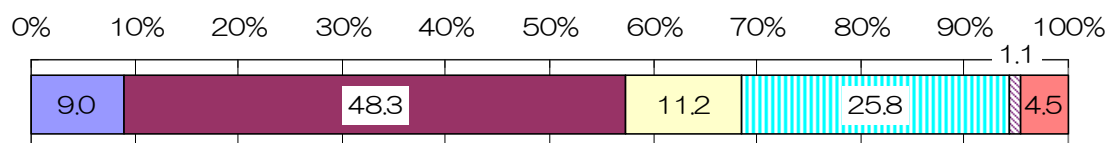


3) 従業員への環境教育

問 環境保全に関する従業員への教育をどのように行っていますか。

回答数=89

- 環境保全に関する研修を行い、省エネルギーや省資源対策について徹底を図っている。
- 特に研修等を行っていないが、日常的に省エネルギーや省資源対策を呼びかけている。
- 通常の研修の一環として、省エネルギーや省資源対策を呼びかけている。
- 特に従業員に対する環境教育は行っていない。
- その他
- 無回答



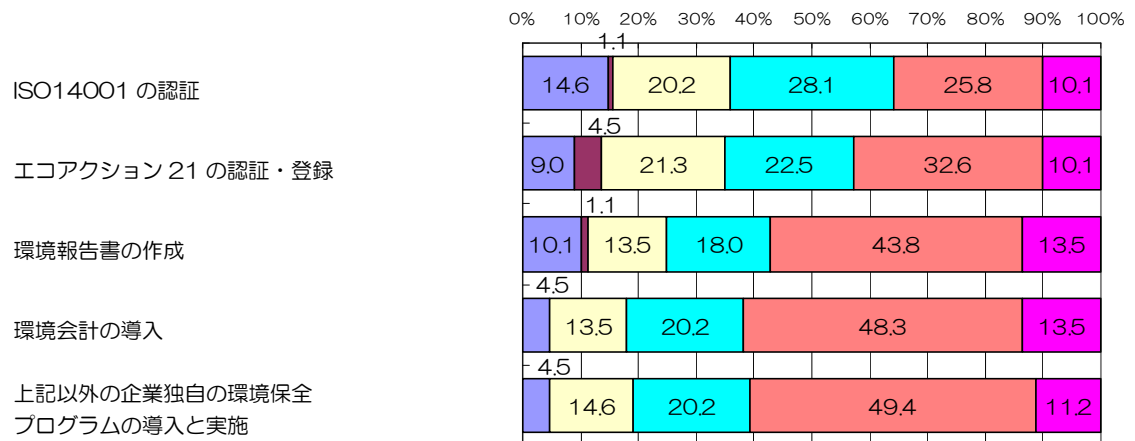
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) 企業として環境に配慮した取り組み

問 企業として環境に配慮した取り組みを行っていますか。

回答数=89

■実施済み ■今後実施しようと考えている □検討したい ■実施するつもりはない ■わからない ■無回答

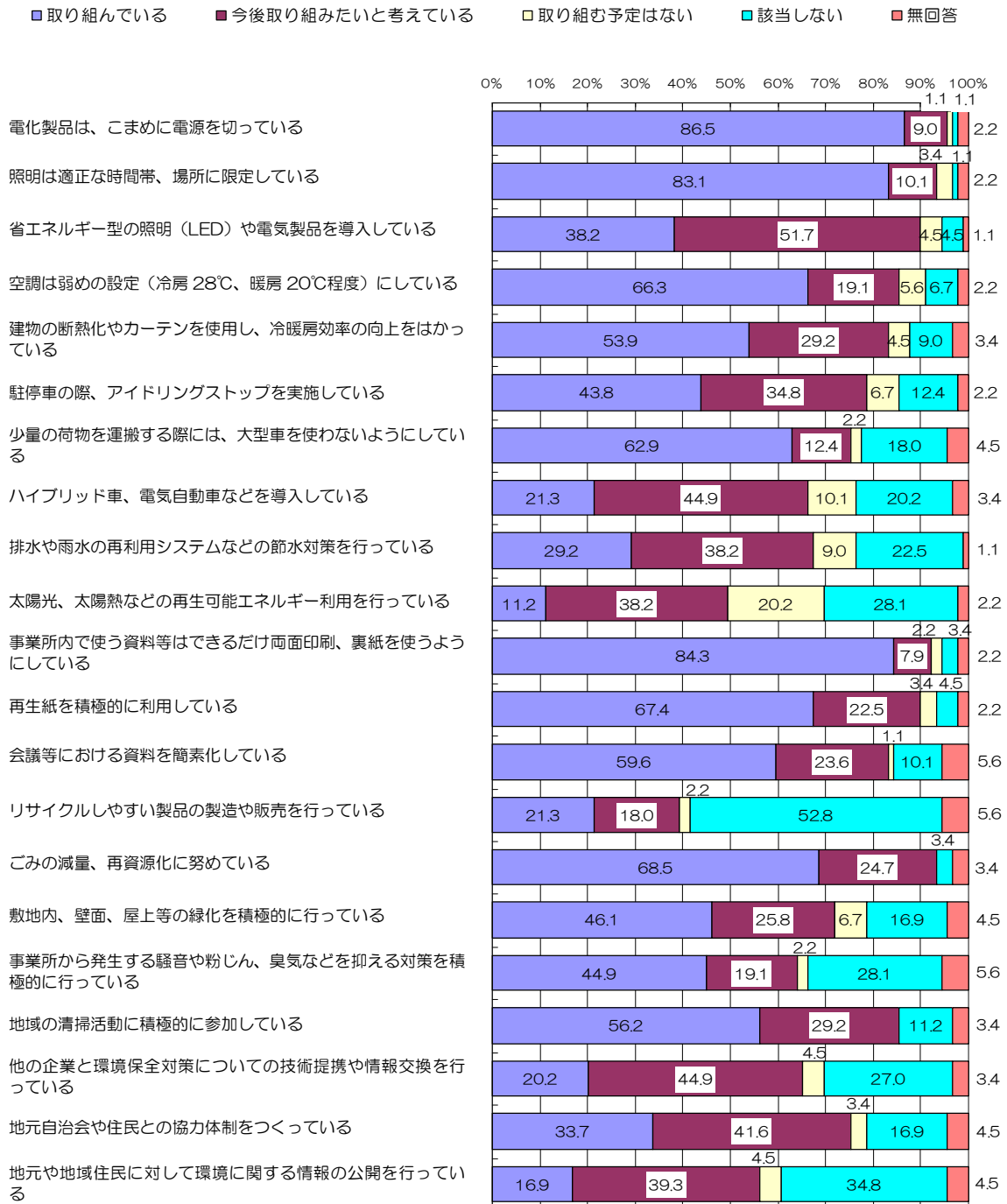


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) 環境保全の取り組み

問 環境保全のための以下の項目に取り組んでいますか。

回答数=89

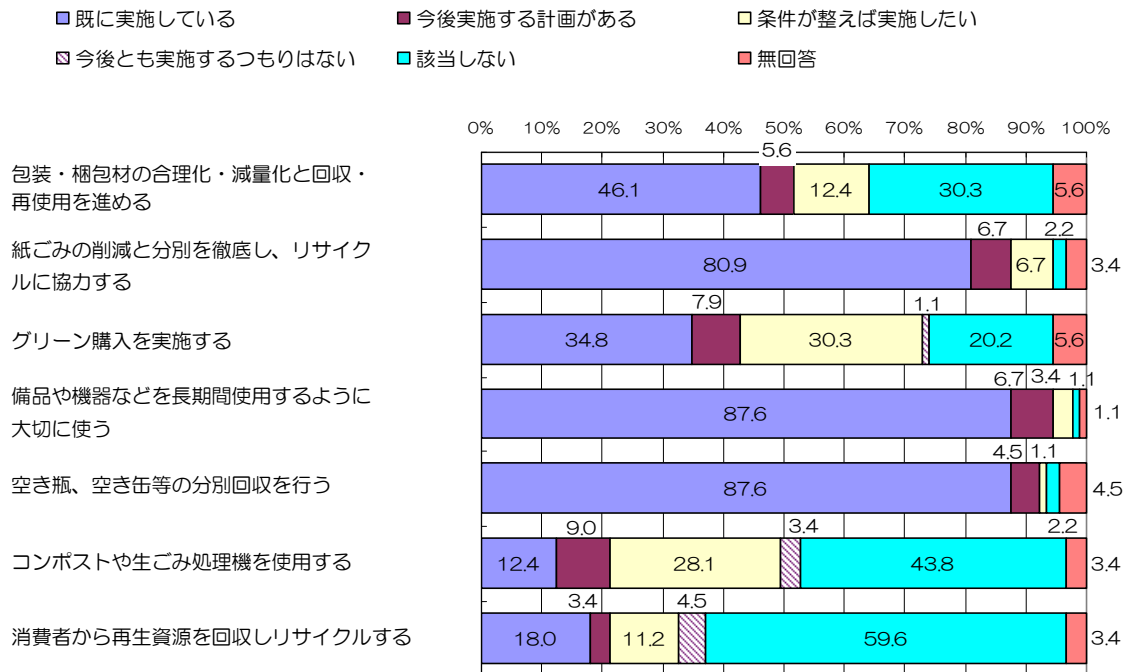


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

6) 廃棄物削減のための取り組み

問 廃棄物を削減するためにどのような取り組みを行っていますか。

回答数=89

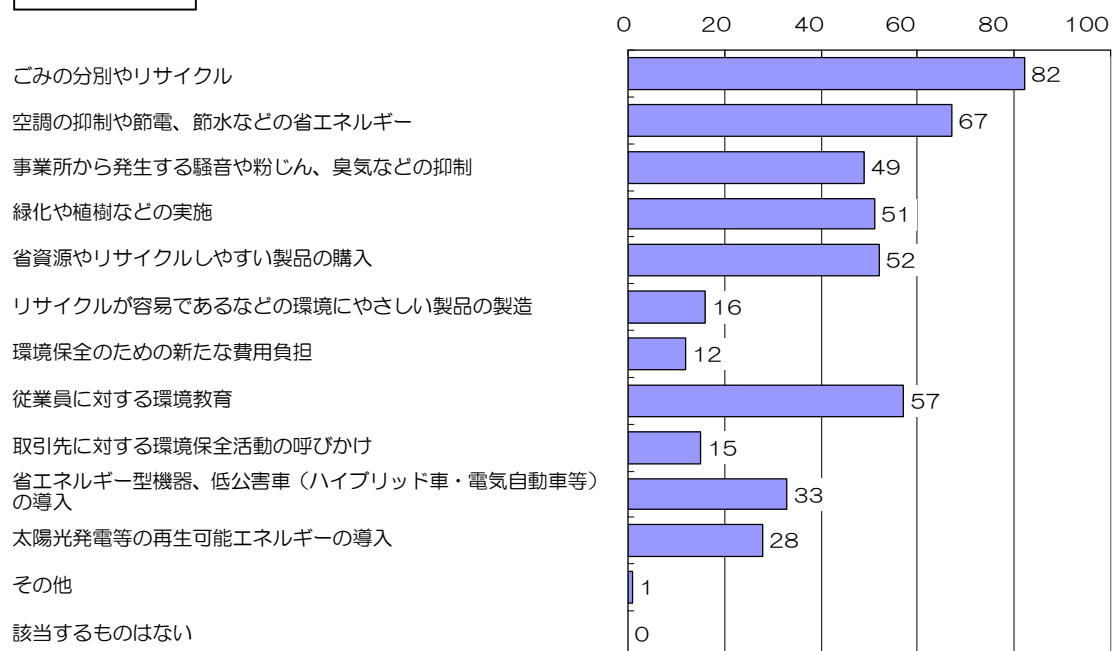


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

7) うるま市の環境をよりよくしていくための取り組み

問 今後、うるま市の環境をより良くしていくために、どのような取り組みができますか。(複数回答可)

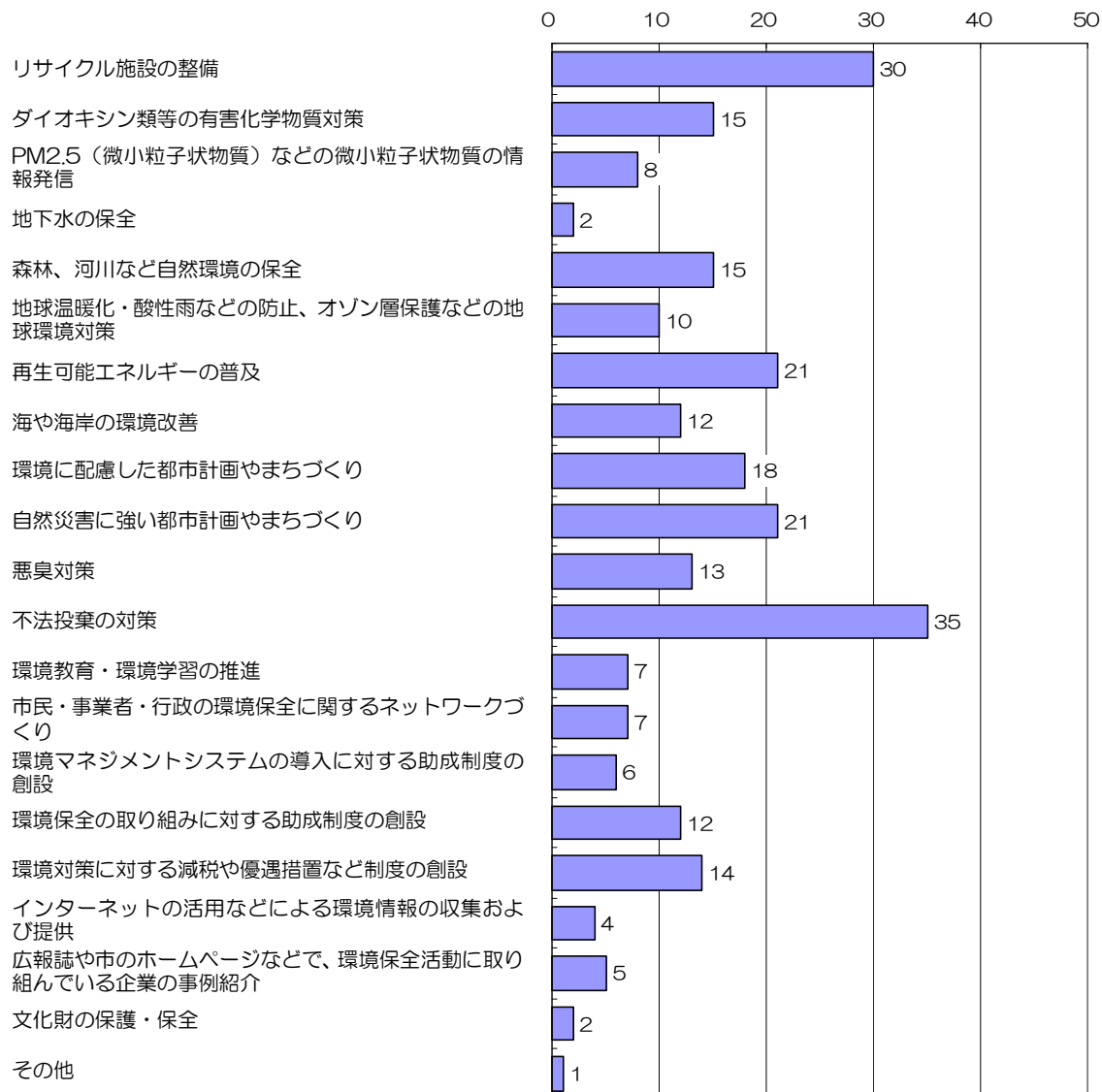
回答数=463



8) 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対して望むこと

問 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対して望むことはどのようなことですか。（複数回答可）

回答数=258

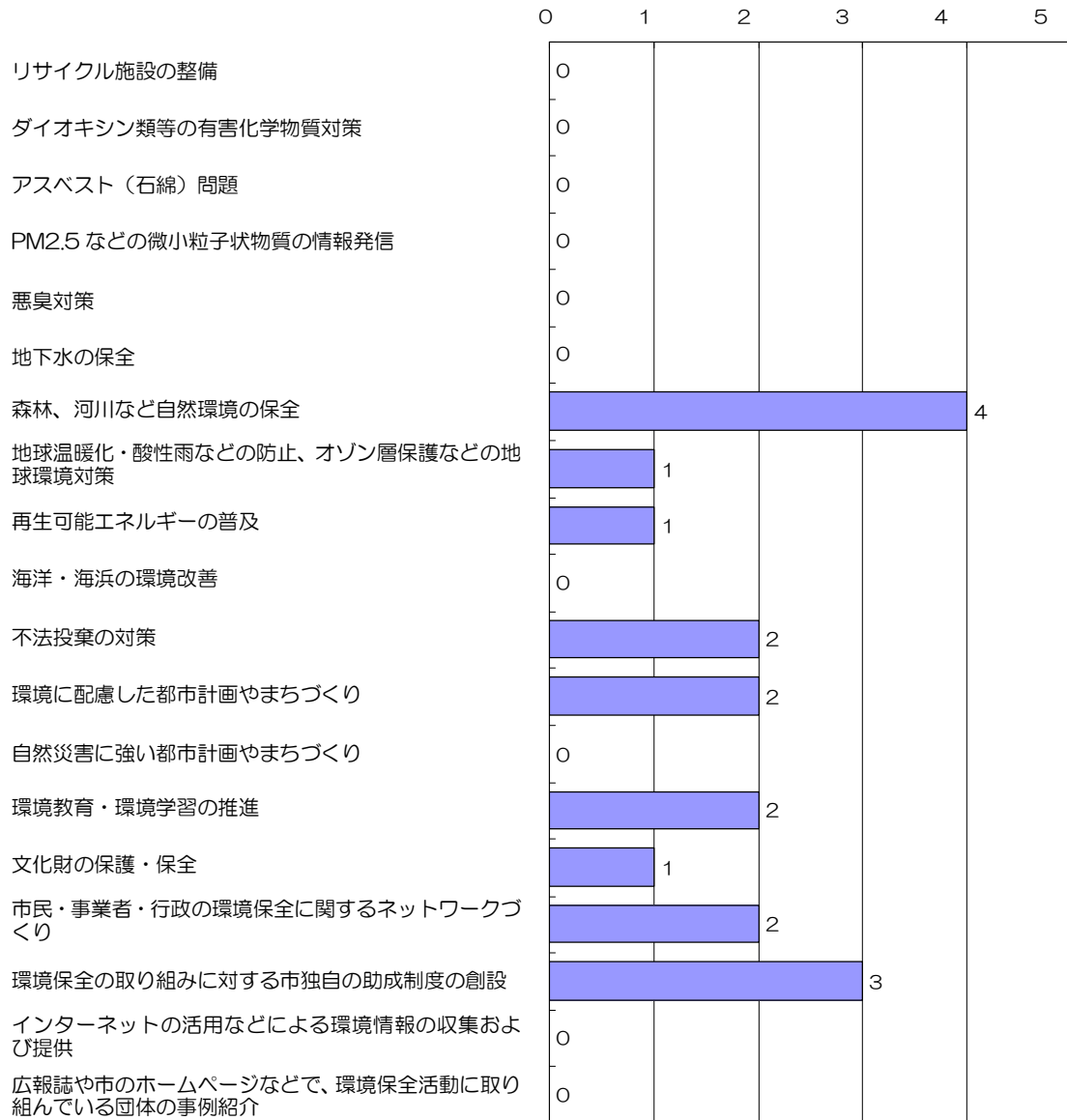


2.3 環境保全に取り組む団体等

(1) 環境保全のための取り組みを行う上での行政に対する要望

問 環境保全のための取り組みを行う上で、行政に対してどのようなことを望みますか。3つ選択してください。

回答数=18

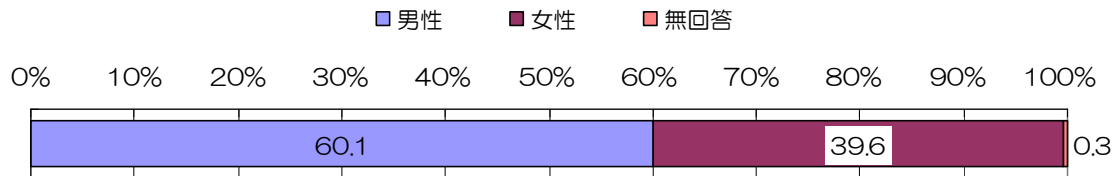


2.4 市職員

(1) 回答者属性

1) 性別

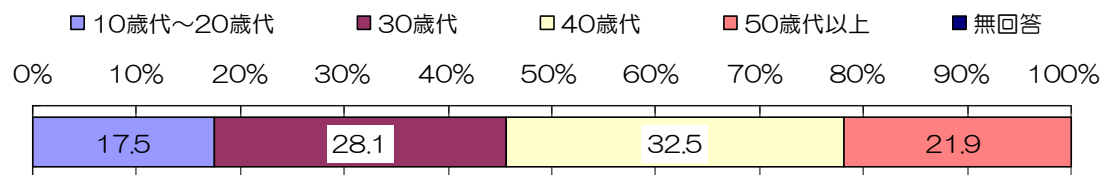
回答数=338



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 年代

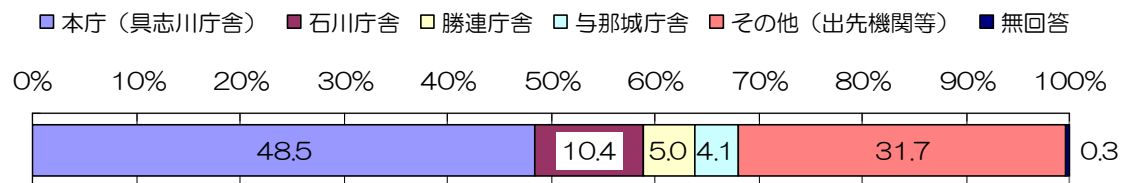
回答数=338



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 勤務先

回答数=338



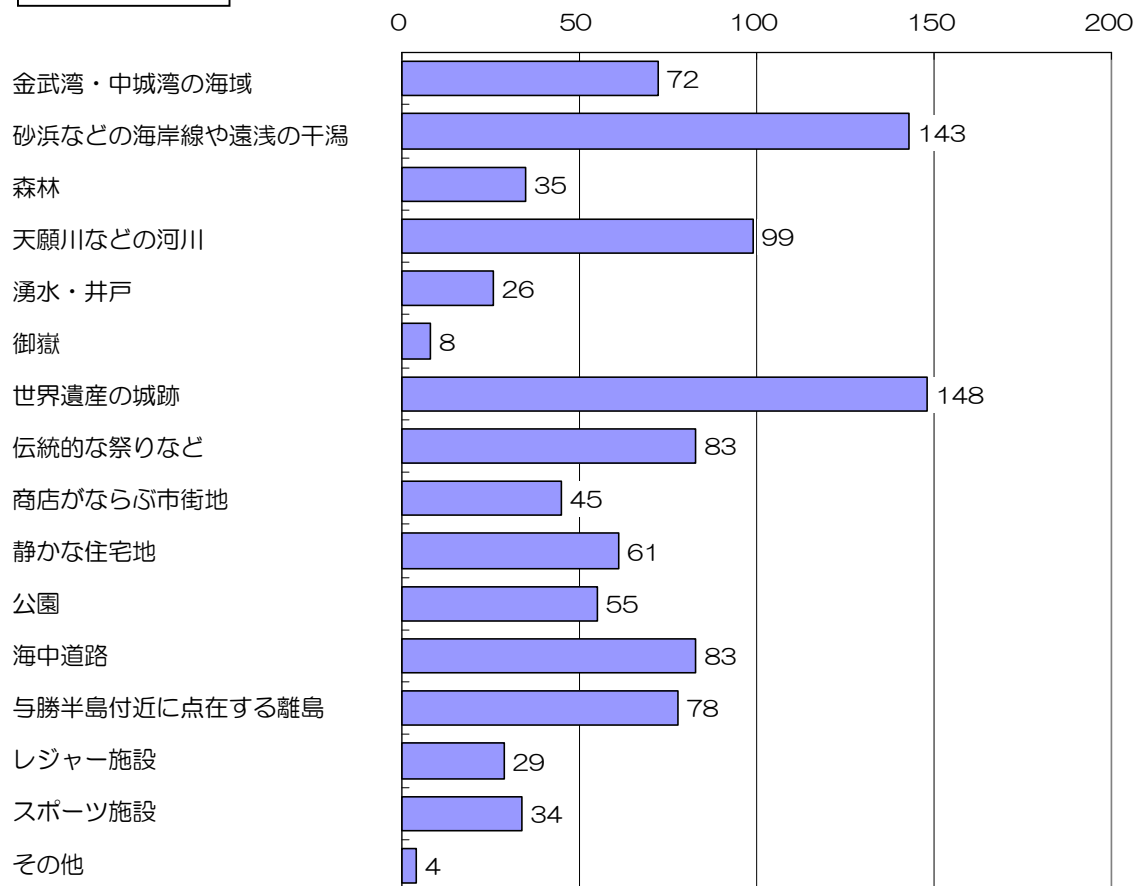
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) うるま市の重要な環境

問 うるま市の環境で重要だと思うものを3つ選択してください。

回答数=1,003

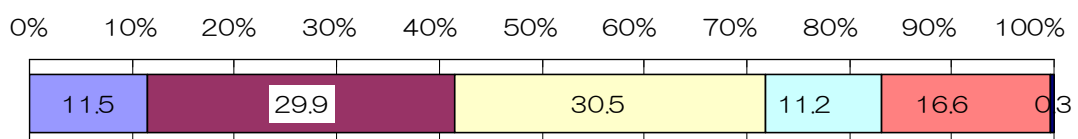


2) 所属部署での環境への取り組み意識

問 あなたの所属部署での環境への取り組みに対する意識は、どの程度だと考えますか。

回答数=338

- 環境に対する取り組みを積極的にすすめており、意識は高い
- ほどほどに取り組みをすすめており、どちらかといえば高い
- 環境に対する取り組みは一部であり、どちらかといえば低い
- 環境に対する取り組みはほとんどしておらず、意識は低い
- わからない
- 無回答

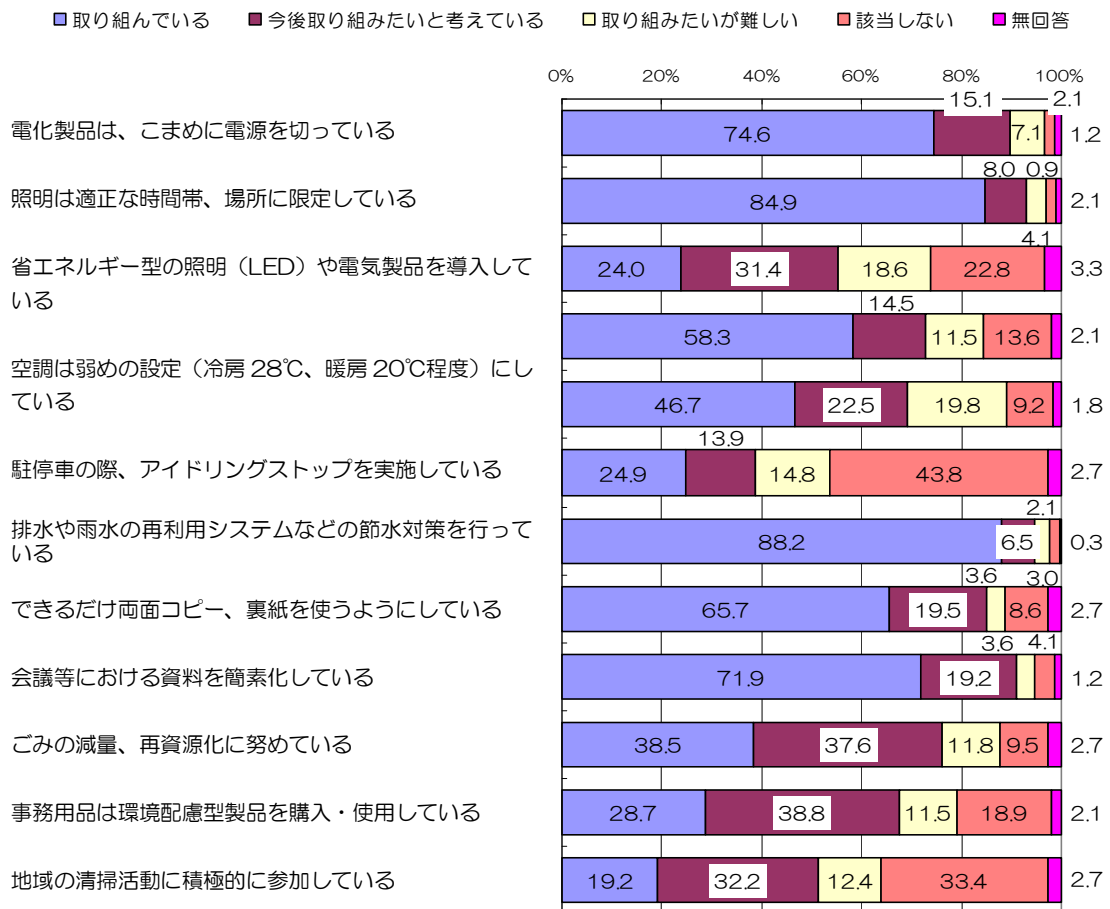


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

3) 所属部署での環境保全のための取り組み

問 あなたの所属部署では、環境保全のための以下の項目に取り組んでいますか。

回答数=338

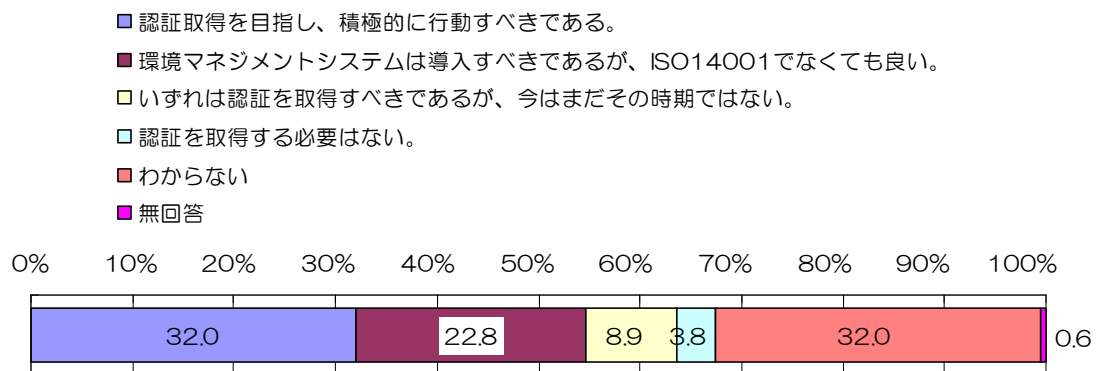


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) ISO14001 認証取得について

問 地方自治体の中には、自治体として環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001 認証を取得するところも出てきています。うるま市としては、どうすべきと考えますか。

回答数=338

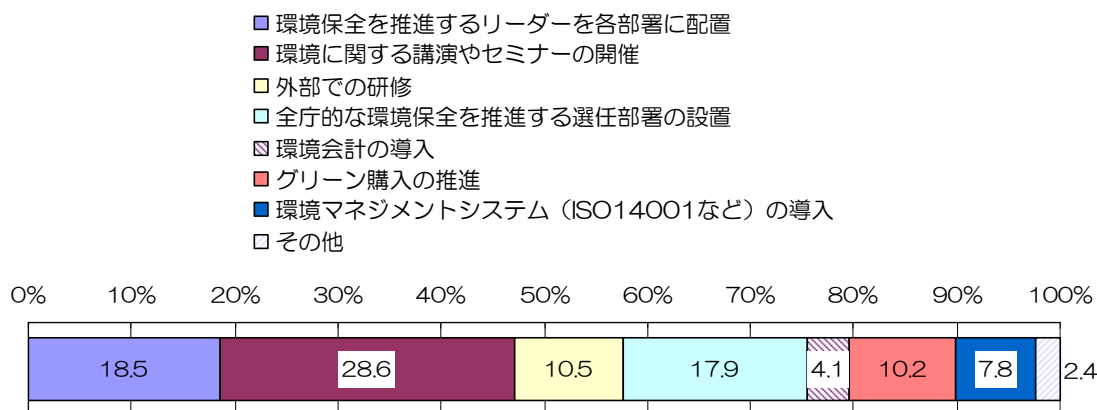


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

5) 市職員の環境保全に対する意識を向上させる方策

問 市職員の環境保全に対する意識を向上させるためには、どのような活動または支援が必要だと思いますか。（複数回答可）

回答数=637

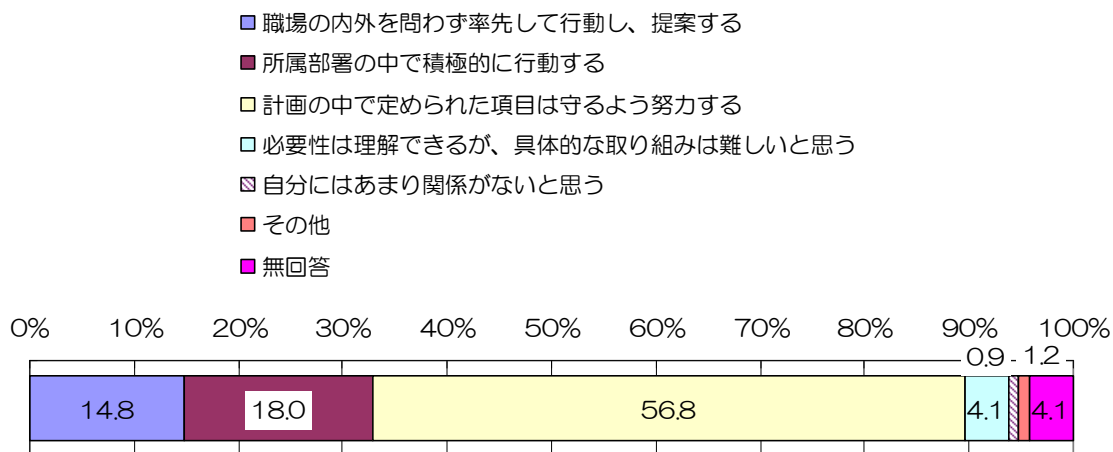


※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

6) 環境基本計画策定後の取り組みについて

問 今後、市の環境基本計画が策定された後、あなたは市職員としてどのように取り組みたいと考えますか。

回答数=338



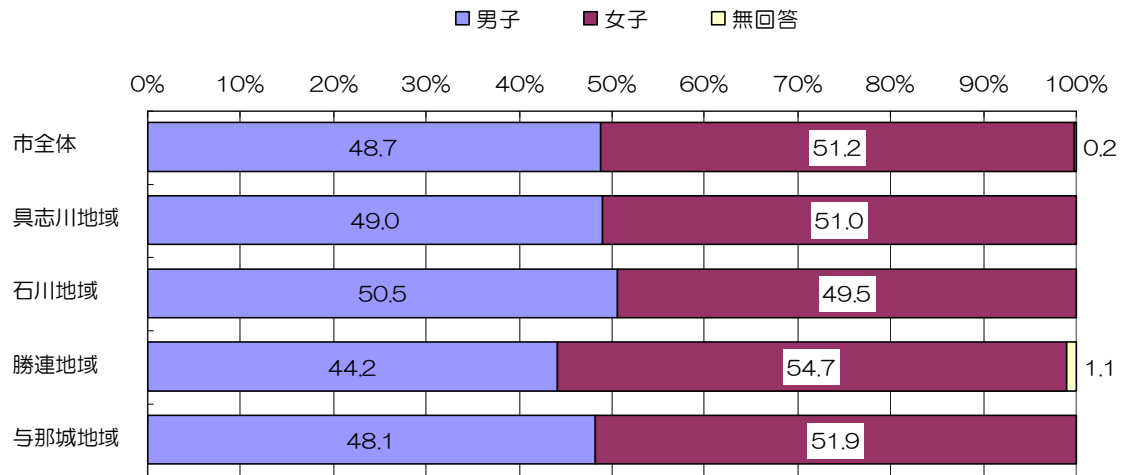
※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2.5 小・中学生

(1) 回答者属性

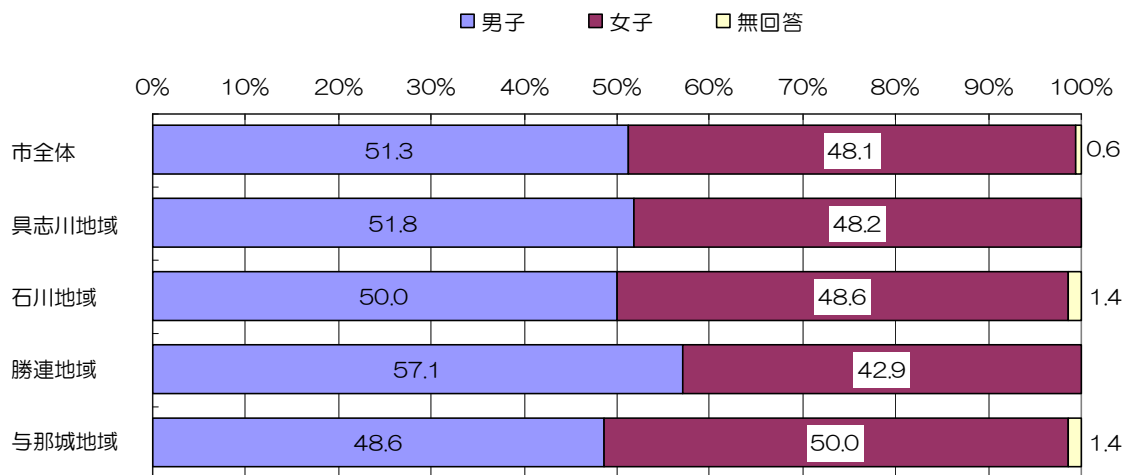
1) 性別

小学生 回答数=649



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生 回答数=314



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(2) 設問への回答

1) よい印象の環境

問 うるま市のいろいろな環境で「よい」と思うものを3つ選択してください。

小学生

うるま市の環境で「よい」と思うものを選択した回答の割合

単位：％

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾と中城湾の海	5.6	5.7	4.7	6.3	6.2
b 砂浜や潮が沖まで引いたひがた	4.4	4.0	3.9	7.7	1.9
c 身近な山や森	6.5	7.2	7.2	4.2	3.7
d 身近な川	3.2	2.4	4.1	3.2	4.3
e わき水	4.4	4.8	5.9	1.1	3.1
f うたき（祈りをする場所）	1.5	1.6	1.6	1.8	0.6
g 古いお城	11.7	13.6	8.1	14.4	8.6
h エイサーや、とう牛	16.6	16.2	16.3	16.2	21.0
i 商店がならぶまち	4.0	4.4	3.8	2.8	4.3
j 静かな住宅地	3.6	2.3	5.4	3.2	5.6
k 海中道路	10.5	9.6	7.7	12.7	22.2
l 公園	8.3	7.7	11.1	6.7	4.9
m うるま市の離れ島	4.9	6.0	3.4	5.3	3.7
n 海や山のレジャー施設	5.0	5.4	5.9	4.2	1.2
o スポーツ施設	9.0	8.6	10.8	8.5	6.2
p その他	0.8	0.5	0.2	1.8	2.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,945	941	558	284	162

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生

うるま市の環境で「よい」と思うものを選択した回答の割合

単位：％

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 金武湾と中城湾の海域	3.0	5.9	1.0	0.0	1.0
b 砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	3.0	3.2	1.4	4.9	3.3
c 身近な山や森	5.4	5.9	6.2	2.9	4.8
d 身近な川	3.8	4.7	4.8	3.9	1.0
e わき水	2.6	2.9	3.8	1.0	1.4
f うたき（祈りの場所）	1.0	1.0	0.0	1.0	1.9
g 世界遺産の城跡	14.3	11.8	11.0	16.7	21.4
h エイサーや闘牛	16.1	12.0	17.6	19.6	21.0
i 商店がならぶ市街地	2.8	2.5	4.8	1.0	2.4
j 静かな住宅地	4.4	4.7	5.7	2.9	3.3
k 海中道路	14.9	14.5	7.6	18.6	21.4
l 公園	8.1	9.1	13.8	2.0	3.3
m うるま市の離れ島	5.2	4.4	5.7	7.8	4.8
n 海や山のレジャー施設	6.2	6.9	6.2	7.8	4.3
o スポーツ施設	8.6	10.3	9.5	8.8	4.3
p その他	0.6	0.5	1.0	1.0	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	930	408	210	102	210

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2) 子ども達が生活している地域の環境の印象

問 あなたが生活している「まわりの環境」について、どう思いますか。

回答の選択肢：満足、やや満足、どちらでもない、やや不満、不満、わからない

6つの選択肢のうち、「満足」と「やや満足」の回答を合計した割合を出し、80%以上（◎）、80%未満～50%以上（○）、50%未満～20%以上（△）および20%未満（×）として以下に示した。

小学生

まわりの環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑がたくさんある	◎	◎	◎	◎	◎
b 空気がきれい	◎	○	◎	◎	◎
c 風景の美しさ	◎	○	◎	◎	◎
d まちの美しさ	○	○	○	○	○
e 海や川の美しさ	◎	◎	○	◎	◎
f まちが静かなこと	○	○	○	○	○
g まちのにおい	△	△	○	△	○
h ボイ捨てなどのマナー	△	△	△	△	△
i 車の騒音や振動	△	△	△	△	△
j 飛行機の騒音	△	△	△	△	△
k 安心して歩ける歩道があること	○	○	◎	○	○
l 安心して遊べる公園があること	○	○	◎	△	◎

※ ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
 ○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

回答数	649	314	184	95	54	3(無回答)
-----	-----	-----	-----	----	----	--------

※無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

中学生

まわりの環境について「満足」と「やや満足」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 緑の豊かさ	○	○	○	○	◎
b きれいな空気	○	○	○	○	◎
c 風景の美しさ	○	○	○	○	◎
d 海や川の美しさ	○	○	△	○	◎
e まちの美しさ	○	△	△	○	○
f まちの静けさ	○	○	△	○	○
g まちのにおい	△	△	△	△	△
h ごみ出し、ボイ捨てなどのマナー	△	△	×	△	△
i 車の騒音や振動	△	△	△	△	△
j 航空機の騒音	△	△	×	△	△
k 安心して歩ける歩道	○	○	△	○	○
l 安心して遊べる公園	○	○	○	○	○
m 学校での環境に対する取り組み	○	○	△	○	○

※ ◎は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%以上
 ○は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が20%未満

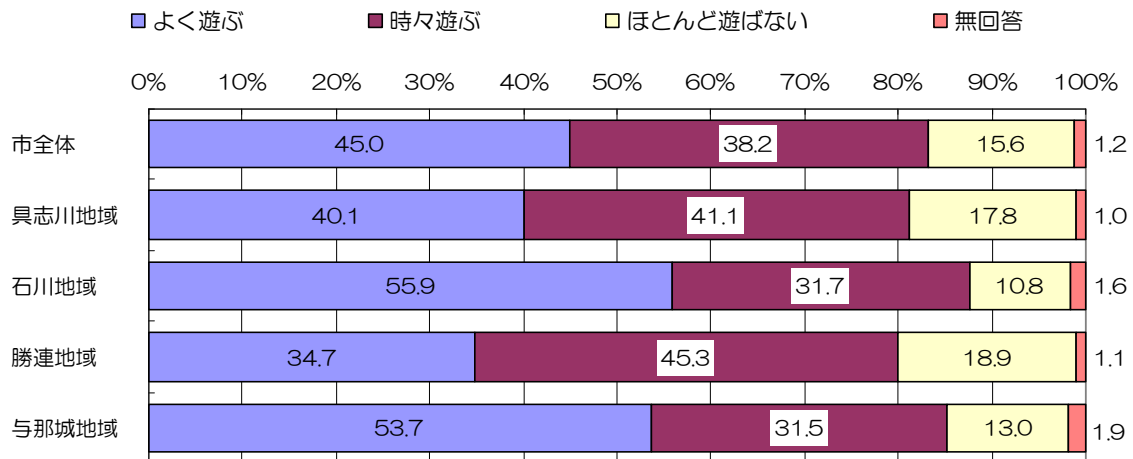
回答数	314	135	71	34	69	5(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※ 無回答の質問項目については、「わからない」として集計を行った。

3) 遊び場所

問 あなたはの回答を合計した割合を出しますか。

小学生 回答数=649



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

問 前問で「よく遊ぶ」または「時々遊ぶ」を回答した人にお聞きします。放課後や休日で遊ぶ場所は、どのような場所ですか。

放課後や休日に遊ぶ場所を選択した回答の割合

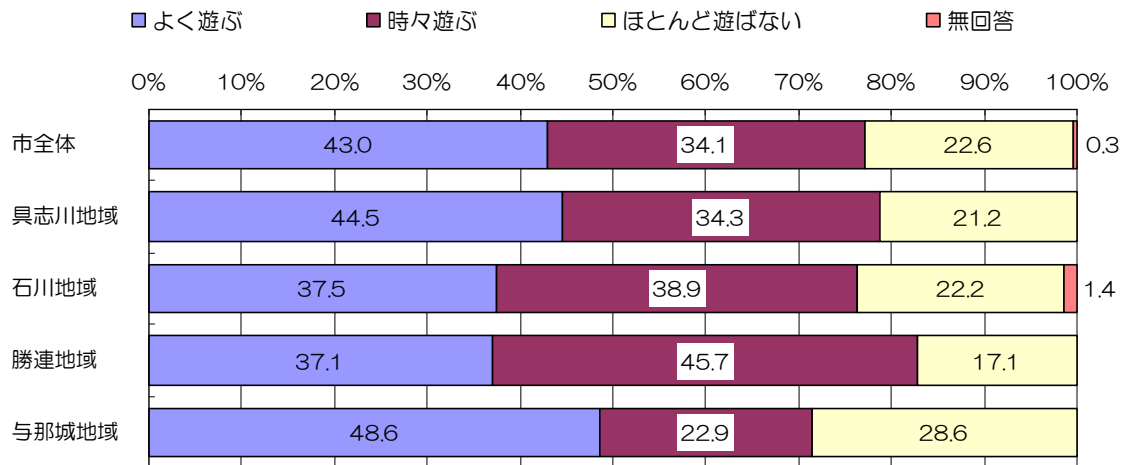
単位：%

選択項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	学校の校庭	9.2	7.4	4.9	21.3	14.9
b	近くの公園	38.6	39.5	48.8	18.7	29.8
c	空き地や原っぱ	5.5	5.8	1.8	5.3	17.0
d	川	0.7	1.2	0.0	0.0	2.1
e	海	2.9	2.7	1.2	8.0	2.1
f	山・森林	0.9	1.2	0.6	1.3	0.0
g	遠く大きな公園	5.0	3.9	7.9	4.0	2.1
h	家の庭	17.3	20.2	18.3	9.3	10.6
i	その他	19.9	18.2	16.5	32.0	21.3
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数		544	258	164	75	47

※1 「その他」の代表的な回答としては、家の駐車場、友達の家、なかきす児童センター、公民館、学童、野球場、サッカー場、バッティングセンター等であった。

※2 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生 回答数=314



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

問 前問で「よく遊ぶ」または「時々遊ぶ」を回答した人にお聞きします。放課後や休日で遊ぶ場所は、どのような場所ですか。

放課後や休日に遊ぶ場所を選択した回答の割合

単位：%

選択項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	学校の校庭	10.4	8.4	9.1	13.8	14.0
b	近くの公園	27.8	28.0	43.6	24.1	12.0
c	空き地や原っぱ	2.9	1.9	3.6	0.0	6.0
d	川	1.2	1.9	1.8	0.0	0.0
e	海	16.2	11.2	10.9	27.6	26.0
f	山・森林	0.4	0.0	0.0	3.4	0.0
g	遠くの大きな公園	2.9	1.9	3.6	3.4	4.0
h	家の庭	5.0	8.4	0.0	3.4	4.0
i	その他	33.2	38.3	27.3	24.1	34.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数		241	107	55	29	50

※1 「その他」の代表的な回答としては、友達の家、カラオケ、大型スーパー、テニスコート、安慶名城趾、児童館、スポーツ施設等であった。

※2 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

4) ふだんの生活の中で環境に対して心がけていること

問 ふだんの生活の中で、環境に対して心がけていることはありますか。

回答の選択肢：いつも心がけている、だいたい心がけている、ときどき心がけている、たまに心がけている、まったく心がけていない

5つの選択肢のうち、「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の回答を合計した割合を出し、80%以上(◎)、80%未満～50%以上(○)、50%未満～20%以上(△)および20%未満(×)として以下に示した。

小学生

環境に対して「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		呉志川	石川	勝連	与那城
a 電気や水のムダづかいをしないようにしている	○	○	◎	○	○
b 家の周りのそうじ	○	○	○	△	△
c ごみを道や公園に捨てない	◎	◎	◎	○	○
d 買い物にはマイバッグを利用している	○	○	○	○	○
e 空き缶やペットボトルの分別に協力している	◎	◎	○	○	○
f ものを大切にしている	◎	◎	◎	◎	○
g 家族で環境問題について話し合う	△	△	△	×	△
h 地域の清掃活動に参加している	△	△	△	△	×
i 環境や自然学習会に参加している	△	×	△	×	×

※ ◎は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%以上
 ○は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が20%未満

回答数	649	314	184	95	54	2(無回答)
-----	-----	-----	-----	----	----	--------

※ 無回答の質問項目については、「まったく心がけていない」として集計を行った。

中学生

環境に対して「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」を回答した割合

質問項目	市全体	地域			
		呉志川	石川	勝連	与那城
a 節電や節水	○	△	○	○	○
b 身近な自然を守るために活動している	△	△	△	△	△
c ごみを道ばたや公園に捨てない	○	○	○	○	○
d 買い物にはマイバッグを利用している	○	○	△	△	○
e 空き缶やペットボトルの分別に協力している	○	○	○	○	○
f ものを大切にしている	○	○	○	◎	○
g 家族で環境問題について話し合う	×	△	×	×	×
h 地域の清掃活動への参加	△	△	△	△	△
i 環境学習会・セミナーへの参加	×	×	×	×	×

※ ◎は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%以上
 ○は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が80%未満～50%以上
 △は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が50%未満～20%以上
 ×は、心がけていること（「いつも心がけている」と「だいたい心がけている」の合計）が20%未満

回答数	314	137	70	35	70	2(無回答)
-----	-----	-----	----	----	----	--------

※ 無回答の質問項目については、「まったく心がけていない」として集計を行った。

5) 将来のうるま市の環境

問 将来のうるま市は、どのような環境になっていたらいいと思いますか。(複数回答可)

小学生

将来のうるま市の環境に対する回答の割合

単位：％

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 水や空気がきれいなまちになっている	16.4	16.6	19.0	13.6	11.3
b 道や公園にごみがなく、きれいなまち	13.5	13.0	14.4	15.1	10.7
c 地震や津波などに強いまち	13.3	14.0	10.8	12.9	18.2
d きれいな山・海・川がある	14.1	12.9	17.0	12.2	15.1
e みんなが自然を大切にしている、たくさんの生きものがある	13.0	13.1	12.1	11.8	17.0
f みんながリサイクルに協力し、ものを大切にしている	4.0	4.0	3.4	6.5	1.9
g エイサーなどで、にぎやかなまち	9.8	9.3	9.3	11.1	11.3
h グスクなど、歴史的なものがおおく整備されている	3.5	4.4	1.7	4.3	2.5
i 地球にやさしいまち	10.9	10.6	11.4	11.8	8.8
j その他	1.6	2.0	0.9	0.7	3.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	1,896	922	536	279	159

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

中学生

将来のうるま市の環境に対する回答の割合

単位：％

選択項目	市全体	地域			
		具志川	石川	勝連	与那城
a 水や空気がきれいなまちになっている	15.5	16.5	15.5	16.7	13.1
b 道や公園にごみがなく、きれいなまち	13.6	14.1	13.4	16.7	11.1
c 地震や津波などの自然災害に強いまち	12.5	13.4	12.8	11.8	11.1
d きれいな山・海・川がある	21.2	21.1	22.5	23.5	19.1
e みんなが自然を大切にしている、たくさんの生きものがある	8.8	9.3	9.1	8.8	7.5
f みんながリサイクルに協力し、ものを大切にしている	2.6	2.3	3.2	2.9	2.5
g エイサーなどで賑やかなまち	11.7	10.0	10.7	9.8	17.1
h グスクや古い民家など、歴史的なものが多く整備され残されている	7.4	4.9	5.3	4.9	15.6
i 地球環境にやさしいまち	5.1	6.2	5.9	3.9	3.0
j その他	1.5	2.3	1.6	1.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数	877	389	187	102	199

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

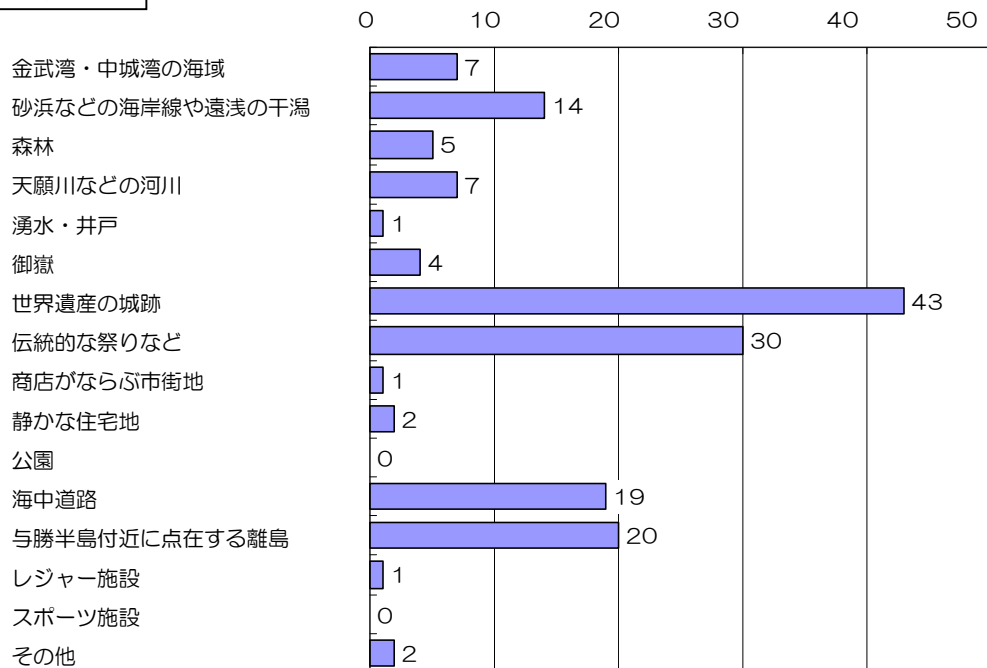
2.6 学校関係者（クラス担任）

（1）設問への回答

1) 自慢できるもの、大切だと思う環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

回答数=156

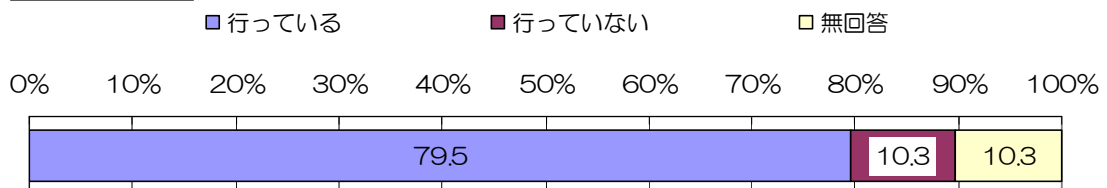


2) 環境をテーマとした学習を行っているのか

問 あなたの学校またはクラスでは、「総合的な学習の時間」などにおいて環境をテーマとした学習を行っていますか。

(a) 小学校

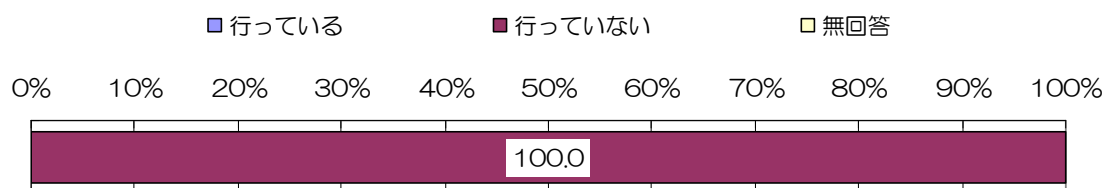
回答数=39



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

(b) 中学校

回答数=14



※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

2.7 自治会

(1) 回答者属性

1) 所在地

アンケートに回答いただいた自治会は、具志川地域が21件、石川地域が8件、勝連地域が3件、与那城地域が7件の合計39件であった。

(2) 設問への回答

1) うるま市の重要な環境

問 うるま市の環境で自慢できるもの、大切だと思うものを3つ選択してください。

うるま市の環境で「自慢できるもの」、「大切だと思うもの」を選択した回答の割合

単位：％

選択項目		市全体	地域			
			具志川	石川	勝連	与那城
a	金武湾・中城湾の海域	4.4	6.3	4.8	0.0	0.0
b	砂浜などの海岸線や遠浅の干潟	9.7	7.9	4.8	11.1	20.0
c	森林	0.9	0.0	4.8	0.0	0.0
d	天願川などの河川	5.3	7.9	4.8	0.0	0.0
e	湧水・井戸	2.7	1.6	9.5	0.0	0.0
f	御嶽	3.5	0.0	4.8	11.1	10.0
g	世界遺産の城跡	21.2	22.2	19.0	22.2	20.0
h	伝統的な祭りなど	18.6	17.5	28.6	0.0	20.0
i	商店がならぶ市街地	1.8	3.2	0.0	0.0	0.0
j	静かな住宅地	1.8	1.6	0.0	11.1	0.0
k	公園	3.5	6.3	0.0	0.0	0.0
l	海中道路	13.3	14.3	4.8	11.1	20.0
m	与勝半島付近に点在する離島	10.6	9.5	4.8	33.3	10.0
n	レジャー施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
o	スポーツ施設	0.9	1.6	0.0	0.0	0.0
p	その他	1.8	0.0	9.5	0.0	0.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回答数		113	63	21	9	20

※ 割合の数値は四捨五入していることから、合計が一致しない場合もある。

● 用語解説

矢印（→）は関連項目

数字・アルファベット

BOD（Biochemical Oxygen Demand の略）

「生物化学的酸素要求量」を参照

COD（Chemical Oxygen Demand の略）

「化学的酸素要求量」を参照

NPO

Non Profit Organization または、Not for Profit Organization の略で、日本語では「民間非営利組織」と訳される。特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）、ボランティア団体や任意団体等の市民活動団体を含む。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単に PDCA という場合もある。なお、この考え方は、ISO14000 のマネジメントシステムなどに採用されている。

PM2.5（微少粒子状物質）

大気汚染の原因物質の一つであり、大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子（ $1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の一）で、微小粒子状物質という呼び方をされることもある。

従来から環境基準を定めて対策を進めてきた SPM（浮遊粒子状物質）は「大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」を指すが、近年はより小さな浮遊性粒子状物質である PM2.5 の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになった。

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準として「1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定められている。

ISO14001

→エコアクション 21

ISO 14001 は、サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減お

よび環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格である。

環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。ISO14001 を取得した企業は、その成果を環境報告書として公表することや取引先に対してグリーン調達を求めるようになってきている。

Lden（Level Day-Evening-Night の略）

→WECPNL

時間帯補正等価騒音レベルのこと。容易に測定ができ、かつ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものである。

日本では、平成 19 年 12 月の「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第 154 号）」の一部改正により、航空機騒音の環境基準は、WECPNL から Lden へと変更された。

WECPNL（Weighted Equivalent

Continuous Perceived Noise Level の略）

→Lden

航空機騒音のうるさを評価する指標で、日本語では「加重等価平均感覚騒音レベル（うるささ指数）」と呼ばれている。

現在では、航空機騒音の評価指標としては、時間帯補正等価騒音レベル（Lden）が使用されることとなった。

4R

4R とは、ゴミを減らすための具体的な方針として、Refuse「リフューズ」、Reduce「リデュース」、Reuse「リユース」、Recycle「リサイクル」の頭文字の 4 つの R を取って廃棄物減量のキャッチフレーズとして用いられている。

ア行**アイドリングストップ**

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物等の駐停車時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動をさす概念としても用いられる。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。

また、信号での停止時に、ギアをニュートラル位置に切り替えるなどメインスイッチを切らなくてもエンジンを停止できる装置が開発され、さらに、アイドリング機能を進化させ、減速時からアイドリングが停止する新しい機能を搭載した自動車の普及が進んでいる。

赤土等

強い降雨によって開発工事現場や農地等の土壌が浸食され、川や海に流出し水環境へ悪影響を与えることを赤土汚染と呼ばれ、当初、国頭マーヅとよばれる赤土が分布する沖縄島中北部で被害が多いことや視覚的にも流出水が赤色で目に付くことから「赤土汚染」とよばれていました。しかし、最近では、程度の差はあるが赤土以外の土壌（礫れき及び砂分を除く）等の流出による水環境への悪影響もみられるため、ジャングルやその母岩であるクチャも含めて「赤土等」と定義されている。

一般廃棄物**→産業廃棄物**

昭和 45 年制定の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の用語で、主として産業廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物をいう。具体的には生活ごみ、尿尿が中心となる。同法は、生活環境の保全に支障がないように収集処理することを市町村に義務づけている。

エコアクション 21**→ISO14001**

エコアクション 21 とは、環境省が CO₂ とコスト削減を目的に策定した環境マネジメントシステムで、ISO14001 が国際規格であるのに対して、エコアクション 21 は国内規格である。

そして、環境負荷削減のための取り組みや成

果を、環境活動レポートで公表することで、取引先や消費者等、社会から信頼を得るための仕組みで、認証登録にかかる経費も比較的少なくすむため、取り組みやすいシステムである。

エコタウン

通産省（現経済産業省）及び厚生省（現在は環境省所管）によって平成 9 年度に創設された環境・リサイクル産業育成と地域振興を結びつけた事業である。具体的には、地方公共団体が推進計画（エコタウンプラン）を作成した場合に、国の承認を受けると、一定のソフト事業やリサイクル関係施設の整備に補助金が与えられる。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検等があげられる。結果として燃料消費も少なくなるため、「エコ」には「エコノミー」の意味も含まれており、経済的なメリットを得ることも目的のひとつである。さらに、急発進・急加速の抑制、早めのシフトアップ、定速走行等は安全性の向上にも結びつくため、事故防止の観点からも推奨されている。

屋上緑化**→壁面緑化**

建築物等によって自然の地盤から離された構造物の表層に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。通常、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。建築物の壁面の緑化も広い意味で「屋上緑化」という場合もある。緑化によって、夏季の冷房費の削減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める

働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。

平成9年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類（HFC 類）、パーフルオロカーボン類（PFC 類）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類が削減対象の温室効果ガスと定められた。さらに、現在では、三フッ化窒素（NF₃）が加わり、7種類となった。

力行

海岸漂着ごみ

国内、国外、陸上、河川、海上（船舶等）等を発生源とし、海上を漂流して、各地の海岸に漂着するごみのことを指す。

近年、沖縄県の海岸においても、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、医療系廃棄物等が、更には私達の生活から出たごみが河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけではなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

海成段丘

過去の海面に対応して形成され、海岸付近に分布する階段状の台地（段丘）地形で、段丘崖とその前面の平坦な台地面（段丘面）の組合せからなる。海的作用によって形成された段丘であることを強調して、海成段丘 marine terrace ということも多い。

琉球列島の多くの島々では、活発な造構運動のために、地質学的には新しい時代である第四紀の海成堆積物が広く陸上に分布し、世界的にみても、第四紀のサンゴ礁堆積物がこれほど広汎に分布する場所は限られており、琉球列島は学術的に極めて重要な地域であると言われている。

化石燃料

石油、石炭、天然ガス等地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源である。石油はプランクトン等が高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が

地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料の燃焼にともなって発生する窒素酸化物等は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

化学的酸素要求量（COD）

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって強制的に酸化されるときに消費される酸素の量（通常 mg/L で表わす）をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

外来種

人為等、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種を指す。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。マングース等の外来種は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。

このため、近年、移入種問題は、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされ、地球レベルでは生物多様性条約の枠組みの中で対策が検討され、また、国内では一部で移入種の駆除が進められているほか、移入種対策のための外来生物法が平成 16 年 6 月に公布され、翌年 6 月には生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな外来種（移入種）として 1 科 4 属 32 種が「特定外来生物」として第一次指定され、規制が開始した。また、外来生物のうち、定着している・いないにかかわらず、特に大きな影響を及ぼす生物を侵略的外来生物としている。

合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯等に使用した水（生活雑排水）を戸別にまとめて処理する浄化槽である。従来のし尿のみを処理する単独浄化

槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

なお、単独処理浄化槽は生活排水を未処理のまま垂れ流すことになり水環境の悪化につながるため、平成 13 年 4 月に廃止され、新設してはいけないこととなった。このため、我が国で浄化槽というときは合併処理浄化槽のことを指す場合が多い。

環境基準

環境基本法（平成 5 年）の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標として決められている。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染の環境基準が定められている。

光化学オキシダント

工場煙突からの排ガス中に含まれている窒素酸化物（NO_x）や自動車の排気ガス中に含まれている NO_x やガス状の炭化水素が、夏季の強烈な太陽光線のもとで光化学反応を起こし、オゾンの主成分とするオキシダントを発生する。一酸化窒素は太陽光線のもとで空気中の酸素で酸化されて二酸化窒素となり、原子状の酸素を遊離し、これがオゾン発生の原因といわれている。

なお、光化学オキシダントは、環境基本法に基づき、大気汚染に係る環境基準が決められている。

グリーンマーク商品

古紙を原料に再生利用した製品等に付けられる環境ラベルのひとつである。古紙等の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を目的としている。

コージェネレーションシステム

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

火力発電等、従来の発電システムにおける

エネルギー利用効率は 40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大 80%の高効率利用が可能となる。近年はオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入されつつあり、二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。

サ行

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物である。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。なお、産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例等により規定された文化財である。有形文化財、無形文化財、民族文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し保護と活用が図られているものを指す。指定文化財は、現状の変更の規制をうけ、その修理や管理についても、法・条例の規定により実施されることとなっている。

新エネルギー

石炭・石油等の化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電等に対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称である。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（平成 9 年）で定める新エネルギー等には、太陽光発電、風力発電等の再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。平成 14 年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材等を発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の 2 つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。

水洗化率

水洗化率とは、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合である。下水道が整備されても、水洗化されないと、施設は未利用のままであり、公共用水域の水質改善にはつながらない等の問題が生じる。なお、本市の水洗化率は、平成 25 年度末で 84.4% となっている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われている。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言える。公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

世界遺産

世界には、人類にとって共通の財産として未来に引き継いでいくべき豊かな自然環境や、歴史を伝える文化財が各地にある。昭和 47 年、ユネスコ総会で「世界遺産条約」が採択され、このような人類の遺産を「世界遺産リスト」として登録し、保護していくことが定められた。これが世界遺産で、1) 優れた価値を持つ地形や景観、生物の多様性の保全にとって重要な自然の生育地等の「自然遺産」、2) 普遍的な価値をもつ建築物や遺跡等の「文化遺産」、3) 両方を兼ね備えた「複合遺産」の区分がある。

本市の「勝連城跡」は、平成 12 年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとして世界遺産（文化遺産）に登録された。

ゼロ・エミッション

あらゆる廃棄物を原材料等として有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指すことである。

具体的には、生産工程での歩留まりを上げて廃棄物の発生量を減らし、廃棄物を徹底的

にリサイクルすることを目指す。

夕行

多自然型川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるとする自然環境に配慮した河川工事を示す。

具体的には、種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川に相応しい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としている。

太陽光発電

太陽光のエネルギーを直接電気エネルギーに変換する発電方式である。光起電力効果を利用した太陽電池を用いるのが一般的である。

太陽熱システム

集熱器で集熱した太陽熱を利用してつくられた温水を浴槽・台所・洗面室等の給湯に利用するもの「太陽熱利用温水器」と、太陽エネルギーをミラー等で熱媒体に集め、蒸気タービン等で電気に変える「太陽熱発電」の 2 つがある。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することである。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに、大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地球環境保全活動

地球環境問題とは、人類の将来にとって大きな脅威となる、地球的規模あるいは地球的視野にたった環境問題であり、(1) 地球温暖化、(2) フロン等によるオゾン層の破壊、(3) 熱帯林の減少、(4) 開発途上国の公害、(5) 酸性雨、(6) 砂漠化、(7) 生物多様性の減少、(8) 海洋汚染、(9) 有害廃棄物の越境移動の問題が主に認識されている。地球環境保全

活動は、これらの環境問題に対して、環境の保全上直接の効果を有するものをいう。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念である。

近年になって、食品に対する安全・安心志向の高まりや食料輸送等による環境負荷の軽減等で注目されるようになり、当初の意味合いとは異なって伝統的な農産物や食文化の復興といった意味合いで用いられるようになってきている。

底質中懸濁物質含量 (SPSS)

底質に含まれるシルト以下の粒径をもった微粒子の量で海域における赤土堆積量を評価するために用いられる。なお、SPSS は、Suspended Particles in Sea Sediment の略である。

八行

バイオマス

今日では、再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、海藻、動物の糞尿等の有機物がある。バイオマスエネルギーは二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーで、古来から薪や炭のように原始的な形で利用されてきたが、今日では新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。

バイオマスタウン

バイオマスタウンとは、域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域をいう。

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づ

き、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が「バイオマスタウン構想基本方針」を策定し、うるま市でも資源の有効利活用に向けて「バイオマスタウン構想」を平成18年度に策定した。

壁面緑化

→屋上緑化

壁面緑化とは、名前の通り建物の外壁部分を緑化することを指す。屋上緑化の外壁版とも言える。壁面にツタ類の植物を這わせることが一般的であり、建物の断熱性を高めるだけではなく、ヒートアイランド現象の改善効果や防音効果等もあるとされる。

ポケットパーク

街の一角などに設けられる小公園をいう。

区画整備や道路整備の交差点改良後の余剰スペースなどに、ベンチや植樹、遊具などを置くなどしてつくられた憩いの場とし、わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図るもの。

ホタルウオッチング

ホタルの観察や講話を通じて、ホタルの生態や環境との関わりを知るとともに、科学的な見方や考え方、自然の大切さについて学ぶものである。本市では、石川少年自然の家周辺で開催されている。

マ行

埋蔵文化財

埋蔵文化財という用語は、文化財保護法（昭和25年制定）で定義された法律・行政用語である。土地に埋蔵されている状態の文化財で、一般的には集落跡、古墳、窯跡、城跡等の遺跡、住居跡、井戸跡、墓跡等の遺構、土器、石器等の遺物をさしている。

マングローブ林

熱帯には多くの特徴ある森林が分布し、マングローブ林もその1つで、河口汽水域の塩性湿地に生育する森林である。なお、マングローブは、種の名前ではなく、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ等のヒルギ類等の耐

塩性のある種の総称である。

ヤ行

有機肥料

有機質資材を発酵・腐熟化させて生成した肥料をいう。一度、微生物が無機質に分解し、それを吸い上げるため、肥効はゆっくりであることが特徴で、環境への負担も少なく、微生物のエサとなるため、土壌活性化にも役立つ。

ユニバーサルデザイン

老若男女、障害者・健常者の区別なく、万人が公平に享受できる快適な建物・環境・製品を生み出すことを目的とした考え方である。

うるま市 市民部 環境課

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号
TEL : 098-973-5594 FAX : 098-973-6065

R100
古紙パルプ配合率100%再生紙を使用